



587-306



1200501524736

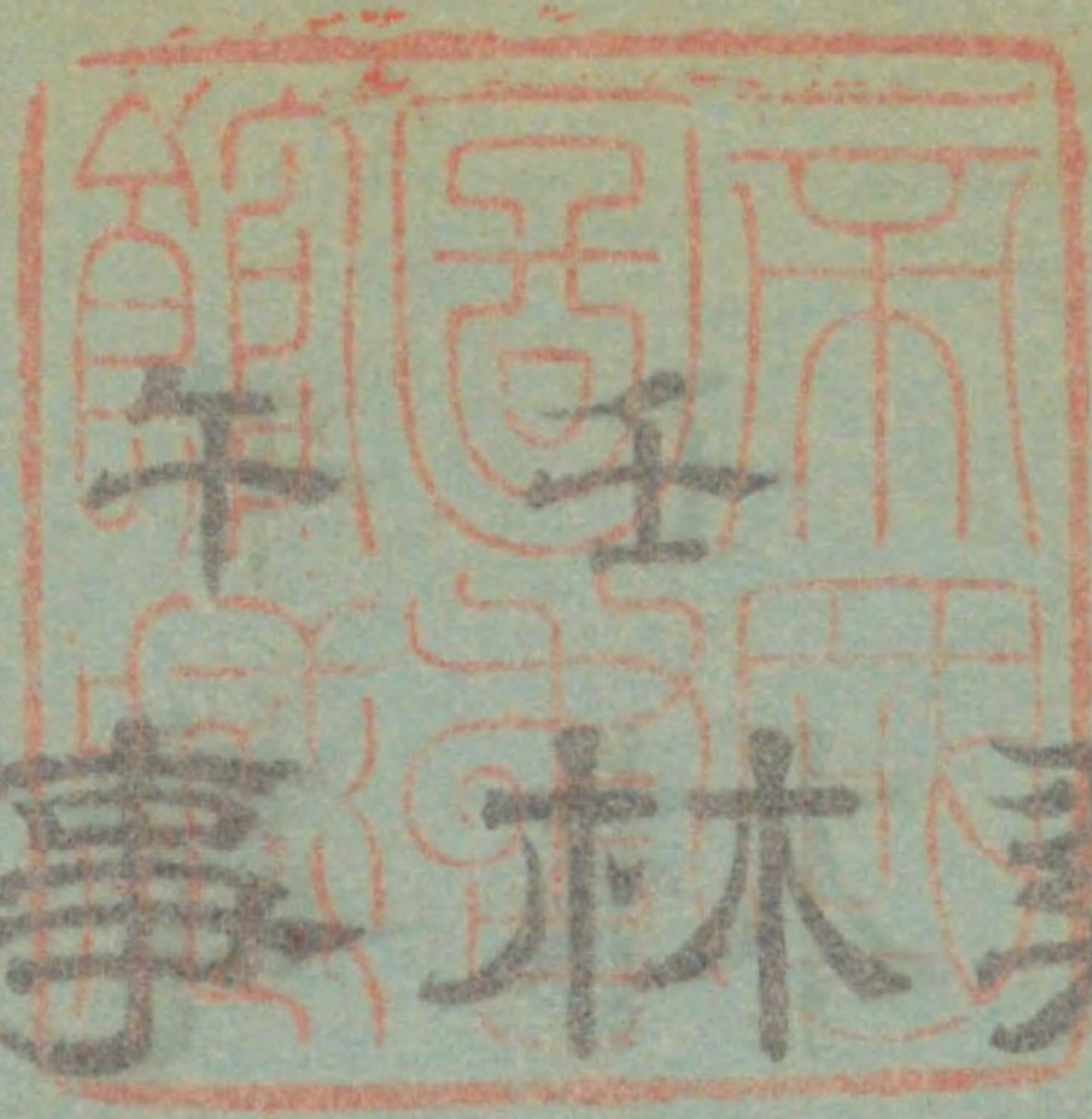
7

306

子金
鷓
林
子
變

新開館藏所業錄

286



鷗林事變

(新聞雜誌所載歸)

全

昭和七年七月二十三日

50年

明治十五年七月二十三日





鷺林事變

(新報館所載錄)

全

昭和七年七月二十三日

50年

明治十五年七月二十三日



鷺林事變

(新報館所載錄)

全

明治十五年七月二十三日



朝鮮を鷄林と稱する故事

問 朝鮮ヲ概稱シテ鷄林ト云ヘルガ鷄林トハ如何ナル故事ニ因ルヤ

編者附言 右ノ如ク江湖諸君ヨリ質問セラル、コト無慮五十有餘通ニ及ベ

リ編者未ダ其典故ヲ知ラザリシガ頃日適マ報知新聞ヲ讀ミ韓人某ノ説明ナ

リトテ左ノ一篇ヲ掲載アリシヲ見ル今コ、ニ抄録シテ諸君ノ質問ニ答フ

答 古詩慶州地林下有金鷄鳴而樹頭有金櫃掛在矣有人開櫃而視之則有一童子

自言曰我姓金也生而靈聖民立而爲王是則新羅首露王也凡我金姓之人厥初多

是首露王之後裔也慶州地因名鷄林而至今通稱鷄林者亦以慶州爲古都之故耳

明治十五年五月發行 螢雪學庭志叢 第十一號

587-306

序

東京帝國大學の法學部に附屬するものとして、明治新聞雜誌文庫の創立されしは、昭和元年の秋頃なりし。當時予は家藏の圖書を整理し、自家に關係なき圖書は、擧げて之を同大學の圖書館に寄附し、新聞雜誌の類は一括して之を明治文庫に贈れり。

此緣故によりて、其後同大學内に於て開きし新聞雜誌展覽會のある毎に招待されて行き、又同文庫を訪れし事も數回なりしが、主任者の熱心蒐集に感じ、同好友人を誘ふて同文庫の藏品(新聞雜誌四千餘種)を觀覽せしことも一再に止まらず、いつも其蒐集品の饒多にして天下無類の寶庫たるを痛感せざることなかりき。

予は昭和四年十月、先考義質の第十三回忌に際し、壬午事變の關係者武田甚太郎(尙)翁の令息武田勝藏君に囑せし『明治十五年朝鮮事變と花房公使』といへる一冊の著書を記念出版として頒布せり。今年は事變後滿五十年に達し、當日は記念祭典が行はれ又記念講演もありと聽き、予は何がな

再び記念出版をと思立ちしが、既刊書と其趣を異にせんとするには、明治新聞雑誌文庫の藏品を利用するにあらんかと考へ、予は之を主任者外骨君に計り、其豊富なる材料に據つて編纂せん事を托し、尙家藏の書類と錦繪をも交附し、足らざる錦繪は武田氏の藏品にて補充せり。

斯くて其稿の成りしを一閱すれば、豫想に優る巧妙の編纂にして「外骨君ならでは出来ない仕事」と認むべく、只其興味本位に傾く點の多きを憾とせらるゝ讀者もあらんかなれど、それは編纂者其人の性格上、無理ならぬ結果にして、其責は寧ろ依頼主の予が負はざるを得ざる所とす。

兎に角、本書の刊行は、大方諸氏に於ける批判の如何を問はず、予個人の近業としては、自ら満足し、先考地下の靈も亦同感なるを信ずるものにして、兼ねては明治新聞雑誌文庫の存在を宣傳するの効あらば幸なり。敢て序す。

昭和七年七月五日

子爵 花房太郎

昭和四年十月刊行の武田氏著『明治十五年朝鮮事變と花房公使』

にある花房太郎殿の序文 前略後省

當時、予は年猶幼、榎本武揚君並に外務省よりの通報に接し、一族と共に深く驚愕し、其後、來訪の人々の談話に依り、又好んで閲覽したる錦繪、又新聞繪畫に依り、悲壯の狀況を心に印せるのみなりしが、長ずるに及び、諸種の記録を繙き、又先考時々の追憶談を聞き、實際の事情を知るを得たり。其由來を研究するに、次いで起りたる日清・日露兩戰役の如きも、已に其端をこの明治十五年朝鮮事變に發するものなるに至れり。

先考と朝鮮との關係は、明治三年清國と對等條約締結の際、外務大丞柳原前光君に隨行し、清國に赴きたるに生まれり。翌年再び渡清、同五年朝鮮國釜山に到り、交易開始の端を開き、次いで、「マリヤルーズ」號事件・樺太境界問題等にて、露國に在ること二年、歸朝後、同九年外務大丞を以て朝鮮代理公使に任ぜられ、領事館の開始・居留地區劃・商法會議所・病院等の設立に盡瘁し、同十年朝鮮をして公使の駐紮を承認せしむること、及び釜山外二個所の開港を要求することの兩任務を帶び、軍艦高雄にて長崎を發し、對馬を経て釜山に到り、更に航路を轉じて、西海岸に出で、途次港灣の測量、及び視察を爲し遂に仁川より京城に入れり。前述の兩要求の交渉に對しては、朝鮮政府は徒らに曠日彌久、容易に我要求に應ぜず。同十一年一旦歸朝し、爾來屢々彼我の間に往來し

て、同十三年辦理公使に進められ、國書を携へて赴任し、始めて國王に謁し、公使駐紮の事、及び元山開港の議を了し、同十五年仁川開港の事を決したり。此の如く十有餘年に亘り、折衝の結果、我國の勢力漸次發展したり。偶々、朝鮮事大保守黨の嫉視を招き、竟に此の『朝鮮事變』を惹起したるものと云ふべきか。

凡例

○本書は花房子爵の依頼に應じて、壬午朝鮮事變の當時、即ち明治十五年七月末より同年十一月頃までの新聞雑誌を調べて材料を集め、其記事と圖畫を选拔したものである、披見した新聞雑誌の數は百五六十餘種であるが、事變關係の記事があるのは左の七十種に過ぎない

東京横濱毎日新聞	東洋新報	朝日新聞	東海曉鐘新報
東京日々新聞	明治日報	大阪新報(以上大阪)	函右日報
郵便報知新聞	時事新報	京都滋賀新報	岐阜日々新聞
朝野新聞	繪入自由新聞	西京新聞(以上京都)	福井新聞
讀賣新聞	中外物價新報	陸羽日々新聞	雪の夜かたり
東京繪入新聞	朝陽新報	山形新聞	神戸新報
有喜世新聞	開導新聞(以上東京)	栃木新聞	南海日報
いろは新聞	日本立憲政黨新聞	新潟新聞	土陽新聞
日の出新聞	此花新聞	信濃毎日新聞	江南新誌
自由新聞	大東日報	静岡新聞	彌生新聞

洋々社談	國友雜誌	交詢雜誌	學庭志叢	團々珍聞	能弄戲珍誌
近事評論	東京輿論新誌	花月新誌	小學雜誌	驥尾團子	我樂多珍報
扶桑新誌	議政雜誌	古今詩文詳解	小學教文雜誌	東京新誌	自由新誌
江湖新報	名家演說集誌	雅學新誌	霜葉雜誌	鳳鳴新誌	湊波餘韻
内外政黨事情	政事月報	話の種	友雅新報	親釜集	紫溟雜誌

以上の外、單に参照とした雜誌の類は數種あつた

○本書の記事中、同一事實の重複する所がある、それは詳略併載の必要より生じた拔記上の已むを得ない所であつた、又月日の前後交錯する所もあるが、それは記事の類聚上、分離し難い爲めであつた、且つ紙面の體裁上、圖畫又は圖畫入記事を直接關係のない場所へ挿入したのも二三ある、いづれも看者の諒解を得たい事である

○本書の取材に何月何日の何新聞所載とあるのは、其新聞ばかりに載つた記事もあるが、十中の八九までは、多くの新聞記事中、最も簡潔であるとか最も確實であると認められた記事を抜いたのである

○本書は單に編纂ばかりでなく、印刷、校正、裝禎までをも全任されたものであるから、總ての責任は予一人が負ふのである

總 目 次

緒言	朝鮮京城事變の初電報	その後の第二報と第三告諭	變報に接して内閣諸公の會議	神功皇后加藤清正西郷隆盛の靈	諸新聞紙上に掲出されたる暴動顛末記	天然亭	遭難記念碑	戦死者の遺族に祭料と略傳	遭難者警部岡兵一の手記	朝鮮暴徒我公使館を襲撃する圖	陸軍中尉堀本禮造暴徒と奮戦の圖	諸新聞社よりの特派通信員	北垣國道と服部直、前島密と岡島官藏	誤報を傳へし三新聞の發行停止	新聞記事制裁の新法文	私人の暗號電報停止	竹添進一郎及榎本武揚の書翰		
一	二	五	九	一〇	一二	一七	二一	二二	二三	三一	三七	四一	四四	四七	五四	五五	五六		
朝鮮の國旗	日英親好の輝きと見るべき美談	下關及濟物浦に於ける戦死者祭典	遭難者自署集	遭難者記念撮影	諸官省より出入を差止められし新聞社員	暴風雨を冒して舟に乗り難を避くる圖	遭難者石幡東嶽の自詠詩	暴徒に説諭を加へたるが爲め殺されし人	從軍願と献金願	朝鮮開化黨の一人たる金玉均	激論のためか演說會の中止解散	韓々儂舊連衆	下卑たる比喩的記述の平和説	暴動の張本人大院君(李夏應)の惡虐	大院君の性格を賞揚せし辯護説	馬建忠に勅命にて大院君を拘引す	清國皇帝が李夏應を拘置せしめし理由	毒殺と傳へられたる王妃の隱顯	虛傳の主唱者は大院君か
六〇	六四	六六	六九	七〇	七一	七三	七四	七五	七六	七八	八〇	八一	八二	八四	八五	八六	八八	九〇	九三

千金丹が事變の影響を受けし餘談	九四	演劇に擬したる俳優の遭難諸士	一七五
昇給慰勞祭祀贈與等の特典	九五	親日派尹雄烈の避難逃走と其密報手書	一七七
諸新聞雜誌所載論說一覽表	九七	亡命者尹雄烈の談話	一八〇
事變當時の東京新聞及各地新聞寫眞	一〇六	これけチーからぼん	一八七
東京諸大新聞の論調概観	一一七	御用新聞社を罵る民権派の新聞	一八八
遭難當夜に於ける英氣の劔舞	一三三	問罪使節として再渡韓の花房公使	一九〇
事變突發當初の堅實論	一三四	朝鮮政府に對する花房公使の談判始末記	一九五
大東日報記者原敬の平和主義朝鮮論	一三七	追加要求に對する朝鮮政府の承認書	二〇三
溫和説を駁せし改進黨の新聞紙	一四二	我國と朝鮮國との和議修好條約	二〇四
開戦論者が平和論者に變ず	一四四	修信使として朴泳孝の來朝	二一〇
韓國不可征論	一四六	神戸に於ける花房公使招宴會	二一一
讀賣新聞に出たる漫畫	一四七	横濱に於ける花房公使歡迎會	二一二
斥洋攘夷の碑を毀たしむ	一四八	花房母堂の歡喜と感泣	二一四
北支那日々新聞の日清戰爭豫言論	一五〇	天皇陛下に謁見恩賞を賜る	二一五
新聞社説の續稿差止	一五二	花房公使に對する祝賀會	二一八
時事新報所載論說雜報一覽表	一五三	花房公使の履歷	二二五
虎肉と豚肉で日本酒	一六五	事變關係の詩歌俳句集	二三三
新聞の記事論説を抜載せし單行本	一六六	事變關係廣告の例	二四一
當時の事變を描ける錦繪の數々	一六九	附録	二四五
韓紅大倭錦	一七二	跋	二五三

壬午 鷄林 事變

諸新聞雜誌所載錄

外骨編纂



總ての歴史は、諸種雜多の資料を蒐集整理して、それを概括的に歴叙するのが正式である、然るに本書は、事變當時の諸新聞雜誌に載せられて居る記事そのまゝの抜録を主とするもので、從來アマリ例のない事である、随つて原文尊重のために事實の重複する所があり、又時代文章のヘンな句調で読み苦しい所も少くない、されどもそれが本書に價値を附ける所であらうか。本書發意者花房子爵の主旨も亦そこにありで、後人に作爲されたる記述よりも、寧ろ事變當時の現状反映等、所謂ありのまゝの集録が、素朴であり率直であり、シンケン實寫の活歴史であると思惟されての立案と認められた、予は其立案に賛成し、喜んで本書編纂の依頼に應じ、爾來數十日の間、日夜興味を得つゝ編纂を了へたのである、若し幸に披閱者を益する所があれば、それは予の勞によるものでなく、全く明治新聞雜誌文庫の存在を意義あるものと認識されたいのである

朝鮮京城事變の初電報

長崎七月三十日午前零時三十分發電報 外務省發表 (諸新聞所載)

本月二十三日午後五時激徒數百人不意ニ起リテ公使館ヲ襲撃シ矢石銃丸ヲ飛バン火ヲ放チ燒キ立タリ盡力防禦七時間ヲ經タレ共政府ノ援兵來ラズ一方ヲ切り開キ王宮ニ到ラントスレドモ城門開カズ已ムヲ得ズ仁川府ヘ立ち退キ休息スル内同府ノ兵又不意ニ起テ襲撃シ巡查二名即死三名手負外ニモ死傷アリ漸ク切抜ケ濟物浦ヨリ船ニ乘リ二十六日南陽沖ニテ英吉利測量船フライングフィッシュニ出合ヒ丁寧ナル扱ヲ受ケ手負迄モ無事只今長崎ニ到着セリ右二十三日ハ激徒王宮及ビビンタイコウビンケンコウノ家ヲモ襲ヘリト聞コエ殊ニ仁川ノ事モアレバ釜山元山モ油斷シガタシ保護船警城艦今元山ニアリ外一艘直ニ釜山ヘ遣ハサレ保護旁京城其ノ後ノ模様國王并ニ政府ノ變化安危如何ヲ聞合セラレタシ近藤書記官水野大尉外二十四人長崎歸着堀本中尉外八名生死分カラズ

長崎 花房 義 質

外務 卿 井 上 馨 殿

通信機關のマダ開けない時代、一週間前の事變を此電報で初めて知つたのである、諸新聞社はこれを號外として報道した

初電報の號外

定 時 自 由 新 聞 刊 行

明治三十七年七月三十日

朝鮮京城事變の初電報

長崎七月三十日午前零時三十分發電報 外務省發表

本月二十三日午後五時激徒數百人不意ニ起リテ公使館ヲ襲撃シ矢石銃丸ヲ飛バン火ヲ放チ燒キ立タリ盡力防禦七時間ヲ經タレ共政府ノ援兵來ラズ一方ヲ切り開キ王宮ニ到ラントスレドモ城門開カズ已ムヲ得ズ仁川府ヘ立ち退キ休息スル内同府ノ兵又不意ニ起テ襲撃シ巡查二名即死三名手負外ニモ死傷アリ漸ク切抜ケ濟物浦ヨリ船ニ乘リ二十六日南陽沖ニテ英吉利測量船フライングフィッシュニ出合ヒ丁寧ナル扱ヲ受ケ手負迄モ無事只今長崎ニ到着セリ右二十三日ハ激徒王宮及ビビンタイコウビンケンコウノ家ヲモ襲ヘリト聞コエ殊ニ仁川ノ事モアレバ釜山元山モ油斷シガタシ保護船警城艦今元山ニアリ外一艘直ニ釜山ヘ遣ハサレ保護旁京城其ノ後ノ模様國王并ニ政府ノ變化安危如何ヲ聞合セラレタシ近藤書記官水野大尉外二十四人長崎歸着堀本中尉外八名生死分カラズ

自由新聞號外

朝鮮京城事變の初電報

長崎七月三十日午前零時三十分發電報 外務省發表

本月二十三日午後五時激徒數百人不意ニ起リテ公使館ヲ襲撃シ矢石銃丸ヲ飛バン火ヲ放チ燒キ立タリ盡力防禦七時間ヲ經タレ共政府ノ援兵來ラズ一方ヲ切り開キ王宮ニ到ラントスレドモ城門開カズ已ムヲ得ズ仁川府ヘ立ち退キ休息スル内同府ノ兵又不意ニ起テ襲撃シ巡查二名即死三名手負外ニモ死傷アリ漸ク切抜ケ濟物浦ヨリ船ニ乘リ二十六日南陽沖ニテ英吉利測量船フライングフィッシュニ出合ヒ丁寧ナル扱ヲ受ケ手負迄モ無事只今長崎ニ到着セリ右二十三日ハ激徒王宮及ビビンタイコウビンケンコウノ家ヲモ襲ヘリト聞コエ殊ニ仁川ノ事モアレバ釜山元山モ油斷シガタシ保護船警城艦今元山ニアリ外一艘直ニ釜山ヘ遣ハサレ保護旁京城其ノ後ノ模様國王并ニ政府ノ變化安危如何ヲ聞合セラレタシ近藤書記官水野大尉外二十四人長崎歸着堀本中尉外八名生死分カラズ

第三報は内務卿より各府縣の長官に訓示したものである、何故か當時の諸新聞紙上にはこれを掲出せしめず、只僅に一二地方の御用新聞がこれを掲出したに過ぎなかつた

第三報

今回起リタル朝鮮事變ノ儀過日其概況ヲ報道セリ此後緊要ノ事ハ尙續々報道スヘシ此際猥リニ巷説ヲ妄信セス我報道スル所ロニ依リテ思想ヲ一定シ深ク管下人民ノ舉動ニ注目スヘク此機ニ乘シ輕躁ノ徒猥リニ浮説ヲ唱ヘ結合ヲ謀ル様ノ儀コレアラハ精々説諭ヲ加ヘ鎮靜スル様取締リスヘシ此旨訓示ニ及フ

明治十五年八月三日

此訓示を受けた各府知事縣令は其管下の郡區長に第一報第二報を添へて左の内示を發した別紙ノ通り今回朝鮮事變ノ儀ニ付電報有之就テハ政府ニ於テ專ラ穩當ヲ主トシ處分可相成應算ノ趣ニ付キ管下人民ニ於テモ猥リニ巷説ヲ妄信シ輕躁ノ舉動無之様豫テ注目シ自然浮説ニ惑ハサレ結合ヲ謀ルガ如キモノアラバ精々説諭ヲ加ヘ若シ疑惑ヲ抱キ自ラ尋ネ出テ候モノ有之候ハ、前陳ノ旨懇篤相諭シ取締方注意致スヘシ此旨内示候事

明治十五年八月七日

東京横濱毎日新聞號外附録 明治十五年八月六日

朝鮮の劇變に就ても其後報如何と世人の耳を欵て我輩の報道を待たるゝ所なれば我輩も十分に探訪に手を盡せども屢々記せる如く事の外交に關するを以て之を聞く極めて難し左の電報の如きも探訪者が本社に報せしは昨夜深更に及び既に本日の新聞印刷の後に在り而して明日は休刊なれば取敢へず號外附録として看官諸君に報ず其詳細は之を次號に載すべし

昨日零時四十分在馬關なる花房公使及盤城艦長青木少佐より其筋へ達したる電報によれば

大院君國政ヲ執ル國王生死分ラズ王妃、世子ノ妃、李最應、金輔鉉、閔謙鎬、閔台鎬、尹雄烈、殺サル堀本中尉、池田平之進、岡内恪、

黒澤某、巡査三名モ亦殺サル釜山浦居留地ハ無事ナリ或ハ云フ國王ハ無事ナリト

右報知によれば逆徒は我公使館を襲ふたる時彼の王宮をも襲ふたるに相違なし而して逆徒の巨魁は斥和黨の首領たる大院君なる歟或は逆徒王宮を奪ふたるにより大院君尊長の王族なるを以て假に國政を執りし歟兩閣氏は大臣にして保守黨なりと聞く然るに二氏殺さる我輩此變事を報道するに隔靴の憾なき能はず看官幸に後報を待ち給へ

○又右に付本日は例の休日なれ共大臣參議一同に臨時内閣へ出られ 聖上にも出御在ます由又外務省も平日の通り諸官員總出仕にて事務を取扱はる又昨日海軍卿より各軍艦へ更に命令する迄は乗組員一切上陸ならず即刻横須賀造船所へ廻航成規の通り船體の検査を受く可き旨を達せられたるよし

毎日新聞社

東京京橋區元數寄屋町二丁目 東京局
横濱區本町六丁目八十二番地 横濱局
假編輯長 廣川善造 印刷人 作本棟造

右の如く虚實相半の報道は頻々と諸新聞紙上にも續出したが、八月十日後になつて事實の確報を得るに到つたのである

こゝに今日の人々が見て奇異とするのは「號外附録」の語であらう、號外は號外、附録は附録として別物に成つたのは明治二十年頃の事、其前の過渡期には、此語を怪む者もないので、號外を「附録」と記して發行し、附録を「號外」と稱して發行した例もあつた



我公使館に朝鮮徒暴侵入の圖

繪 錦筆延周本橋

變報に接して内閣諸公の會議

明治十五年八月一日發行 郵便報知新聞 第二千八百四十二號

朝鮮國の變事に付昨日は早朝より大臣參議及び陸海軍の將校方十數名が内閣へ參集せられ種々御評議の席へ聖上にも出御あらせられ處分の方法を聽しめされしやに承まはる又た野村驛遞總監には嘗て朝鮮へ赴き其の地理等に悉しきを以て此日召に應じて出頭せられ御評議の席に列せられ午後三時過るころ一同退散致されしといふ (次號の紙上には左の如くある)

朝鮮の變報に付いて内閣の諸公は直ちに謀議せらるゝ處ありとは前號に記せしが道路の説く所を聞くに諸公の論平和と討韓の二つに分れ平和を是とする方は兄弟牆に閱ぎ外侮を禦がざるは得策にあらず朝鮮政府彼の暴徒を懲罰し償金を納れなば我國の體面を損することなく外邦に對しても敢て耻る處なかるべしと云はれ討韓を主張する方の論は彼れ頑固にして年來我が寛假するのみならず百方誘導して開明に進ましめんと欲し財を費し力を盡すこと尠少にあらず然るも猶ほ覺知せず恩に報するに仇を以てす若し今日にして斷然膺懲の處爲に出でずんば彼れ我を侮るのみならず歐米諸邦の笑ふ所とならん加之日本人民の韓奴に憤恚を懷くこと久し宜く急に兵を出して激徒を討ち韓朝の怠慢を責めて我が國民の鬱結する憤恚を散ぜしむべしと述べられしが事重大なるを以て未だ其議を決せ

られずといふ其説の眞偽は元より保證する能はず

此の外、時事新報には「直に問罪の軍艦兵士を派遣すべしとの激論ありたれどもそれは餘りに早計なり目下各國交際の時に當り萬國公法を蔑如したるの處置なきことを要す依て先づ花房公使へ護衛の軍艦陸兵を附し再び京城に到り尋常外交の手續に依て平穩に談判せしめ時宜止むを得ざるに至りて公然宣戰の旨を通じ爾後の處分は出征將軍の手に引渡す可し其迄は百事總て當任の外務卿に委ぬべしとか云ふ評決となりしやにて外務卿井上馨君が直に馬關出張を命ぜられ在長崎の花房公使には馬關迄引揚ることを申達せられたるよし井上外務卿が横濱出帆の立海丸にて馬關へ到着の上一切の處分に付き花房公使へ訓令を傳へらる可しと云ふ」とあつた

神功皇后、加藤清正、西郷隆盛の靈

明治十五年八月十一日發行 京都 我樂多珍報 第百十五號

日本政府が朝鮮を討つべきか否かの評定をして居る所、そこへ三韓征伐の神功皇后と武内宿禰の靈が現はれ、又加藤清正も出て膺懲の軍を起すべしと教唆し、一方には征韓論者であつた大擧丸西郷隆盛が「オレヲ忘れまいのう」と叫んで居る體のボンチ 錦隣子(久保田米僊)筆

同志には此外、高島少將が武威を示す體、花房公使が馬建忠を嘲る體の戲畫もある



諸新聞誌上に掲出されたる暴動顛末記

一一

神戸新報の附録、又は西海日報(長崎)の附録(いづれも號外のこと)に據るとして明治十五年八月十日發行の東京日々新聞、東京横濱毎日新聞、自由新聞、時事新報、明治日報、東京繪入新聞等が一齊に「水野大尉松岡中尉千原軍曹等の口話を筆記せるものなり」とて左の如く掲出してあるが、花房家の記録中には「朝鮮激徒暴動顛末記」と題した同一の報告文があり、單だ片假名と平假名の相違のみで、終りに「明治十五年七月二十七日、於英艦飛魚號内、近藤書記官記」とある、政府當局者へ提出前なので此記を故らに口話筆記として掲出せしめたのであらう

明治十五年七月二十三日午後三時訓練下都監領官の使來り(下都監は朝鮮政府洋式兵操練の場所にして堀本中尉も之に寓せり領官即洋式兵の士官なり)一書を差出す之を披見するに亂民黨を作し今兵隊と相闘へり日本諸公を犯干せんと欲するの意あるに似たり若し公館を侵襲するあらば放銃揮劍自防の計を煩す云々之れに續て公使館雇の朝鮮人外より歸り來り告て曰く今亂民數百大闕を犯し又閔台鎬閔謙鎬の邸を襲ひ家屋を毀壞せりと又下都監寄寓の我陸軍語學生岡内恪池田平之進及び私費語學生黑澤盛信の三名公館に來らんと欲して途中南大門の邊に於て暴徒の爲めに毆打せられたりと其率る所の小童走り來りて之を報ず因て先づ之を護迎せしむる爲めに二等巡查川上堅輔同池田爲善

三等巡查本田親友を派す引續き差備官より奇變忽ち起れり公使以下皆速に後山に避けよと告げ又差備官李承謨特に來りて之を促せり故に答ふるに若し亂民ありて我公館を犯さんと欲せば政府宜しく兵を派して護衛せらるべし速に此意を京畿觀察使に告げよ李承謨諾して歸り去る此時館後の丘山に朝鮮人の來集する者頗る多く門前往來常ならず依て陸軍々曹千原秀三郎二等巡查宮銅太郎を後山に登らしめ其景況を視察せしむ須臾にして歸り報じて云ふ只京畿監營の近傍塵氣滿空城内の如きは未だ其動靜を審にす可らず山上の人喧鬧石を投ずる者あり於此館内稍や守を嚴にす而して館の前後朝鮮人の來り集る事倍々加り前面城壁の上下も亦人ならざるはなし其數幾千なるを知らず公使館雇の朝鮮人皆逃れ去て一人を留めず時に午後五時半頃門前忽ち一喊聲を發す山上山下齊しく之に應じ石を飛ばす霰の如し羽箭亦多く飛來る勢ひ前後の門を奪て闖入せんと欲するが如し陸軍大尉水野勝毅二等警部岡兵一館員及び巡查を指揮し要處を守禦し特に前門を開き其闖入を待て鑿殺せんと欲し肅然相待つと雖ども敢て入る者なし時に亂民中火を放て火を放てと呼ぶ者あり須臾にして火を館後の一民家に放ち續て伴接官出張所の門庶を焼き又館右差備官の詰所を焼く餘焰延て館舎に及ばんとす七等屬淺山顯藏一等巡查小林志津三郎短銃を以て放火者を狙撃し數人を斃す依之賊稍や躊躇すと雖も合圍益々密に銃を放ち箭を飛ばし石を抛ち火を投じ毫も退縮の勢なく咆哮の聲市街山野に充滿せり當初館員皆以爲く亂民多勢なりと雖も敢て館内に闖入する者なし暫く支へて時を経ば朝鮮政府必

一三

す兵隊を出し之を鎮壓すべしと故に各努力相防ぎ延て夜半に及ぶと雖も政府敢て一兵を出さず而して賊吹角喊聲相應じ勢益々激し四隣の民家盡く火となり炎焰既に官舎に及び矢石銃丸皆公堂に集り其火を被らざるもの獨り公堂及び清遠閣天然亭あるのみ茲に於て館員皆公堂に會し公使の令を待つ水野大尉曰く事既に迫れり從容死を茲に待つか或は一方に突出して運を試むるかの二に過ぎず願くは公使早く之を決せよ御雇水島義及び小林等曰く突出して後山に登り間道より楊華津に出づる難きに非ず岡警部曰く山路峻衆齊進する能はず矢石の爲めに徒死するのみ如かず正門を突出し死人の山を築き死を潔うせんにはと公使令して曰く諸説未だ盡さざる所あり須らく正門より出て先づ大路を経て京畿觀察使の營に到り守護を乞ふべし若し觀察使にして守護する能はざれば須く王宮に赴き國王と安危を共にすべし徒に辱を山野に曝す勿れ衆皆之に服す而して正門外賊蟄集之を經過する甚だ難し衆必死を決し隊列を整へ番號を定め現員總數二十八名（館員松岡中尉御用掛杉村濬同久水三郎御雇高尾謙三及陸軍語學生武田甚太郎の五名本日居留地取締りの爲め濟物浦に赴けり故に此數に與らず且先刻陸軍生徒を迎へしめたる巡查三名終に歸り來らず又堀本中尉及び生徒三名の生死終に知る由なし）岡淺山先驅たり千原水島殿たり時に夜十二時火を公堂に放ち國旗を翻し各劍を揮ひ吶喊して正門より突出す賊萎靡四散門前より大路に至るの間路甚だ狭し賊豫め柵を結び我進撃に備へしも我舉其の不意に出づるを以て狼狽逃走自ら其柵に蹶倒し且路狭く人多く猝かに退く能はず我衆

進んで之を斫る大凡廿餘名終に一條の血路を開き大路に出づ賊畏縮敢て近かず只遠所に在て瓦礫を擲つのみ於是更に整列點呼するに獨り佐川晃左腿に一小傷あるのみ夫より徐歩して觀察使の營に至れば小門開けり入て大門内に及べは四五輩門の樓上に在て瓦を擲つあり短銃を放て之を追ひ又一人を斫る餘皆逃匿す猶進で三門を過ぎ宣化堂（觀察使の正堂）に至る寂として人なし察するに觀察使も亦王宮に入侍せしならん故に足を茲に止めず再び大路に上り南大門に至り扉を敲き門將を呼べ共答へず鐵扉嚴重外より開くに由なし公使云く我分是に至つて盡きたり寧ろ此地に在て再び襲撃を受けんより須く楊華津に至り後圖を議すべしと是れより路を轉じて楊華津に至る時に降雨衣帽皆濡ふ道路暗黒屢ば岐路に迷ふ回顧すれば遙に火光天を衝くを見る是れ我公館の焰燒するなり二十四日未明楊華津に至り暫く該鎮に據り京城の消息を聞かんと欲す該鎮微弱頼むに足らず依て再び避て仁川に赴かんとす一書を裁し鎮將に托し同文司經理事并に京畿觀察使に寄す其の大意は前日來の形勢大略を述べ政府の派兵保護するを待てども一兵來らず王宮に赴かんとすれども南大門開かず已むを得ず避けて仁川府に赴かんとす貴政府速に亂民を鎮壓するの計をなすを望む云々是より渡口に臨み掉子を促せども來るものなし因つて舟を奪ひ自ら渡る（淺山槽を揺す）前夜より降雨歇まず是に至て雷鳴暴雨車軸を流すが如し泥路滑々誤て迂徑に走り衆疲勞甚し午前十時頃富平の成谷里に至り一家に入り小憩し麥を炊て飢に充て再び雨を衝て程に上り午後三時仁川府に着せり

府使鄭志鏞自から出で迎へ（差備官高永喜居留地取調の爲め昨日此地に出張せり故に同じく出で迎ふ）自ら政堂を開き公使休憩所となし別に門前に於て一官舎を掃ひ護衛巡察の休憩に充て自ら新衣を取て公使に呈す周旋懇待を極めり仁川府京畿防禦使を兼ね護衛自ら其兵あり且つ府使善遇如此を見て衆稍や安堵濕衣を脱して之を乾かし疲憊を醫せんが爲に横臥覺えず睡に就くものあり時已に五時に及ばんとす忽ち聞く門前騒然二等巡察遠矢庄八郎身僅かに襦袢を着け徒跣刀を提げ來る之を見れば滿身血に染めり續て二等巡察五十嵐恵吉も亦徒跣踵として刀を枝て來る全身血を迸らす三等巡察横山貞夫亦創を負ふと雖ども猶能く來り門を閉ぢて之を守る皆云く賊徒我が不意を窺ひ門前の休憩處を襲撃し矢石雨注刀鎗亂刺一等巡察廣戸昌克二等巡察宮銅太郎等數名之に死す請ふ速かに備へよ衆相呼で互に警め起て裝を理む忽ち聞く銃聲堂後に發し矢石雨の如く下る之を熟視すれば賊堂後の牆壁に集り中に銃を取て狙撃するもの六七人銃丸室内に徹す小林淺山先づ起ち短銃を放て之を防ぐ飛丸淺山の右股を傷く於是府兵皆賊に合するを知る衆皆云く勢ひ是に至る坐して彼の狙撃を受けんより寧ろ門前に突出して奮戦以て死を致すの快きに如かずと公使を中に擁し刀を揮ひ吶喊して出づ府兵三四十人鎗を舉げ眉尖刀を横へ門前に屯す淺山先づ短銃二發を放ち水野大尉千原軍曹等踊躍奮進府兵皆逃奔す衆皆活路を意表に得たり終に疾走横過して濟物浦の路に上ぼる賊花房公使々々々々と呼はり石を投し眉尖刀を揮ひ來る岡警部殿して追撃を防ぐ甚だ危し小林一等巡察返戦之を救

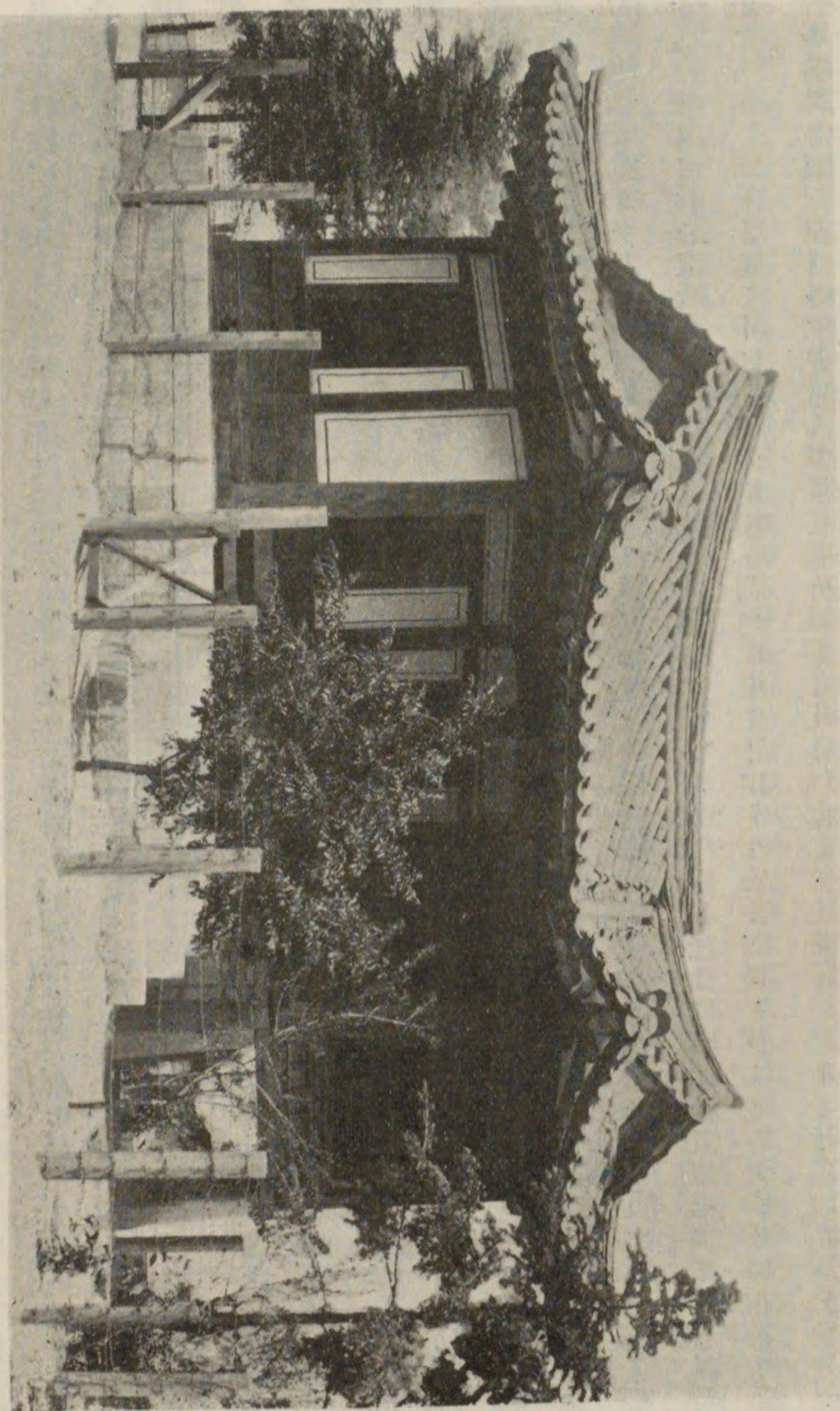
保記
存念

棟一此唯は存現

亭然天

物建の當時變事

館公
内使



影撮氏原大日未月五年七和昭

ひ短銃を放つ數發追兵遂巡躊躇す初め衆皆慮る濟物浦に到るの間山に沿ひ溪に跨り道路迂廻若し彼れ伏兵の設けあれば一人存するを得ず此時忽ち見る前頭久水三郎高雄謙三馬を飛して來る（久水等濟物浦にあり公使の仁川に着するや岡警部書を飛して京城の變を報す故を以て來り候するや）松岡中尉杉村濬武田甚太郎も亦來會す於是道路埋伏の兵なきを審かにす衆少しく安意せり久水騎る所の馬を私費語學生徒楓玄哲に與へ先づ馳て濟物浦に至り船を準備せしむ高尾馬を公使に進む公使淺山を顧み云く子傷けり先づ馬に騎れ淺山云く僕請ふ後鞍に乘じ公使を護せん即ち同じく跨て去る（此時後山より銃聲あり不中）先づ濟物浦に着し同浦土人を要し小舟に駕し月尾島に渡り大船の航海に堪るものを擇ぶ松岡杉村淺山等之に従ふ近藤書記官水野大尉其他負傷者に至るまで十八名後れ到る既に公使の舟に駕し去るを聞き又一艇を僦はんと欲す村人命に應ずる者なし終に沙上にある一船を奪ひ力を極めて波上に押出し月尾島に渡らんとす（濟物浦を距る八町餘）潮流箭の如く楫櫓備はらず船旋轉して進まず衆赤手浪を掻き僅かに月尾島に達するを得たり將に島人を呼び強雇せんとす恰も好し公使出す所の迎船跡を尋て來り幸に一船に會合するを得たり此日仁川に於て戰死する者一等巡查廣戸昌克二等巡查宮銅太郎御雇水島義私費語學生近藤道堅生死未詳者鈴木金太郎飯塚玉吉負傷者七等屬淺山顯三御用掛會庸輔二等巡查遠矢庄八郎同五十嵐惠吉三等巡查横山貞夫なり蓋し公使の仁川府に到る暫く該府に止り京城の消息を聞き彼政府と猶ほ往復談判する所あらんと欲して該府の反

覆手を翻すよりも速に再ひ此奇變に逢ふに至れり是に至て皆謂らく今般の暴舉一部亂民の所爲に出るのみに非す必ずや政黨の激發に起因する者にて其根基する所甚た深し政府の顛覆王位の安危も亦測知す可らざる者あらん勢是に及ふ最早十分の護衛を得ざれば身を置き事を處するの地なしと公使終に歸計に決す但し外國火輪船の南陽灣に碇泊するを確聞す依て先づ該船の所在を探り若し之を探り得ざれば豊島に據て後圖を定むべしとなし二十五日朝揚帆先づ南陽灣に向ふ風逆にして船進まず二十六日海霧太だ深し朝陽の昇るに至て天僅かに晴る遙かに三桅檣船を前洋に望む上下雀躍先づ國旗を竿頭に掲げ（京城より護り來る所の國旗也）目標となす午後三時船近づくに及んで船長日本國旗を認め小汽船を出し之を迎ふ本艦に移れば即ち英國測量船飛魚號にて艦長以下皆我善く知る所の人なり但し本艦泊する所を「汾溜島」と稱し濟物浦を距る十五海里本日艦長艦を他に移さんと欲して霧の爲めに果さず爲めに我舟と是に會するを得ると云ふ我が微運の盡きずして爰に到る眞に天幸と云ふべし於是公使朝鮮國王殿下に呈するの書（難を避けて此に到るの事由を略述し近日再渡の趣を告ぐ）及び同文司觀察使に寄するの書（死者を格別埋葬及び生死未審のものを救護する等のことを述べ）及び堀本中尉に贈くる一書を作り水野大尉も亦一書を添へ雇ひ來れる舟主に托し之を觀察營に轉送せしむ此夕第十時艦錨を抜き長崎に向て回航す記於是止（完）

左ノ人員ハ公使館ヲ突出スル者

辨理公使 花房 義質

陸軍歩兵大尉 水野 勝毅

外務四等屬 石幡 貞

仁川ニテ負傷 外務七等屬 淺山 顯三

外務御用掛 大庭 永成

外務一等巡查 小林志津三郎

仁川ニテ負傷シ長崎病院ニテ死去 外務二等巡查 遠矢庄八郎

仁川ニテ戰死 外務二等巡查 宮 銅太郎

仁川ニテ戰死 公使館雇 水島 義

仁川ニテ戰死 公使館雇 鈴木金太郎

仁川ニテ戰死 公使館雇 中村 卯作

仁川ニテ戰死 語學生 近藤 道堅

語學生 樋口將一郎

書記官從者 宇野助右衛門

京城ニテ負傷 海軍中軍醫 佐川 晃

外務二等警部 岡 兵一

陸軍歩兵軍曹 千原秀三郎

仁川ニテ負傷 外務御用掛 曾 庸輔

仁川ニテ戰死 外務一等巡查 廣戸 昌克

仁川ニテ負傷 外務二等巡查 五十嵐惠吉

仁川ニテ負傷 外務三等巡查 横山 貞夫

公使館雇 川上立一郎

看病夫長助 鈴木 利作

公使館雇 飯東 玉吉

語學生 楓 玄哲

公使從者 今西 美正

水野從者 奥山 錫

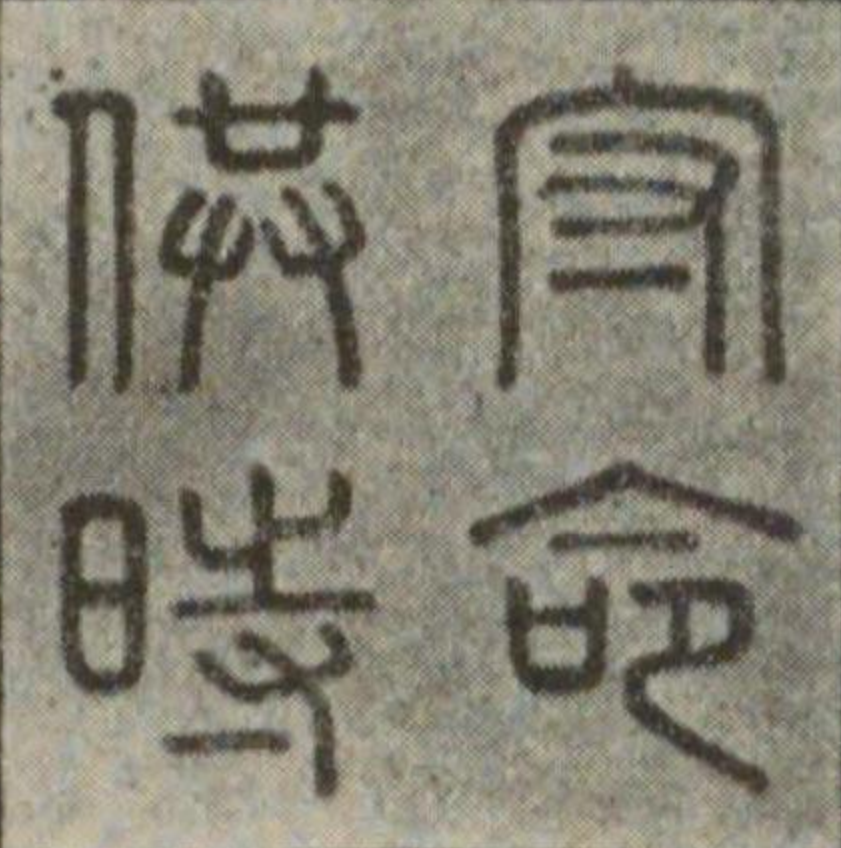
遭難記念碑

東京向島 木母寺

明治十五年七月朝鮮之變堀本中尉等十四人見害當時同遭難而幸免者二十人乃相謀建碑永寓感愴之念

明治二十年七月

特命全權公使從三位勳二等花房義質題額外務省記録局長從五位勳五等近藤真鋤撰勳七等石幡貞書



碑陰記

漢城遭害七人 堀本 禮造 岡内 恪 池田平之進 川上 堅輔 池田 爲善 本田 親友 黑澤 盛信

仁川遭害七人 水島 義 廣戸 昌克 遠矢庄八郎 宮 銅太郎 近藤 道堅 鈴木金太郎 飯塚 玉吉

左ノ人員ハ突出前他ニ在テ死スル者

陸軍工兵中尉 堀本 禮造
陸軍語學生 池田平之進
外務二等巡查 池田 爲善
堀本從者 黒澤 盛信

左ノ人員ハ事變ノ前ニ濟物浦へ出張セシ者

陸軍砲兵中尉 松岡 利治
外務御用掛 久水 三郎
公使館雇 高雄 謙三

陸軍語學生 岡内 恪
外務二等巡查 川上 堅輔
外務三等巡查 本田 親友
外務御用掛 杉村 濬
陸軍語學生 武田甚太郎

戦死者の遺族に祭料と略傳

右の戦死者十七人は右の寫眞版の如く木母寺境内に記念碑を建てられて居るが、事變後には當局より遺族に對して夫々祭料を兼ねた弔慰金を贈られ、又堀本中尉を靖國神社へ合祀された又當時の東京日々新聞及び時事新報には戦死者の略傳を續載してあるが、其略傳は十七人中の八人だけで、アトの九人が不足するのを遺憾として摘録を止めた

遭難者警部岡兵一の手記

近藤書記官の手記は「諸新聞紙上に掲出されたる暴動顛末記」と題して前の頁に擧げたが、茲に又重複の點は多いにしても見棄て難い長文の一篇がある、それは明治十五年十一月五日發行の交詢雜誌第百號以下三回に涉つて掲出された「京城事變ノ經歷」と題せし遭難者の一人警部岡兵一の手記である、これは無事歸朝した同氏が交詢社員成田五十穂に寄せたもので、同氏一身の事を主とした記述ではあるが、他の諸新聞雜誌に見えない詳細の點が多くあり、當時の事態を察すべき異聞として左に其全文を抜く

京城事變ノ經歷

岡 兵 一

朝鮮京城ニ賊起リ我公使館ヲ襲撃セシ事ハ兄等ノ知ル所ナリ然レトモ世上虚説妄談多ク各新聞紙上ニ記スル所モ亦其實ヲ誤ル少カラス依テ今該時予カ經歷スル所ノ實況ヲ記シ一閱ニ供セン抑モ明治十五年七月二十三日ハ天氣朦朧トシテ雨氣ヲ帶フ午後三時見張巡查余カ室ニ來リ朝鮮人ノ手束ヲ示ス余一見其常ナラサルヲ察シ巡查ニ命シテ使ノ朝鮮人ヲ見張所ニ留メ置カシメ直チニ其手束ヲ公使ニ呈ス公使熟覽シテ曰ク是レ虚偽ノモノニアラス早ク淺山(譯官ナリ)ヲ呼ヒ其手束ヲ持參セシ者ニ就キ親ク其事情ヲ糺サスヘント余淺山ノ浴室ニ在ルニ至リ急事件アリ早く來レト告ケ共ニ公使ノ室

充溢セシメン然レハ彼レ我カ弱ヲ侮リ門ヲ敲キ墻ヲ押シ罵詈訕弄スル疑ヒナシ此時ニ當リ余機會ヲ計リ門ヲ開キ眞先ニ進ミ巡查ヲ指揮シテ縱横ニ斬リ廻ハリ屍ヲ門前ニ積ミ靜カニ引テ待ツ所アラント公使之ヲ許ス退テ巡查ニ示スニ前策ヲ以テシ且戒メテ曰余カ號令ニ背ク勿レ長逐ヒスル勿レ進退ハ勉メテ迅速ナルヘシト衆皆諾ス時ニ門前忽チ一喊勢ヲ發ス山上山下齊ク之ニ應シ石ヲ飛スコト霰ノ如シ羽箭亦多ク飛來ル其勢ヒ前後ノ門ヲ奪フテ闖入セント欲スルカ如シ此時水野大尉余ニ謂テ曰子正門ニ在レ我ハ軍曹千原ヲシテ後門ヲ守ラシメン生徒小使等ニ君ヨリ命セヨト余直チニ館員ニ分屬シテ各後門ヲ守ラシム尙巡查遠矢、五十嵐、横山、宮、等ニ謂テ曰公等四人ハ固ク正門ヲ守テ動クヘカラス且門ヲ出テ、空シク矢石ヲ受クル勿レト而シテ後門及各所ノ要所ヲ巡視シ時々來テ門ヲ出テ敵勢ヲ候フニ巡查等皆曰ク警部ハ余輩ヲ誡メテ門ヲ出ツヘカラスト云ヒ而シテ自カラ先ツ出ントスト來ツテ余カ袖ヲ執リ門ニ入ラシム余守門ノ巡查ニ命シテ曰賊衆來ツテ清水（公使館正門ノ前十餘歩ノ所ニアル湧泉ニシテ館中飲料トナス所）ノ邊ニ及ハ、速ニ告ヨト暫ニシテ遠矢公堂ニ馳セ來リ曰賊來襲セリト余茲ニ於テ怒氣支ヘ難ク忽チ劍ヲ振ツテ賊ヲ逐フ賊轉倒遁逃而シテ尙ホ矢石ヲ飛シ銃丸ヲ放ツ余身ヲ轉シテ之ヲ避ケ逐フコト數百歩計ニシテ小林遠矢ノ兩人驅セ來リ余ニ代リテ逐撃センコトヲ乞フ之ヲ許ス兩人マタ尾撃ス此間小林ハ短銃ヲ放ツコト兩三發而シテ賊ノ遠ク走ルヲ見三人靜カニ引テ門ニ入ル已ニシテ周圍ノ民家一時ニ火ス余曰斯ク奴輩ノ爲メニ侮辱ヲ受クル豈

ニ默居スルニ忍ヒンヤ公等願クハ余ニ突撃ヲ許セ忽チ數十人ヲ屠テ一觀ニ供セント水野大尉之ヲ停メテ曰子カ氣象ニシテ或ハ深入過ルナキハ保スヘカラス且ツ館中幾名カアル君深ク慮ラサルヘカラスト余曰僕亦之ヲ知ラサルニアラネトモ坐シテ奴輩ノ侮辱ヲ受クルニ忍ヒスト言未タ了ラサルニ炎焰延テ館中ニ及フ淺山小林等ハ東西ニ奔走シ放火者ヲ狙撃シ之ヲ斃スコト數人ニ及フト雖トモ奈何セン其提携スル所三番ノ短銃ナレハ屢々器械ヲ損傷センコトアリ余小林ニ告テ曰ク子ハ病室内ニ伏シテ正道ヲ進入スル者ヲ狙撃セヨト臥臺ヲ取り來テ兩室ノ間ニ架シ往來ニ便シ而シテ各員ノ受持場ヲ巡視シ其名ヲ呼フニ常ニ能ク聲ニ應スル者ハ大庭永成、水島義ノ二人ナリ賊病室ニ伏アルヲ知リテカ亦頻ニ斯ニ瓦礫ヲ擲チ箭ヲ飛ス余巡視ノ都度小林々々ト呼ヒテ彼レカ生死ノ如何ヲ知レリ時ニ合圍益々密ニシテ八面吹角喊勢相應シ咆哮ノ聲山野ニ充ツ余公使ニ言テ曰吹角ノ音調ハ常ニ異ラス人民私ニ喇叭ヲ所持スヘシトハ思ハレス是レ必政府官吏ヲ出シ説諭セシメントスルモ賊道ヲ遮リテ達スルヲ得サルナルモ知ルヘカラス尙館中ノ人ニ向テ曰今暫ク防禦シテ互ニ相怠ラサルヘシ政府必ス援兵ヲ出スナラント此際飯東玉吉、鈴木金太郎火焰ノ下ニ在テ飯ヲ炊キ水ヲ汲ミ頗ル盡力ス時巡查馳セ來リ曰賊進ミ來レリト余公堂ヨリ直チニ門ニ至リ見レハ已ニ無數ノ賊門前ニ迫マレリ於是豫メ公使ニ申シ置キタル策ヲ施サント故ラニ弱ヲ示シ門ヲ閉チントセシニ水野大尉來テ門ヲ閉ツルノ不可ナルヲ述フ余怒リ斥ケテ曰故アツテ閉ツルナリ子關スル勿レト水野懇々其不可ナルヲ述フ於是

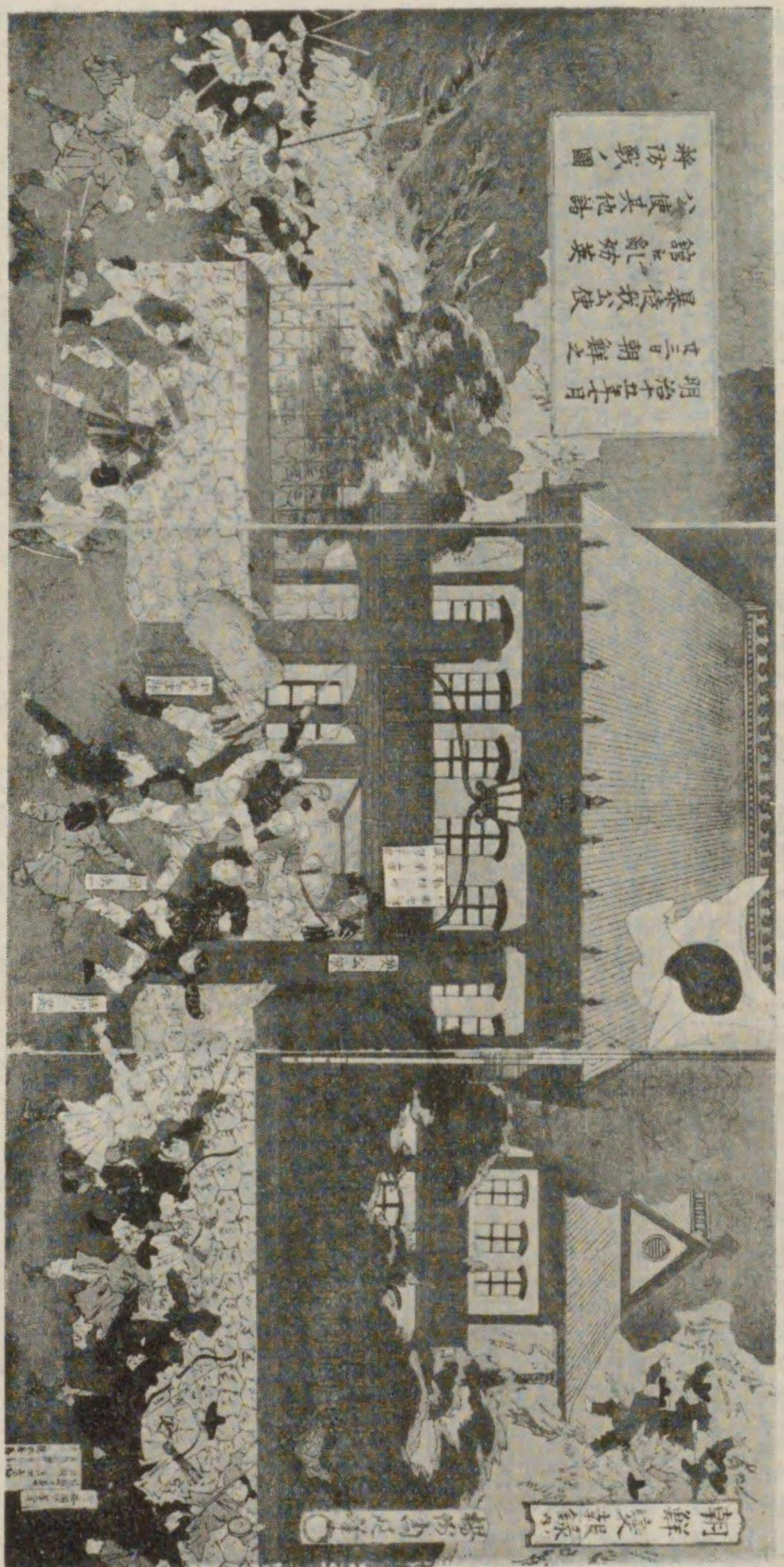
余其意ニ委シテ門ヲ閉ルヲ止ム衆皆肅然相待ツト雖トモ敢テ館内ニ闖入スルモノナシ時ニ各舎漸々火移リテ矢石銃丸皆公堂ニ集ル余奔走ニ疲レテ公堂ニ來ル時賊ノ投火天然亭ニ落ツ余誰カ行キテ消ササルヤト言シモ應スル者ナシ仍テ水野ヲ呼テ之ト共ニ行テ消ス尙障子ヲ締ントスルニ當リ賊余ヲ狙フテ箭ヲ射石ヲ投ス余モ亦石ヲ抛ツ天然亭若シ火ヲ蒙ラハ公堂ノ四方皆火トナリ暫時モ居ル可ラサルヲ以テ天然亭ハ飽迄モ燒カシメサラント欲シ川上立一郎ヲシテ亭下ニ伏シ放火者アル毎ニ大石ヲ投テ防カシム川上ハ身ノ丈六尺勇悍ニシテ矢石銃丸ノ來ルヲ顧ミス徐歩シテ亭ノ傍ヲ徘徊ス余之ヲ戒メテ曰體ヲ屈シテ歩ミ行クヘント諸官舎皆燒ケテ獨リ公堂及園閣天然亭ヲ餘スノミ（余巡視ノ際片瓦ヲ持テ面ヲ覆ヒ火氣ヲ防ク）

於是館員悉ク公堂ニ集ル大庭永成曰ク事迫レリ徒ニ斃レンヨリ寧ロ一同自刃シテ如何ン切拔ケテ生ヲ全フスル萬々能ハサルヘント水野小林水島等後山ニ出テ漢口ニ向フノ議ヲ發ス余聲ヲ勵マシテ公使ニ言テ曰諸君ノ議僕尤モ不可ナリト山路峻峻衆齊進スル能ハス韓人ハ地理ニ委シク我ハ知ラス韓人ハ健歩ナリ我輩ハ足皆弱シ而シテ知ラサル山ニ登リ道ナキ地ヲ往クハ矢石ノ爲ニ徒死スルノミ如カス正門ヨリ旗ヲ翻ヘシ刃ヲ揃ヘテ突出シ力ノ盡ルニ及テ屍ノ山ヲ作シ死ヲ潔フセンニハ諸君若シ僕カ説ヲ用ヒスシテ後山ヨリ出ルコトナラハ僕獨リ正門ヲ突出セント水野又曰ク唯公使ノ一令ニ任セント則チ公使ノ決ヲ乞フ公使曰ク先ツ正門ヲ出テ京畿觀察使ノ營ニ至リ守護ヲ請フヘシ

若シ彼レ守護スル能ハサレハ南大門ヲ入テ王宮ニ赴キ國王ト安危ヲ共ニスヘシ辱ヲ山野ニ曝ス勿レト衆皆之ニ服ス而シテ正門外大路賊蟄集之ヲ經過スル甚タ難シ衆必死ヲ決シ各議スル所アリテ後時機熟セルヲ見テ各人ノ番號及先鋒後殿ヲ定メ余及淺山二人先鋒トナル淺山曰ク曾テ釜山ニ在テ競争友タリ今與ニ先鋒トナル又互ニ劣ラサラント期スヘシ豈快ナラスヤ携手相喜フ水島千原ハ後殿タリ鈴木金太郎國旗ヲ持シテ公使ノ側ニ在リ國旗ノ在ル所即公使ノ在ル所タルヲ定ム將ニ切出ントスルトキ或ハ友人ニ別ヲ告ケ或ハ介錯ヲ頼ミ或ハ書類ヲ燒ク近藤道堅余カ手ヲ握リ曰ク君ヲ兄トシ事フル久シ君死スレハ余生ル能ハスト余云フ君何ソ如此語ヲ吐クヤ余賊ヲ斬ルヲ見ヨ君モ亦余カ後ニ在ル勿レ常ニ擊劍ヲ勸ムル是等ノ事アルカ爲メナリ君大人ノ名ヲ恥カシムル勿レト淺山ハ一吹ノ煙草ヲ吸テ煙草入ヲ地ニ投シ再ヒ吸サルヲ示ス川上刀ノ鞘ニ用ナシト亦同シク捨ントス鈴木利作之ヲ止ム水野大尉ハ白服ヲ脱シ黒ノマントルヲ着シテ朝鮮人ト見誤ラル、ヲ防ク兵一ハ一冊ノ手簿略記ヲ以テ胸板トナシ白木綿ヲ以テ帽ヲ卷キ喉ニ結ヒ（亂軍ニ落サ、ルカ爲メナリ勉メテ身體ノ輕便ヲ計ル）繩ヲ帶ニシテ劍ヲ狭ミ衆ト共ニ立チナカラ飯ヲ喫シ水ヲ吞ミ（小林一等巡查梅干三四顆ヲ衆ニ頒チ懷ニセヨト勸ム蓋渴ヲ止ルニ備ル也）ズボンヲ掲ケ袖ヲ卷キ先ツ公堂ヲ下リ將ニ門ヲ出デントシ顧ミレハ衆猶公堂ニ在リ余頻リニ促ス衆亦各裝ヲ調ヘ二十八人國旗ヲ翻ヘシ吶喊門ヲ出ツ時午後十二時ナリ兵一衆ニ先立テ急進ス賊四散奔逸門前ヨリ大路ニ至ルノ間路甚タ狭シ賊豫メ柵ヲ結

ヒ我カ進撃ニ備ヘ狼狽逃走却テ自ラ其柵ニ蹶倒ス且路狭ク人多シ猝カニ退ク能ハス時ニ余賊ニ迫ル三十間許ニシテ清水館ノ火ニ照シ賊ノ様子ヲ觀ルニ狭路人充滿シテ動カス想フニ朝鮮人能ク射ル矢ヲ揃ヘテ我ヲ待チ近ツクニ及テ一齊ニ之ヲ放ツノ策ナルヘシ嗚呼今余ニシテ此矢ニ斃ル、トキハ遺憾極マリナシ公使ノ命モ亦覺束ナシ残念ナルコトナリト路ノ右側ニ寄り猶能ク透カシ見ルニ我ヲ待ツモノニ非スシテ狼狽逃走スルモノ、如シ依テ急ニ馳セテ先ツ五六人ヲ殺ス其屍ヲ越ヘテ一間計踏入り前後左右ノ人ヲ斬ル時ニ余カ股ヲ抜ケテ逃ケ出ントスル者アリ直チニ劍ヲ逆手ニ持直シ背中ヨリ貫キタリ此間賊二間計前ニ在テ長刀ヲ延シ刀ヲ揮フモ余カ身ニ近ツカサルヲ以テ安心シテ切廻ハシタリ此時刀曲ル膝ニカケテ直シ尙斬ル瞬間ニ賊皆退去ス余カ前ニ立テ頭背ノ割レタル者跟蹠空ヲ探テ逃ル者アリ余再ヒ之ヲ斬ルニ忍ヒス漸々路ヲ開ヒテ大路ニ出ルコトヲ得タリ而シテ京畿觀察營ノ方ヲ見レハ暗黒ニシテ人少ク迎恩門ノ方ヲ見レハ無數ノ賊我輩ニ向テ石ヲ投セリ余迎恩門ノ方ノ賊ヲ拂ハント劍ヲ舉テ追ヒ行クコト七八間賊又遁逃敢テ向ヒ來ル者ナシ此時余カ故ラニ迎恩門ノ方ニ向ヒシハ直ニ京畿觀察營ノ方ニ向テ曲折セハ賊ノ爲ニ即時ニ追撃セラレン事ヲ慮ハカリテナリ大路ニ出ル時ハ清水館ノ火ニ遠サカリ暗フシテ國旗ノ在ル所ヲ知ラス公使ハ何レニアルヤト問ハヘ水野大尉曰公使茲ニ居レリト又問フ領事ハ如何ト領事モ來レリト又問フ誰モ怪我セサルヤト曰ク怪我セスト於是水野番號ト呼フ衆番號ヲ稱フルニ一人ノ死スル者ナシ千原水島曰功皆先鋒ニ歸シ後殿

朝鮮暴徒我公使館を襲撃すの圖



中興公使防戦の傳説

橋本延三板繪

用ナシ今ヨリ僕等代テ先鋒タラント夫ヨリ徐步觀察使ノ營ニ至レハ門皆閉ツ淺山試ニ其小門ヲ押セシニ門容易ニ明キタリ余淺山ト共ニ先ツ入ル固ト是ニ據テ再ヒ防禦スル心得ナルニヨリ余ハ急ニ四方ニ馳セ廻リ内ヨリ各門ヲ閉鎖セリ淺山門樓ニ登リ賊ヲ逐ヒ小林短銃ヲ放テ瓦石ヲ投スル者ニ向フ川上等各室ヲ搜リシニ皆遁逃シテ一人ヲ見ス時ニ一人小門ヨリ出來ル者アリ余逐フテ之ヲ斬ル觀察營内暗黒ニシテ人アルヲ知ラス衆中ヨリ大音ニ曰花房公使來ル官吏出テ來レト連呼スルトモ尙一人ノ答フルナシ公使曰此營據テ防クニ足ラス速カニ南大門ニ向ヘシト依テ余手ツカラ大門ヲ開キ大路ニ上ル大路ニハ所々ニ篝火ヲ點シテ路ヲ照セリ余二三ノ篝火ヲ踏ミ消シ燈ヲ伐リ落シ我輩退去ノ跡ヲ隠サントセシモ追撃スル者ナキヲ以テ其他ハ撲滅セスシテ過タリシニ却テ我輩カ前途ヲ照シテ頗ル便ヲ得タリ將ニ南大門ニ近ツカントスル頃雨始テ降ル淺山南大門ニ到リ扉ヲ敲キ門將ヲ呼ヘトモ答ヘス公使曰ヨシ／＼是ニテ我ハ我爲スヘキ分ヲ盡セリ是ヨリ楊花鎮ニ出ツヘシト淺山小林等路案内トナリ進ムコト半里許ニシテ道ヲ失フ時暴雨注クカ如シ天暗クシテ行步甚タ難メリ余ハ當三ノ月擊劍演習ノ際右足ノアキリス腿ヲ損傷シテ行步未タ自由ナラス水野大尉近藤道堅川上立一郎廣戶昌克宮銅太郎遠矢庄八郎奥山錫等代リ／＼余カ手ヲ取り或ハ肩ニ引昇キテ楊花鎮マテ助ケ吳レタリ楊花鎮ニ着ノ頃八翌二十四日午前三時ナリ時公使領事ハ同鎮ニ入り何ヤラ書面ヲ認メテ頗ル時間ヲ移ス余水野大尉ト相謂テ曰ク時間ヲ移スハ宜シカラスト代々公使ニ申スニ早ク漢江ヲ渡ラサレハ萬

々不都合アリト公使聽カス水野ト私カニ不平ヲ唱フ漸クニシテ公使認ムル所ノ書成ル之ヲ鎮將ニ托シテ京城ニ送り遂ニ仁川ニ赴クニ決ス是ヨリ漢江ニ臨ミ棹子ヲ促セトモ來ルモノナシ余先ツ川ニ入テ船ヲ取ル淺山櫓ヲ搖シ行キ忽チ西岸ニ達ス天明ルニ及テ我カ一行ノ姿ヲ見ルニ衣服破レタルアリ徒跣血刀ヲ提クル者アリ白袴血ニ染ム者ハ佐川晃ナリ余佐川ニ問フ何ノ地ニテ創ヲ受ケタルヤト佐川笑テ答ヘス余又云フ子刀創ヲ受ケテ何ノ爲ニ隱スヤ佐川曰ク陶器ノ上ニ倒レタリ刀創ニアラスト余曰ク刀ノ創ト陶傷トハ自ラ殊別ナリ余モ亦眠アリト此日モ雷鳴暴雨車軸ヲ流スカ如ク衆疲勞甚シ適一民家ニ憩フ偶マ一輿ヲ雇ヒ得タリ公使余ニ謂テ曰子足傷メリ宜シク之ニ乗ルヘシト余再三之ヲ辭シ公使ニ勸ム水野大尉曰子辭スル勿レト余今日又我カ足ヲ用フルコトヲ得ヘシト思ヒ強テ辭セスシテ之ニ乗ル午前十時頃富平ノ成谷里ニ於テ麥飯ヲ喫シ(昨夜餘飯猶多カリシニ一握モ之ヲ懷ニ携ヘシ者ナカリシハ衆心皆死ヲ決シタルヲ見ルニ足ル)再ヒ雨ヲ衝テ程ニ上リ途中余カ輿ヲ昇ク者余ヲ捨テ、遁レントス淺山刀ヲ拔キ之ヲ威シ川上叱責シテ之ヲ昇カシム再三衆皆疲レ中ニモ樋口將一郎疲勞甚シク一民家ニ入り休息シテ後レタリ後之ヲ聞ケハ該家ニ熟眠セシト賊ノ追撃ヲモ恐レス熟眠シテ衆ニ後ル身體不相當ノ剛膽ナリ時ニ一ノ朝鮮人余カ輿ニ先立テ仁川ノ方ニ往ク者アリ余ハ輿中ニ京城ノ急ヲ報スル者ナラント想像セリ午後三時余カ輿先ツ仁川府ニ達ス余カ知人高永喜先來ル余筆談以テ事ヲ告ク永喜懼ル余曰ク三十人分ノ飯ヲ炊カシメヨ温突ニ火ヲ入レシメヨ濟物浦へ使ス

ル人夫ヲ出サシメヨト府使鄭志鎔モ亦來リ右手ニ余カ手ヲ握リ左手ニ酒ヲ執リ余ニ進ム余又之ニ向テ云フ早ク公使ノ迎ヲ出スヘシ人夫ヲ連レ來ルヘシト又夕昨日御用アツテ濟物浦ニ出張セシ杉村御用掛ニ一書ヲ飛ハス其大意京城變起リ公使以下今此地ニ來着ス公等早ク來ルヘシ云々續テ大庭永成來着余大庭ニ問フ公使ハ如何ト大庭曰頓テ着スヘシト高永喜曰已ニ公使ノ迎ヲ出セリ公使着スル時ハ正堂ニ安置スヘシト余曰然リ已ニシテ公使一行陸續來着巡查及御雇等ハ余カ初メテ休息セシ門外ノ一舍ニ入り公使ハ正堂ニ入ル府使鄭志鎔ハ公使ノ服ノ不潔ナルヲ見テ自ラ新衣ヲ携ヘ來リ公使ニ呈ス其懇待實ニ極マレリト云フヘシ衆疲勞甚タシキヲ以テ之ニ安シテ横臥休息セリ余水野大尉ト議シ此地安駐ノ處ニ非ス宜シク早ク濟物浦ニ赴クヘシト速ニ正堂ニ至リ之ヲ公使ニ申ス公使曰暫ク休息セシムヘシト巡查廣戶昌克正堂ニ在テ疲勞ヲ厭ハスシテ奔走ス余廣戶ニ謂テ曰君モ疲レリ宜シク休息スヘシ君ハ歸テ小林ト代ルヘシト而シテ小林ノ來ルヲ見テ余モ亦休息セント水野大尉ト一室ニ横臥ス將ニ横臥セントスルトキ余公使ノ室ニ行キ水野ト兵一ハ公使カ次ノ間ニ休息ス御用アラハ呼フヘシト尙我カ一身ヲ警メテ仁川ニ着スルト速ニ洗ヒ置キタル靴下ノ未タ乾カサルヲ履キ其儘休息ス而シテ二十分許經過セシ頃小林來リ余等ヲ呼ヒ起シテ曰ク變又生ス公等早ク起ヘシト

×

×

×



驚キ覺ムレハ銃聲轟キ瓦礫飛來ル余劍ヲ取り公使ノ室ニ行ケハ公使領事皆支度セリ余靴ヲ穿テ椅子ニ掛リテ公使カ室ノ入口ニ在リ室ノ左右障子皆明キ瓦礫銃丸室内ニ徹ル余起テ叱シテ曰奴輩何ソ如斯ナル今應ニ鑿ニスヘシト淺山余カ側ニ在テ短銃ヲ發ス而シテ反テ賊ノ銃丸ニ中ル余其創ヲ見ルニ尤モ輕微ナリ余曰大丈夫ナリ創股ヲ徹ラスト淺山怒テ早ク進撃スヘシト云フ余曰衆支度未タ整ハス暫ク待ツヘシ衆ト共ニセサレハ此圍ミ拔ケ難シト忽チ聞ク門外騒然巡查遠矢五十嵐横山及鈴木曾楓門外ヨリ來リ鈴木楓ヲ除クノ外皆創ヲ被リ全身血ニ染ミ刀ヲ枝キ呼テ曰賊我不意ヲ襲ヒ廣戶宮等已ニ討死セリ我輩斯ク創ヲ被ムルト雖モ辛シテ一方ヲ切開キ出テ來ルナリ久シク公等カ救ヲ待ツト雖モ遂ニ來ラサルハ公等知ラサル爲ナルヘシ嗚呼遺憾ナリト横山鮮血淋漓獨リ門ヲ閉テ之ヲ守ル衆支度整フヲ以テ余室内ヲ巡視シ歸テ之ヲ公使ニ報ス又創ヲ被リシ遠矢五十嵐等ヲ勵マシテ曰骨切レサレハ歩ムニ足ルモノナリ先ニ立テ切出スヘシト則チ公使ヲ中ニ擁シ二十二名一同ニ刀ヲ揮ヒ中村卯作國旗ヲ持チ吶喊門ヲ開キ出ツ淺山短銃二發賊三四十人槍ヲ擧ケ眉尖刀ヲ横ヘ門前ニ屯スト雖モ我出ルヲ見テ皆四散逃奔門前ニ於テハ一人ノ支ユル者ナン右折シテ濟物浦ノ路ニ上ル賊猶ホ追撃シテ花房公使々々ト呼ハリ石ヲ投ケ眉尖刀ヲ揮ヒ來ル余反戰シテ之ヲ斬ラントス賊七人眉尖刀ヲ執リ槍ヲ揮ヒ鋒先ヲ揃ヘテ余ニ向ヒ來ル余一人以テ之ニ當リ踏出シテ斬殺サントスレハ賊又萎靡轉去余退ケハ賊又尾シテ來リ石ヲ投スル煩ハシ余顧レハ彼ノ七名槍ト眉尖刀ヲ揮フテ余カ後ニ在リ將ニ余ヲ

刺サントス余思ラク一二人ヲ殺シテ路ニ斃シ置クニ非サレハ追撃止マサルヘシト而シテ之ヲ追ヘハ忽チ遁ケ去リ余追ヒ付ク能ハスシテ退ケハ賊又跡ニ尾シテ來リ屢々後ヲ顧ルトキハ賊ニ弱キヲ示スカ如キヲ以テ投石ノ左右前後ニ落ルモ意トセサル如クニシテ歩ミ來ル處忽チ左手ニ石ヲ打タレ續テ余カ足元ニ金物ノ落チタル音ヲナセリ顧レハ一尺八寸ノ長身ノ槍ナリ想フニ余ニ近ツケハ斬ラレンコトヲ恐レテ槍ノ柄ヨリ身ヲ拔テ余ニ投ケ打チタルモノナラン槍ノ穂ヲ柄ヨリ拔テ敵ニ投ケタルモノ古來未タ嘗テ聞カサル所ナリ時公使ハ遠ク引揚ケタルヲ以テ余大ニ安心セシモ右ノ山ヲ見レハ余及公使ノ方ニ向ヒ銃ヲ放ツモノアリ鎗刀ヲ執テ進ミ行クモノアリ皆余ヨリ一町以上モ先ニ在リ余ハ十分免レサラント思ヒ余カ先ニ在ル巡查小林志津三郎ヲ呼ヒ反テ銃ヲ放ツヘシト小林聲ニ應シテ歸リ來リ短銃ニ發賊初メテ遠ク遁ケタリ余小林ニ云フ子來ラサレハ余今討死スヘキ覺悟ナリト小林數々急クヘシト云フ余足痛メリ急歩スル能ハス子先キニ行クヘシト然レトモ小林ハ余ヲ捨テ行カス始終余ヲ護シ吳レタリ時遙カニ公使ノ馬ニ乘リ去ルヲ見テ余カ仁川ヨリ發セシ書狀ノ杉村等ニ達セシヲ知ル大庭横山等モ亦余ヲ待テ共ニ引去レリ路ニ大ナル革カバン二箇ト赤ケツト一枚トヲ捨テアリ余小林ニ云フ是ハ松岡等ノカバンナルヘシ開キ見ヨ御用書類アレハ取歸ヘラサルヲ得スト小林云フ銃掛リ居レリ余云銃ヲ切ルヘシト小林銃ヲ切り中ヲ見ルニ書類ナシ唯二枚ノ白地浴衣アリ余云ソレヲ持去ルヘシ今夜賊ニ化ケルコトアルモ知レスト二枚ノ浴衣ヲ携ヘテ去ル余疲勞極マリテ一步モ歩

陸軍中尉堀本禮造と奮戦の圖



安達光三筆續繪 衆敵遂に死戦に

ミ得サルカ如シ小林等賊追ヒ來レリ歩ムヘシト數々余ヲ責ムルト雖トモ足痛ミテ兎角歩ミ得ス時一ノ朝鮮人濟物浦ノ方ヨリ來ル余之ヲ捕ヘテ脊ニ上ホリ負ハレタリ其者途中再三辭シテ遁ケントス大庭刀ヲ拔テ之ヲ威トシ頓テ濟物浦ニ近カントスル頃途ニ負傷シテ倒レ居ル者アリ傍ニ佐川晃附添ヒ余ニ云フ是ハ子カ配下ノ人創痛テ歩ミカタシ余ニ殺スヘシト望ムト雖トモ子ニ問ハスシテ首ヲ斬ル時ハ又子カ咎メヲ受クヘシト察シ子ノ來ルヲ待ツノミト余朝鮮人ノ背中ヨリ下リテ近ツキ見レハ巡查五十嵐ナリ此朝鮮人ニ負ハルヘシ弱キ心ヲ持ツヘカラスト五十嵐ヲ負セテ先ニ立テ余又是ヨリ歩テ遂ニ濟物浦ニ到レハ公使ハ已ニ船ニ乘リ去レリト想フニ楓玄哲ハ濟物浦ヨリ來ル者ノ馬ニ乘リ先ツ濟物浦ニ至リ舟ヲ準備スルヨリ公使先ツ船ヲ出スナラント水野大尉等頻ニ奔走亦一小艇ヲ調ヘテ殘衆ヲ呼フ余近藤書記官及ヒ負傷者共十八名二間許リノ棒一本ヲ以テ船ニ入り月尾島ニ渡ラントス(濟物浦ヲ距ル八丁餘)潮流矢ノ如ク楫櫓不備船旋轉シテ進マス衆赤手浪ヲ搔キ鈴木利作尤モ壯ナリ浸潮ヲ汲ムニモノナク佐川、石幡等已レカ帽ヲ以テ之ヲ汲ミ辛シテ月尾島ニ達スルヲ得タリ即チ小林鈴木ニ通辯川上ヲ副ヘ上陸シテ大船ヲ雇ハシム若シ變アラハ短銃ヲ放ツヘシト皆能ク含テ行ク書記官モ水野モ余モ船ニ殘リテ其報ヲ待ツトイヘトモ一人ノ歸ヘリ報スルモノナシ余又案スル所アリ疲勞ヲ忍ンテ上陸ス我船中ニ向テ誰カ共ニ行カサルヤト云ヒシモ一人ノ應スルモノナキヲ以テ余獨リ行ク然ルニ島上路ナク天亦暗黒屢々土石ニ蹶倒シテ漸ク人家ノ在ル所ニ到リ聲ヲ上ケテ小林等ヲ

呼フ小林曰高聲スヘカラス濟物浦ニ聽ユルノ恐アリ且曰公使乗ル所ノ船モ爰ニ在リト云フモノアリト余喜悅措ク所ヲ知ラス直チニ公使ノ船ニ到リ事ノ委細ヲ陳ス公使曰今高雄等ヲ乘セテ後レ來ル者ノ迎ヘトシテ出セリ其船ニ會セサルヤト余今高雄カ乗ル所ノ船ニ會セリ此船ヲ以テ書記官等ノ船ニ報セシムヘシト高雄等又船ヲ出シテ書記官等カ船ニ行キ公使乗ル所ノ船ニ來ルヘシト告ク暫クアツテ一行二十七名皆公使アル所ノ一船ニ會スルヲ得タリ此船米四斗水三石許ヲ載スルノミ此日仁川ニ於テ戰死スル者廣戸、宮、水島、近藤道堅、鈴木金太郎、飯東玉吉負傷スル者淺山、曾、遠矢、五十嵐、横山(遠矢ハ歸朝後八月十九日長崎病院ニ於テ死去)ナリ蓋シ公使ノ仁川ニ到ル暫ク該府ニ止リ京城ノ消息ヲ聞キ彼ノ政府ト往復談判スル所アラント欲シテ該府ノ反覆手ヲ離スヨリモ速ニ再ヒ此奇變ニ逢フニ至レリ至是皆謂ラク今般ノ暴舉一部亂民ノ所爲ニ出ルノミニアラス必スヤ政黨ノ激發ニ起因スルモノニテ其根基スル所甚タ深シ政府ノ顛覆王位ノ安危モ亦測知スヘカラサルモノアラニ在リシトキ外國火輪船ノ南陽灣ニ碇泊スルヲ確聞ス因ツテ先ツ該船ノ所在ヲ探リ若シ之ヲ探リ得サレハ豐島ニ據リ充分ニ食料薪水ヲ積載シ尙全羅地方ニ向ケテ發スヘシト水野等芝罘ノ航路ニ漂ツテ外國船ノ通行ヲ待ツヲ善シトス余曰フ此小船ニテ大洋ニ出スハ最モ難シ如カス忠請地方ノ各島ニ沿フテ進ミ食料薪水ノ盡キントスルトキハ一小島ニ上陸シテ取り去ルヘシ所業海賊ニ似タリトイヘ

トモ策是ヨリ外ナラスト各互ニ議スル所アリ二十五日朝揚帆先南陽ニ向フ風逆ニシテ船進マス濟物浦ヲ距ル僅ニ七英里許ニシテ船又錨ヲ下ス今後幾日ヲ經テ火輪船ニ探リ逢フヤ豫知ス可ラス水野減食ノ議ヲ發ス公使ハ余ト水野ニ飯掛ヲ命ス一椀ノ粥二人ノ食ニ當ツ壯士或ハ私カニ不足ヲ唱フトイヘトモ尙能ク之ヲ忍フ二十六日又船ヲ出ス朝陽ノ昇ルニ至テ天僅ニ晴ル午前七時四十分遙ニ三桅檣船ヲ前洋ニ望ム上下雀躍先ツ國旗ヲ竿頭ニ掲ケ目標トナス午後二時四十分該船ヨリ小蒸汽船ヲ出シ來ル一行皆本艦ニ移レハ即チ英國測量船飛魚號ナリ艦長以下皆公使領事カ知ル所ノ人ニシテ其取扱ノ懇篤ナル紙筆ニ盡シカタシ本艦泊スル處汾溜島ト稱シ濟物浦ヲ距ル十五英里本日艦長艦ヲ他ニ移サント欲シテ霧ノ爲ニ果サス故ニ我船ト此ニ會スルヲ得タリト云我微運ノ盡キサル爰ニ至ル信ニ天幸ト云ヘシ於是公使朝鮮國王殿下ニ呈スル書(難ヲ避ケテ此ニ到ルノ事由ヲ略述シ且近日再渡ノ趣ヲ告ク)及同文司觀察使ニ寄スルノ一書(死者ヲ各別埋葬及生死未審ノ者ヲ救護スル等ノ事ヲ述フ)及堀本中尉ニ贈ル一書ヲ作り雇來レル船主ニ托シ之ヲ觀察營ニ轉送セシム此夕第十時艦錨ヲ拔キ長崎ニ向テ發シ同二十九日午後十一時長崎灣ニ投錨記於是止

明治十五年十月 於東京曙樓記

岡 兵一

編纂者附記 一新聞に出た特種記事は、概ね他の諸新聞がお互に轉載したが、右の岡氏手記は時日が遅れて出たのと、雑誌に連載の長文であつたが爲めに、他へは轉載されなかつた。

避難者記念撮影

事變直後於長崎



浦ヲ距ル僅ニ七英里許ニシテ船又錨ヲ下ス今後幾日ヲ經テ火輪船ニ探リ逢フヤ豫知ス可ラス水野減食ノ議ヲ發ス公使ハ余ト水野ニ飯掛ヲ命ス一椀ノ粥二人ノ食ニ當ツ壯士或ハ私カニ不足ヲ唱フトイヘトモ尙能ク之ヲ忍フ二十六日又船ヲ出ス朝陽ノ昇ルニ至テ天僅ニ晴ル午前七時四十分遙ニ三桅檣船ヲ前洋ニ望ム上下雀躍先ツ國旗ヲ竿頭ニ掲ケ目標トナス午後二時四十分該船ヨリ小蒸汽船ヲ出シ來ル一行皆本艦ニ移レハ即チ英國測量船飛魚號ナリ艦長以下皆公使領事カ知ル所ノ人ニシテ其取扱ノ懇篤ナル紙筆ニ盡シカタシ本艦泊スル處汾溜島ト稱シ濟物浦ヲ距ル十五英里本日艦長艦ヲ他ニ移サント欲シテ霧ノ爲ニ果サス故ニ我船ト此ニ會スルヲ得タリト云我微運ノ盡キサル爰ニ至ル信ニ天幸ト云ヘシ於是公使朝鮮國王殿下ニ呈スル書(難ヲ避ケテ此ニ到ルノ事由ヲ略述シ且近日再渡ノ趣ヲ告ク)及同文司觀察使ニ寄スルノ一書(死者ヲ各別埋葬及生死未審ノ者ヲ救護スル等ノ事ヲ述フ)及堀本中尉ニ贈ル一書ヲ作り雇來レル船主ニ托シ之ヲ觀察營ニ轉送セシム此夕第十時艦錨ヲ拔キ長崎ニ向テ發シ同二十九日午後十一時長崎灣ニ投錨記於是止

明治十五年十月 於東京曙樓記

岡 兵 一

編纂者附記 一新聞に出た特種記事は、概ね他の諸新聞がお互に轉載したが、右の岡氏手記は時日が遅れて出たのと、雑誌に連載の長文であつたが爲めに、他へは轉載されなかつた

避難者記念撮影

事變直後於長崎



大庭永成

今西美正

松岡利治

岡 兵 一

淺山顯藏

近藤真鋤

千原秀三郎

楓 玄哲

水野勝毅

花房義質

横山貞夫

武田甚太郎

奥山 錫

石幡 貞

小林志津三郎

川上立一郎

鈴木利作

佐川 晃

中村卯作



避難者記念撮影

事變直後於長崎

對山 麟 莖 莖 莖 莖
千原 泰三 浪

公岡 味 常

岡 一

尾 文 哲

編纂者附記 一新聞に出た特種記事は、概ね他の諸報が互に轉載したが、右の欄氏手記は時日が遅れて出たのと、雑誌に連載の長文であつたが爲めに、他へは轉載されなかつた。

明治十五年十月 於東京 櫻井 樓 記

大 瀧 永 如

今 西 美 五

岡 一

諸新聞社よりの特派通信員

變報到來後、各社より馬關又は長崎、仁川京城等へ特派せしめた通信員の氏名は左の通りである、但し此外にもあつたらしいが明瞭しない、一人で二社以上の通信を兼ねた者もあり、又事變前よりの常備通信員に任せて居たものもあり、地方新聞社では特派員を出さず兼務通信員の報告を載せ、又は東京大阪の新聞切抜で済ませたのが多かつた

- | | | | |
|-----------------|------|---------------|-------|
| 朝野新聞社…………… | 高橋基一 | 東京日々新聞社…………… | 塚原靖 |
| 郵便報知新聞社…………… | 尾崎庸夫 | 自由新聞社…………… | 土居光華 |
| 時事新報社…………… | 鈴木千卷 | 明治日報社…………… | |
| 日本立憲政黨新聞社…………… | 小室信介 | 大東日報社…………… | 原敬 |
| 大東日報社…………… | 高木貞衛 | 朝日新聞社…………… | 半井泉太郎 |
| 此花新聞社…………… | 柏頼眞 | 大阪新報社(兼)…………… | 江木信 |
| 京都滋賀新報社…………… | 和田豊治 | 京都滋賀新報社…………… | 服部直 |
| 神戸新報社…………… | 岡島官藏 | 福岡日々新聞社…………… | 野村莠 |
| 福岡日々新聞社(兼)…………… | 江木信 | 熊本新聞社…………… | 草野門平 |

以上の外に西海新聞社の馬關特派員高橋達郎、西海日報社員遠山憲美といふのもあつた

此特派通信員の事につき、大阪自由黨機關の日本立憲政黨新聞と、立憲帝政黨機關の東京日々新聞との抗争記事が出て居る、甲は明治十五年九月一日の日本立憲政黨新聞第百四十三號、乙は同月六日の東京日々新聞第三千二百二十二號所載である、兩社の特派員、小室信介(案外堂)塚原靖(蓼洲)いづれも當時著名の記者であつた

○此度朝鮮の事に付て各新聞社が其の報道を精しく且つ速かにせんことを競争するも我國新聞業の始りしより以來未だ曾て見ざるの景況にて向きに井上外務卿が面のあたり花房公使に命ぜらるゝ所あるが爲め馬關に赴かるゝ前後には東京及び各地方の新聞社よりも各々其社員を朝鮮派出と名乗らせて同處まで出張せしめたるが明治丸が去月十日花房公使高島少將等を載て愈々仁川に航することとなりては各新聞社員は如何なる都合のありしにや皆馬關に留りて同處より遙かに朝鮮を天水渺茫の外に眺る事とせられ新聞社員の中にて眞に右の明治丸に搭して單身筆を携へて彼地に渡りたるは只本社より派出したる小室信介氏のみにて此の事は高島少將も同船中にて態々之を聞かれたる程の事なれば誠に確かなるの事實にぞある然るに茲に一の怪むべき事こそあれ其は他に非ず彼の東京日日新聞が去る二十六日に其の附録を刊行して左の文

正欄を印刷に附する折柄韓地特派通信者より該地實況の郵書到着したれば云々

を其の前書きとしたる事なり明治丸が始めて仁川に航したる節は我が社員を除く外他の新聞社員は一人半人も彼の地へ渡らざりしは如此くまで明白なる事なるに彼の東京日々新聞は如何なる方便を以て其の未だ曾て派出せざる特派通信者を俄に其の附録内へ天降らすことを得たるにや固より彼の新聞は例の低聲黨にて常に着實々々と云はるゝことなれば正かに眞赤なる諺を突き大聲に斯る法螺を吹くことは有るまじければ此特別通信者を其の附録中へ天降らせしことは如何にも神通の力と謂ふべしアラ不思議の新聞なる哉

○記者耳目なき乎 我社去月二十六日の附録に韓地特派通信者の報道を掲げたる事につき去る一日の立憲政黨新聞は其社員小室信介氏を除くの外に新聞記者は彼地に渡らざるに東京日々新聞は未だ曾て派出せざる特派通信者を其附録内へ天降らしたりとて喋々罵詈を極めたり噫々彼れ記者が其の社員を韓地に派出したるを誇らんが爲めに贅辯を逞うするは曾て珍らしとするに足らざれども此一項の如きは記者自ら其探訪の疎漏を表するものと云ふべし自ら馬脚を表したるものと云ふべし彼れ記者曾て知らざるや去月十四日の我社雜報欄内に我が前の印刷長塚原靖は清輝艦に乗り組むの榮を得て馬關より仁川に航すと明記したるを抑も彼れ記者如何に其社員が韓地に航したるを事々しく吹聴せんとすればとて現に特派通信員を發したるは獨り己れが社のみならざるをも詳かにせずして口を極めて喋々を撞いまゝにするの惡徳たるを顧みざるや蓋し彼れ記者は是れ目なく耳なくして唯

だ獨り人を罵るの口あるのみか嗚呼新聞紙は社會の耳目然るに社會の耳目たるもの己れ自から目なく耳なくして夫れ可ならんや抑も耳目なきもの、誹謗罵詈まことに痴鴉の擾々に異ならず須らく一笑に附して已むべしといへども暫らくこゝに一言を辯じて彼れ記者の迷夢を攪破し併せて讀者諸君に一察の資を分つ

これに對して日本立憲政黨新聞は一言の返辯も出さず、全くの失敗であつた

○京都府知事北垣國道の紹介狀を持參せし特派員服部直

八月下旬の京都滋賀新聞には「今回朝鮮ノ事變ハ實ニ外交上非常ノ事體ニ付右ノ通信員トシテ嚮キニ馬關、和田、豊治ヲ特派シ又釜山ニ通信員ヲ置キ爾來續々變後ノ報道ヲ怠ラサリシモ奈セン其變源ハ絶海異域ノ外ニ在ルヲ以テ動モスレハ事實ノ正確ヲ缺キ加フルニ事體殆ト迫リ巷説紛々讀者ノ惑ヲ來スノ恐レナキ能ハサランコトヲ依テ本月二十二日ヨリ社員服部直ヲシテ特ニ仁川及ヒ京城ノ間ニ派出セシメ韓地實際ノ現況及ヒ我談判ノ始終ヲ報道セシメ」云々との社告を連載し、尙二十四日の紙上には「服部直は一昨二十一日午後八時十五分神戸拔錨の安寧丸に乗込み出發」云々と報じてある、此服部直が出發前、京都府知事北垣國道より韓人への紹介狀を得、其紹介狀の寫しを取り置き家に藏して居たのが、服部直の孫たる京都寺町通の書肆上仙三猿堂主人の手に存在するのを見、予は昭和七年三月、同主人に複寫を乞ひて郵寄を受け、それを明治文庫に備へ置ける新聞雜誌關係の

記録中に加へてある、其全文如左（複寫には誤脱があるかも知れない）

金徐二公臺下烏兔瞬易夏去秋來一別隔海無由會面臨風悵然方深瞻企不審動履如何聞近日

貴國京畿之内方有不虞之警所在騷然僕自得此報思念 公等殆不安寢食遙想 公等勞貴慮當涉日夜

然大陽出燭火滅狂焰雖熾遂可歸撲滅耳何足深憂曩者金鏞元邊燧兩君留我京都或研究化學之事或學

習養蠶之術其業俱垂成而兩君乍聞今回之事變匆々搭歸船僕他適末知因命屬吏聞兩君以

貴國今有内亂若聞變歸國不保無禍害不如姑留我京都俟其鎮定之意然在兩君已發後鄙意不達殊爲遺

憾但兩君所留行李乃命化學校及草場私塾使收束勿散逸請諒此意又我京都滋賀新報社京都局主事服

部直今回赴

貴國仁川府因便乃欲更抵京城蓋爲欲飛耳長目以所得於聞見者而載之新紙内也因望直到

貴國日賜一謁幸甚又有奇事異聞可載新紙内者一々投與之尤爲過幸臨書艸々布言欠敬不淺幸勿深罪

時庚熱尙驕萬惟爲國自重不宣敬具

明治十五年八月念一日

北垣國道 頓首

金古愚 二公臺下

徐緯齋

金邊兩君晤時並乞致意候安 國道又拜

○前驛遞總監前島密の紹介状を持參せる岡島官藏

四六

現花房家には事變當時、諸方面の名士より花房公使へ寄せた書翰數百通を襲藏されて居る、柳原前光、山田顯義、井上馨、榎本武揚、徳大寺實則、渡邊洪基、高島鞆之助、竹添進一郎、小松彰、井上毅等の手紙も多くあり、いづれも珍重すべき史料であるが(別項に抜記せるもあり)それ等の中に前島密が神戸新報社特派員岡島官藏を花房公使に紹介した一通がある。其全文

拜啓 閣下此般之御苦勞ハ實ニ言語ニ絶シ何共可申上様無之候然レトモ閣下之精忠固ヨリ皇天之保祐スル所必ス玉體安全ニシテ克ク御奏功之段ハ吾輩衆ト供ニ期シテ疑サル所ニ御座候乍去愈御加護益御健康被爲涉候様一ニ爲邦家千祈萬禱仕候 此生ハ神戸新報社員岡島官藏ト申ス小生カ會知ノ者ニテ此度韓地ノ事情ヲ實地ニ視察探訪致シ度トノ目的ニテ敢テ渡航仕候就テハ何共恐懼ノ至ニ不堪候得共閣下特別ノ御慈愛ヲ賜リ幸ニ其目的ノ相達候様何トカ御措置被成遣度俯而奉悃願候同生ハ素ヨリ謹慎法令ヲ守リ聊不都合ノ動作可致者ニ無之段ハ小生誓テ保證仕候 右幸ニ御聽許被下候ハ誠ニ本懷ノ仕合千萬難有奉存候謹言

八月十四日(明治十五年)

前島密 百拜

花房義質君 閣下

誤報を傳へし三新聞の發行停止

明治十五年八月二十八日發行の團々珍聞第二百八十二號に下の如き狂畫が出て居る、其寓意は官憲の霹靂一聲で自由朝野の二名が大目玉を頂戴し、時事男は幸に其災厄を免れて疾走するとの體、當時の自由新聞、朝野新聞が、朝鮮事變としての誤報を傳へたがために發行停止の嚴命に接し、時事新報は譴責を受けたと云ふ事實を示したものである

其誤報といふのは、韓地京城の四方は兵を以て固め、花房公使は入京するを得ず、反つて暴行を加へられたりとの事で、其偽電報を臨時附録として配布したがために、朝野新聞は八月十九日より七日間、自由新聞は同二十日より六日間其發行を停止されたのであり、同一の誤報を載せた大阪新報も亦十日間停止されたのである

朝野新聞が一週間發行停止の厄に遭つた附録は、縦四寸餘、横二寸餘の小紙片に印刷したもので其全文は左の通りであつた

朝野新聞第二千六百五十七號附録

昨夜九時五十分發神戸通信者より左の電報あり

韓地京城の四方は兵を以て備ふ仁川通路白衣の兵群る我は仁川を根據とし野營を張る又今朝の電

四七

信に暴徒は公使へ無禮を加へたり 明治十五年八月十九日 朝野新聞社
 自由新聞も亦同一電報を附録に掲出したのであるが、其附録は現存の同新聞に貼付してない
 時事新報は同十九日の紙上に

在神戸の通信員より昨夜午後五時三十分發を以て左の電報到着したり

或筋への報に朝鮮暴徒は今回派遣の我公使に不敬を加へたり

此簡單な電報掲出であつたが、翌二十日は休刊日、其翌二十一日の紙上に

右の雜報を我政府内閣にて一讀せらるゝや目下馬關滯在外務大書記官宮本小一君へ電報を以て様子問合はされたる處左の通電報にて回答あり

馬關八月十九日午前十時五分發

仁川より船未だ歸らず何の報知もなし

右に付即刻内閣より本社員御呼出に相成り前電報「朝鮮の暴徒今回派遣の我公使へ不敬を加へたり」云々は訛傳に付正誤致すべしとの命あり大切の事件に付更に追加を以て其旨即日報道致し置きたれども混雜の際遺漏の恐あるに付爰に再録す

右の誤報に付東京日々新聞は特に號外を二回出した、其全文

本日朝野自由二新聞の附録及び時事新報等に韓地京城の四方は兵を以て備ふる云々又た暴徒は我



公使に不敬を加へたり云々と記載せり右警報の不審なるに付き其筋へ照會せしに既に政府に於ても該報の虚説たるは論を待されども念として在馬關宮本書記官へ問合されたる處仁川より船未だ歸らず何の報もなしとの返報ありと按るに三新聞の報ずる處は或ひは投機者流の故造に出たるか或ひは人心を惑亂せんとする者の惡戯に誤まれしならん歟依之特に及御報道候也

明治十五年八月十九日

東京日日新聞 日報社

曩に朝野自由兩新聞の附録に記せし如き虚妄の説は大阪神戸の間には専ら言觸せる事の由にて現に京濱の間にも爲めに米銀共に多少の影響を與へ大に人心を動すに至れりと然るに今朝左の電報を得たるに付き不取敢特に及御報知候也

八月廿一日午前三時五十五分馬關發四時廿分到着

外務卿宛 宮本書記官より報

十六日ノ夜花房公使ハ京城ニ着セリ朝鮮政府ハ城内ニ旅館ヲ設ケ丁寧ニ待遇セリ城内ノ人心モ極メテ平穩ナリ

明治十五年八月廿一日

東京日々新聞 日報社

此號外を五厘の郵便葉書に印刷して東京大學の醫學部へ配布された現物を、往年紙屑屋より購入したので、珍物として明治文庫へ納めた、後頁の寫眞四面がそれである

朝野新聞

第貳千六百五十七號

明治十五年八月十九日

土曜日

滿潮時

前十時三分
後九時九分

敝社新聞自今發行停止第二千六百五十七號以下發賣不相成旨今十九日警視總監より御達相成候付謹而停刊仕候毎度の停刊ハ看官諸君ノ對シ實以て恐縮の至ニ堪へぎ將來深く注意を加へ尙解停の上ハ一層勉勵可仕候付仍舊御眷顧被下度偏ニ奉冀候也

東京銀座四丁目八番地
明治十五年八月十九日 朝野新聞社

朝野新聞第貳千六百五十七號附録
昨夜九時五十分發神戸通信者より左の電報あり
韓地京城の四方ハ兵を以て備ふ仁川通路白衣の兵群る我ハ仁川を根據とし野營を張る又今朝の電信
暴徒ハ公使へ無禮すとあり
明治十五年八月十九日 朝野新聞社

朝野新聞號外 明治十五年八月十九日
今日内閣書記官より社員一名御喚出相成今朝配達の附録韓地京城云々電報の儀付馬關在留宮本大書記官へ電報を以て問合せたる處「仁川ヨリ船未ダ歸ラズ何ノ報知モナシ」と回報ありたるを以て右附録の儀ハ取消をべき旨達せられたる付謹んで取消候事
東京銀座四丁目八番地 朝野新聞社

東京銀座四丁目八番地
本局 朝野新聞社
假編輯長 宮下平三郎
印刷長 磯部 節
社長 成島柳北 客員 馬場辰猪
幹事 末廣重泰 補助 淺野 乾
幹事 高橋基一 補助 堀口 昇

電報の偽造者は罰金百圓

さて此誤報の出所は如何と云ふに、大阪新報社の探訪員に、加藤壽といふ者があり、相場師と結托して神戸へ行き、朝野新聞社より馬關へ特派され途中神戸の宿屋に泊つて居た高橋基一を欺いて東京の本社及自由新聞社へ電報を打たせ、自分は大阪新報社へも電報を出したのであつた、自由黨員として當時有名な高橋基一が馬關で拘引されたと諸新聞に載せられたが、それも一時偽電の嫌疑者と認められたが爲めであつた、結局嫌疑は晴れて加藤壽が拘留され、事實が明白となつて十月に加藤壽は罰金百圓の刑に處せられ、大阪新報社よりは其裁判決定と同時に退社を命ぜられた

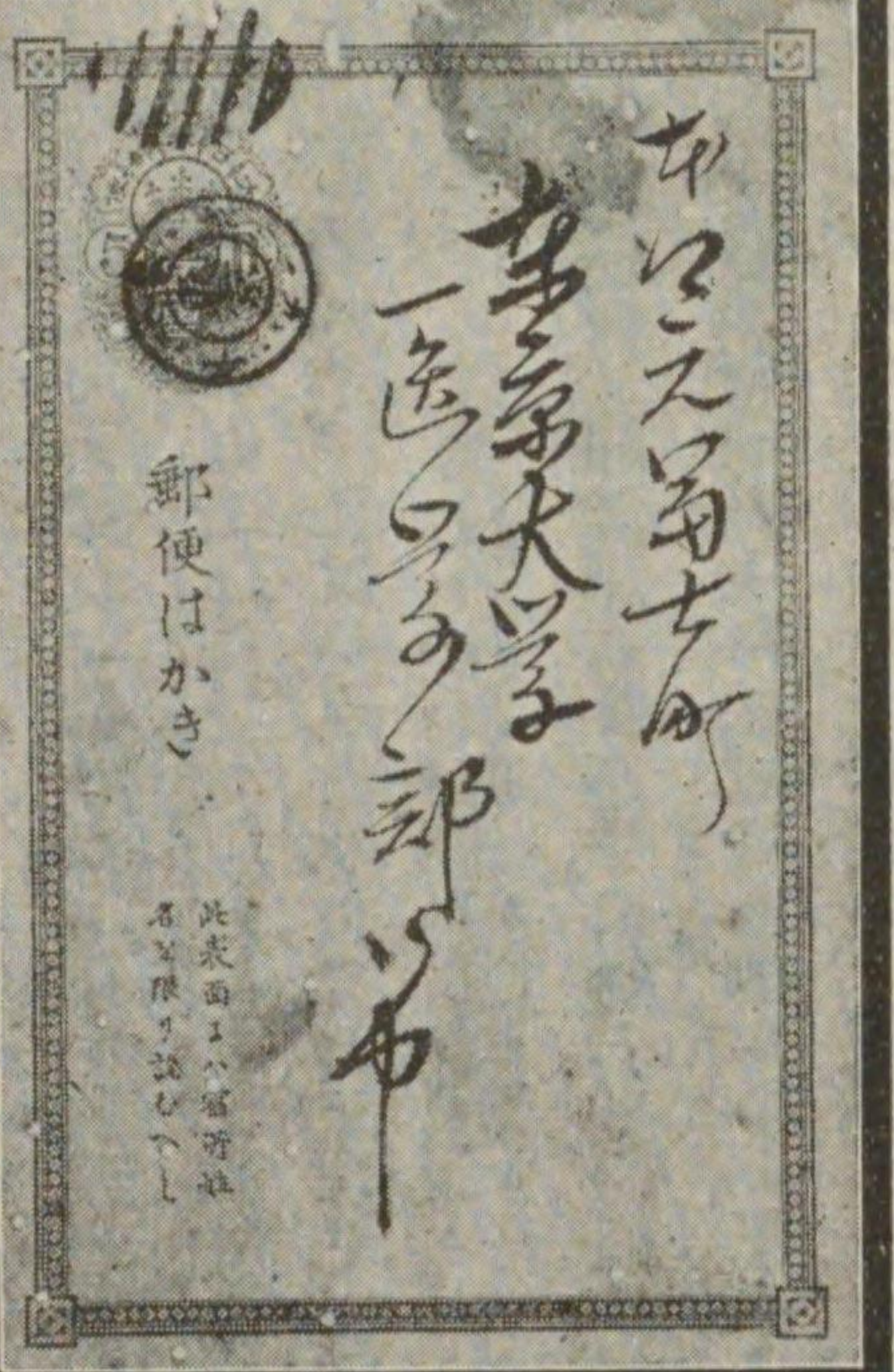
自由新聞社員が一人としての報道

小紙片に左の如く記した印刷物が現存して居る、これは自由新聞が発行を停止されたので、一社員の私信らしく装ふて當時讀者に配布したものと認める

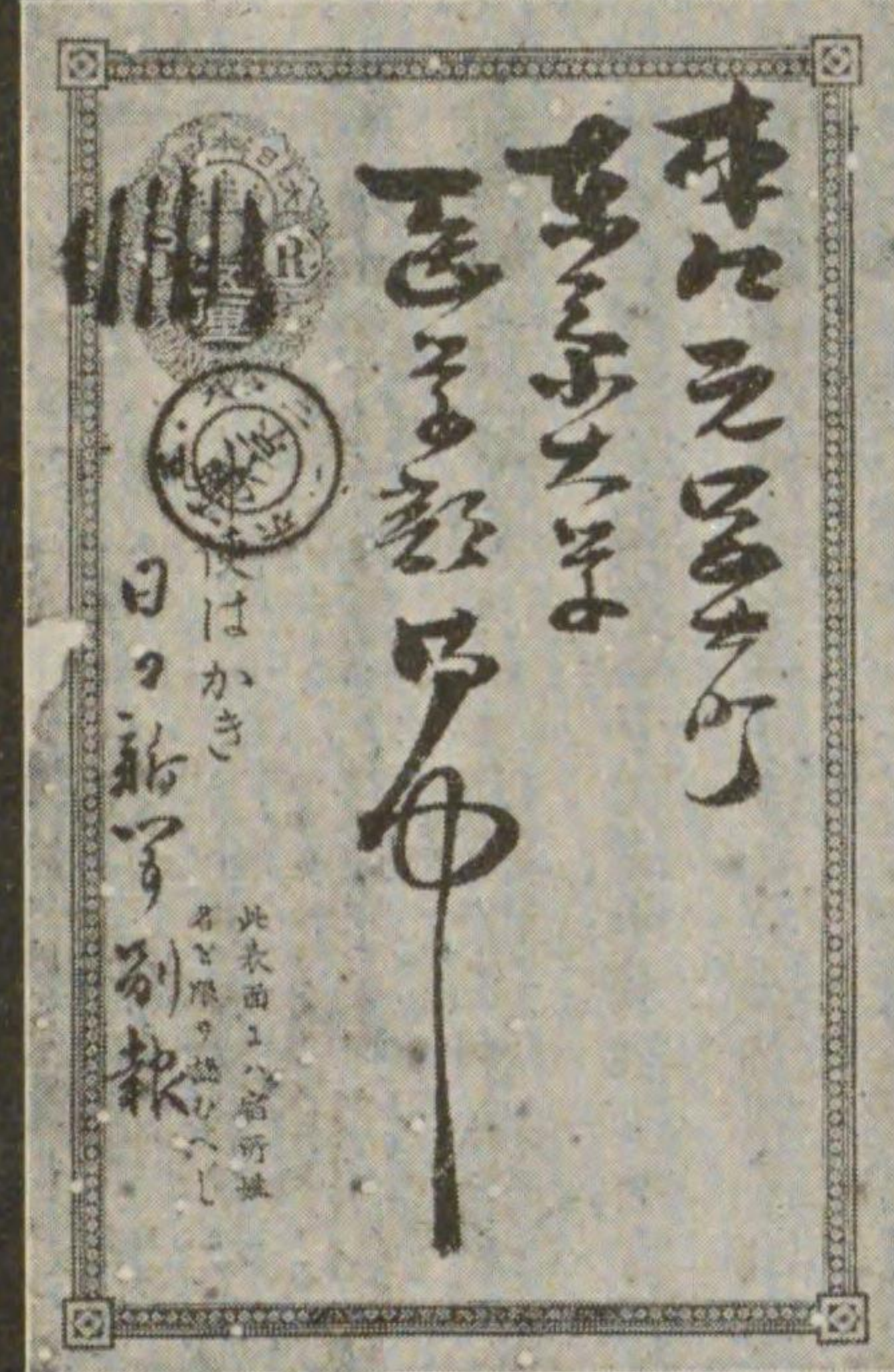
拜啓陳は今午後馬關より或る一二の會社へ達せし電報には高千穂丸外一艘に凡二千人計の兵隊乗込の手筈を中越せしよしに聞き及べり又西郷農商務卿には北海道より直に馬關へ赴かれしよし横濱居留地の風聞なり
右御報中上候也

八月廿日午後十二時

自由新聞社員 大井 通明



本日朝野自由新聞の附録及び時事新報等、各地京城の四方、兵を以て備ふる云々又た暴徒の我公使に不敬を加へたり云々と記載せり右等報の不審なるに付其筋へ照會せしに既に政府に於ても該報の虚報たるの論を待されども念として在馬關官本書記官へ問合せたる處仁川より船未だ歸らず何の報もなしとの返報ありと按るに三新聞の報する處に或はは投機者流の故造に出たるか或は人心を惑亂せんとする者の愚謀に誤られしをらん陳依之特に及作報道也
明治十五年八月十九日 東京日日新聞 日 報 社



武朝野自由新聞の附録に記せし如き虚妄の觀は大阪神戸の間より専ら言論せる事由にて現に京濱の間にては爲の米銀共い多少の影響を與へ大に人心を動すに至れりと察るに今則左の電報を得たるに付き不取敢特に及御報知候也
八月廿一日午前三時五十五分馬關發四時世を至著
外務卿宛 官本書記官より報
十六日、夜花房公使ハ京城ニ着セリ朝鮮政府ハ城内ニ旅館ヲ設ケ丁寧ニ待遇セリ城内ノ人心モ極メテ平穩ナリ
明治十五年八月廿一日 東京日日新聞 日 報 社

新聞記事制裁の新法文

五四

本事變の際、當局者は私信の暗號電報を一切禁止してゐたのであるが、同八月三十一日發行の時事新報第百五十三號所載雜報中に

○電報差止 去る二十一日以後一兩日の間は在馬關の本社通信員よりの電報一向に到着せず竹添外務大書記官菊地陸軍中尉等が乗組みたる明治丸も二十一日には仁川より馬關へ歸着したりと云ふに馬關より何等の報知もなきは何事ぞ如何に私報は跡廻はしになるとて斯く遅延する筈なし是は慥に通信員が晝寐をして居るならん眞逆の時に役立つ人間は少ないものかなと歎息して居たるに今馬關よりの郵便に據れば二十一日には新聞社用の電報(暗號にあらす)は悉く差止められ二十一日も前日同様なりとあり是にて始めて電報の斷絶は通信員の晝寐に由らざることを知悉したり軍事上の機密か、又は外交上の機密を漏らす事になるので、新聞通信の電報を差止めたのであらうが、同年十一月發行の政事月報第三號中に

○新聞條例 過日來朝鮮事件に際し外交の機密に掛れる事或は未だ内閣へだに上申せざる内に早くも一二の新聞紙上に掲載せし事ありしより大に不都合ありしも未だ罰則の設なければ唯取消を命ずるのみなりし故此度其筋にて夫等の罰則を定めて該條例中に追加する由

と掲出してあつたが、果然、同十六年四月十六日公布の改正新聞紙條例に左の一條を加へられた

第三十四條 陸軍卿海軍卿ハ特ニ命令ヲ下シテ軍隊軍艦ノ進退及一般ノ軍事ヲ記載スルコトヲ

禁スルコトヲ得其禁ヲ犯ス者ハ三月以上三年以下ノ輕禁錮ニ處シ三拾圓以上三百圓以下ノ罰金ヲ附加ス其情重キ者は印刷器ヲ沒收ス外務卿ハ外交上ノ事件ニ付特ニ命令ヲ下シテ記載ヲ禁スルコトヲ得其禁ヲ犯ス者ハ罰前項ニ同シ

私人の暗號電報を停止せし事

明治十五年八月二十九日の中外物價新報第百三十九號に「暗號電信の停止」と題して左の如く前提し、商取引上の通用語をも暗號と見て發信を許さざる事の不平をならべた

吾が政府は本月二十二日を以て俄に暗號の私報電信を停止せり是れ固より時機不得已の措置に出でたる事なれば吾輩人民は之が爲め縦ひ何等の不都合を被るとも敢て苦情を陳ぶること能はざるなり吾に苦情を陳ぶる能はざる而已ならず吾が日本國民の義務としては謹んで此令を奉し姑らく之を忍ばずんばあらざるなり然れども凡そ事忍ぶ可きあり忍ぶ可らざるあり吾輩は去日來暗號電信の停止は商業社會に若何の影響を現せん歟と目を配ること茲に數日其間見聞せし所の件々は各種各様にし唯之を笑一笑に付し去るべき者もあれと中には又歎一歎せざるを得ざるの事もあり云々

五五

外務省大書記官竹添進一郎の書翰

(花房家所藏)

朝鮮暴動ノ件ハ在東京清國公使在長崎同國領事等ヨリ電信ヲ以テ總理衙門及李鴻章ニ急報セシハ必定ト存候左スレハ清國ヨリ軍艦ヲ以テ馬建忠列ヲ派シ仲裁ヲ申入候儀我ト戰爭スル覺悟ハ是亦必然ト存候隨テ清國ヨリ喙ヲ容ル、所以ヲ主張スルニハ左ノ口實ヲ用ユルナルヘシ

一朝鮮ハ我カ屬國也故ニ之ニ干涉セサルヲ得ス此ヲ破ルノ説ハ左ノ通

果シテ清ノ屬國ナルトキハ何故朝鮮ヨリ獨立國ノ體裁ヲ以テ我ト條約ヲ結ビタルヤ且此ノ條約締結ニ付何故清國ヨリ詰責セサリシヤ將又假リニ清ノ屬國ト認定スル時ハ今度ノ暴動ハ清國ヨリ引受ケ賠償等悉皆是ヲ擔當スヘキ

哉ノ大意ヲ以テ論破スルハ極テ容易ナルヘシ只切ニ懸念スル所ハ清國官員我花房公使ニ先キ驅ケシテ朝鮮ニ渡航シ朝鮮ヨリ此ニ保護ヲ倚賴シ清國ノ力ヲ以テ内亂ヲ鎮定スル様ノ事有之ニ於テハ實ニ日本ノ面目ニ差障リ候儀ニ付花房公使ニハナルヘク急ニ渡韓シテ彼ノ政府ヨリ我レニ倚賴致候様ノ策略ヲ施シ其上ニテ我ヨリ十分盡力シ彼ノ政府ヲ幫助シ内亂ヲ鎮定スヘシ右愚考候儘内覽ニ供シ候也

八月四日(明治十五年)

竹添進一郎

井上外務卿殿

(外交官の裏面を推知し得べきおもしろい手紙である)

昨夜一時頃下ノ關着直ニ暗號電信ヲ以テ韓地ノ

情況并馬建忠ノ舉動ヲ申遣シ置候内閣ニテハ殊

ノ外憂慮ト見ヘ廿日午後七時井上毅ヲ迅鯨艦ニ

搭シ出張被命候赴宮本氏ヨリ承知仕候併シ小生

ノ電報東京ニ相達シ候上ハ馬關邊ニテ井上ハ呼

回シニ相成候儀モ可有之カ兎モ角モ内地ハ殊ノ

外混雜ニテ支那朝鮮ヲ少シ高買候様相見ヘ申候

今日早朝明治丸ニテ一直ニ東京ニ駛走可仕筈ノ

處石炭ノ積込殊ノ外手間取り其上風波荒ク候間

午後二時頃出帆明後廿二日ノ夕刻迄横濱着ハ無

覺束被存候何モ後便ニ讓置右迄早々敬具

八月廿日(明治十五年)

竹添進一郎

花房公使殿

尙々仁禮高島ノ兩少將トモ御序馬關着ノ赴御

鶴聲願上候

朝鮮使節應接向ニ付御伺申上度儀有之候隨テ明

日御出省有之候ヤ若又御出省無之ニ於テハ明日

何時頃御在宅ニ候ヤ右御尋申上候

十月二日(明治十五年)

竹添進一郎

花房公使殿

竹添氏は天津領事より一時外

務書記官に轉じ、後には花房

氏のアトを繼いで朝鮮在勤の

辨理公使になられた人である

遣清特命全權公使榎本武揚の書翰

(花房家所藏)

只今公信有之趣に付不取敢一書拜呈いたし候尊
 兄今度の遭害と處變の宜を得たると現位の重大
 なるは特に我朝萬國同然稱する所なる而已なら
 ず開明世界一般稱譽し且刮目視する所に御座候
 況や其親子信友に於ておや去る十六日の夜を以
 て尊兄護衛兵を率て斷然漢城に進入せられ彼大
 院君政府丁寧に待遇云々の電報は去る二十一日
 曉下の關より達するや内外舉てインテレストセ
 しは申迄も無之拙生は不取敢貴邸を訪ひ令聞に
 面し其報を御傳申候處左様に候かと満面御安心
 の様子は御察可有之候令息は何事やらと心あり
 氣の様子にて側に居られ候
 今般政府の處置神速にして當を得たるは拙生の

尤も賀する所にて内國は勿論英公使其外等も眞
 に我プロムプトネスを稱賛いたし居候其外交際
 各國に對しての手續も能く行渡り井上氏の迅速
 技術大當りに御座候將た尊兄は此一舉眞に尊兄
 將來大名を揚るの一大門戸を開きたりと謂ふべ
 く當地諸友と相逢毎に相語申候尊兄請ふ自重自
 愛せられよ拙生は此度の變に付政府よりの勸に
 て駐清公使を命ぜられ不日妻兒を連れて發程の
 運に相成居候餘事と違ひ努力を盡すべきのポー
 ストに付直に御受いたし候日清間の不和を除く
 は乍不及自任致居候段御休神有之度候未だ政府
 より何らの訓條も無之候へ共朝鮮獨立、所屬一
 件は洋州訂盟各國のコンモンインテレストゆへ

品によりデョイントアクションに出る方可然様

差詰め見込居候

右不取敢申進度早々不一

十五年八月廿三日午後三時

榎本武揚

花房賢臺梧下

右の文中にある「令息」とは現當主のこと、

時に九歳

歡迎準備の電報

明治十五年九月二十五日午前、外務大輔吉

田清成より在神戸花房公使への電報

アラタメツイビ(改追尾)

キカンニウキヤウノトウジツハ(貴官入京の當

日は)ゴタイグウムキトウノツゴウアレバ(御

待遇向等の都合あれば)ナルベクヨコハマヘヒ

ノデジブンチャクセンノツゴウニ(なるべく横

濱へ日の出時分着船の都合に)コウベシユツパ

ンアリタシ(神戸出帆ありたし)

斯くて花房公使一行は同月二十八日の日出

後たる午前七時十五分横濱へ歸着されたの

であつた

× × × × × × × × × ×

花房老兄

武揚

九月三日(明治十五年)

悅御留守宅皆御無事なり

手柄を祝し御歸國近きにあるべしと告げり御大

好報達するや否僕直に貴宅を訪ひ令聞に面し御

の錦歸を待てり

走筆拜啓今回の御手際實に満足の事朝野舉て君

朝鮮の國旗 花房公使の提案

六〇

明治十五年十月二日發行の時事新報第百七十九號所載「朝鮮の維新」と題せる記事の終りに左の一節が見え、これに第一圖の如き繪を挿入してある

是迄朝鮮には國旗と云ふべきものなきに付今度支那より來りたる馬建忠が朝鮮の國旗は支那に倣ひ三角形の青地に龍を畫くべし本國支那は黄色を用ふれども朝鮮は支那の東方に當る屬邦たるを以て東は青色を貴ぶの意に依り青地を用ふべしと指圖したるに國王は大に之を憤り決して支那の國旗に倣ふべからずとて四角形の玉色地に大極の圖(二つ)を青赤にて畫き旗の四隅に東西南北の易の卦を附けたるを自今朝鮮の國旗と定むる旨沙汰せられたりとなり

此國旗制定には花房公使が與つて居るのである、武田氏の著『明治十五年朝鮮事變と花房公使』中に「朝鮮の國旗は修信使(朴泳孝)が來航に際し船中に於いて考案したものと傳へられて居る、猶其の圖案は我より暗示したもので是等に關して左の參考史料がある」と記して左の建議案を載せてある

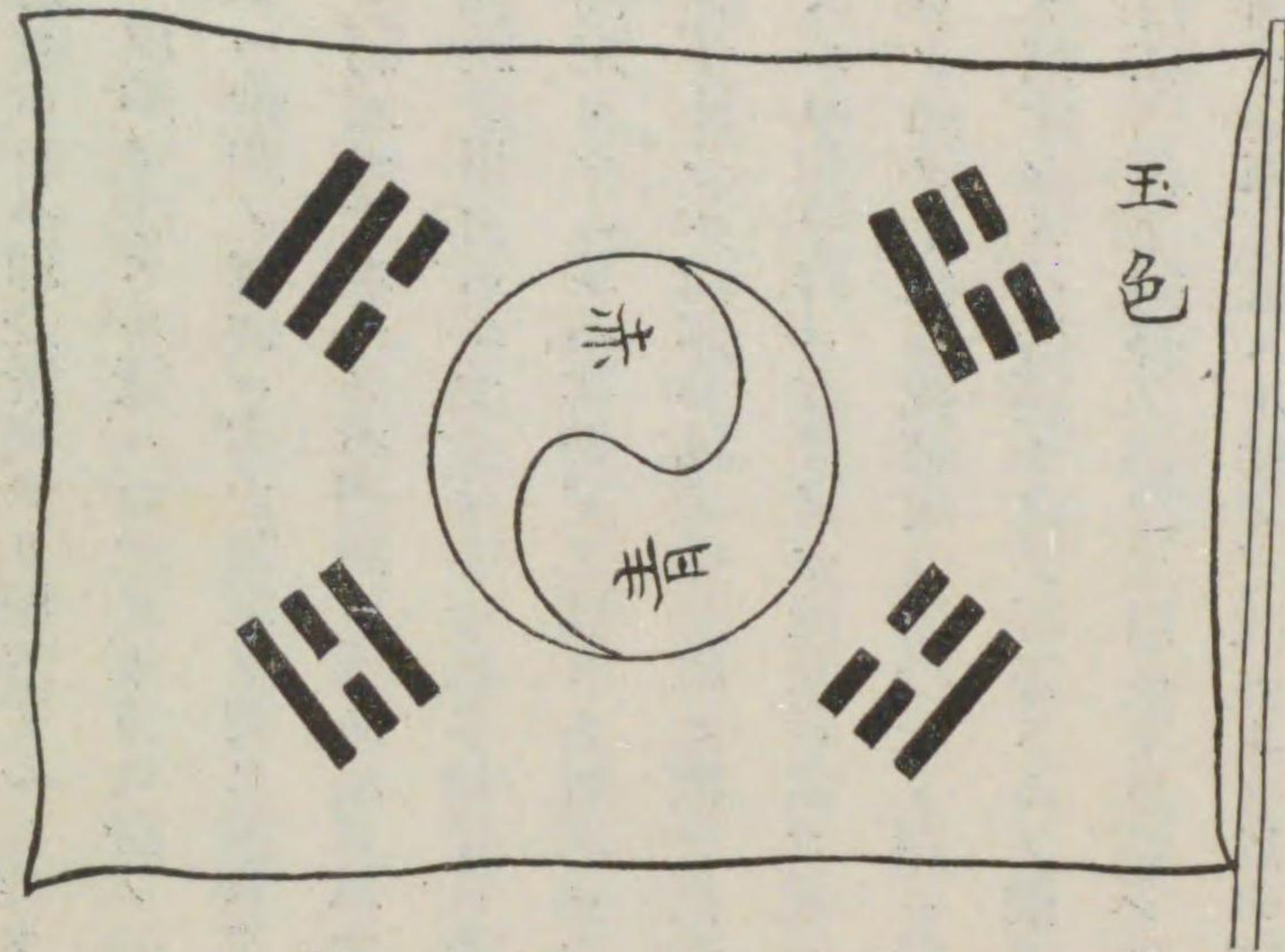
朝鮮ノ國旗ハ我之ヲ助ケテ速ニ制定セシムヘキノ議案

花房子爵藏

船艦ノ洋中ニ在ルハ見テ邦國ノ一部トス其之ヲ標識スル獨リ旗章アルニ由ル故ニ旗章ナキハ猶國ナキカ如シ而シテ朝鮮從來國旗ナシ其用ヲ知ラサルニ由ルト雖モ抑又清國ニ憚ル所アル也頃日黃

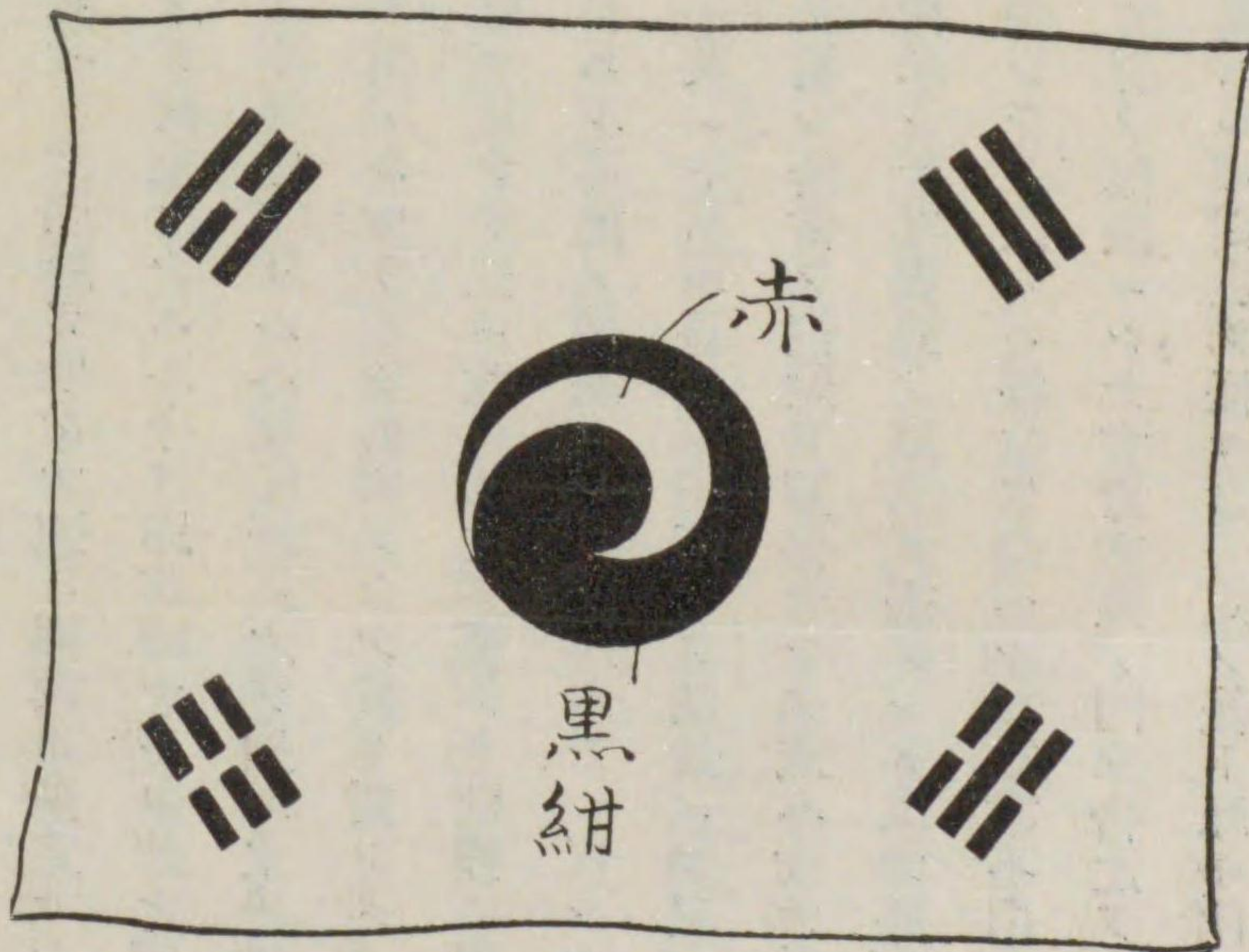
遵憲ノ朝鮮策ヲ見ルニ朝鮮ヲシテ清國ノ龍旗ヲ用シメントスルノ意アリ若シ此策ニ從ヒ彼龍旗ヲ用シムレハ即是清國ナリ朝鮮アルニ非サルナリ故ニ我ヨリ朝鮮ヲ助ケテ速ニ國旗ヲ制定セシムルハ朝鮮ヲ存スル策ニシテ又東方均勢ノ一策ナリ其之ヲ制定セシムル今日即其時ナルカ如シ何トナレハ船艦ノ航行ニ方テ旗章ヲ用ヒ其國ヲ表識スルノ不可已事タルハ朝鮮既ニ之ヲ知ル之ヲ知テ未タ制定セサルモノハ創制ニ屬スルヲ以テ清國ニ憚ル所アルナリ若シ清國ヲシテ與リ聞シメハ彼ノ龍旗ヲ用シムルヤ必セリ一旦事如是ニ至レハ即朝鮮ナキナリ故ニ我ヨリ之ヲ贊ケテ別種ノ國旗ヲ制定セシムルハ其獨立ヲ標スル所以ニシテ朝鮮ヲ存スル易簡ノ便法コレヨリ過ルナシ況ンヤ朝鮮ノ今日一ニ西洋形帆走船ヲ購ヒ繼テ汽船ヲ要スルニ及ントスル義質第三第七ノ別信ニテ已ニ上申スルカ如キ時ニ在テヤヤ此際ニ當テ我ハ務テ其舉ヲ贊シ恰當ノ汽船ヲ買得セシメ或ハ曾テ議セラレシ如ク千代田號ヲ贈リ其授受ノ際ニ於テ我ヨリ指示シテ其獨立ノ旗章ヲ掲ケシメ以テ將來成法ト爲サシメハ清國モ之ヲ可否スルノ機ナク朝鮮モ安ンシテ之レニ從フヲ得ヘシ其旗章ハ白地ニ青白紅三色ノ抱合ノ三巴ヲ用ヘキカ如シ此三巴ハ其官府ノ標識ニシテ官衙宮觀ノ門扉皆之ヲ畫ケリ朝鮮從來遵用スル所ノ記號ナルヲ以テ縱令創制ニ屬スルモ人之ヲ怪マス一定ノ後ト雖モ内外異議ナキハ勿論ナリ且聞ク閣下江華締約ノ時年號論ニ續テ國旗ノ議アリ宮本之ヲ彼大臣ニ告タリト義質頃日造意ニテ彼大臣我館ニ來ルノ日ニ於テ豫シメ三巴ヲ刺繡セシメ彼國旗ニ擬シ我日章旗ト並

第一圖



時事新報所載

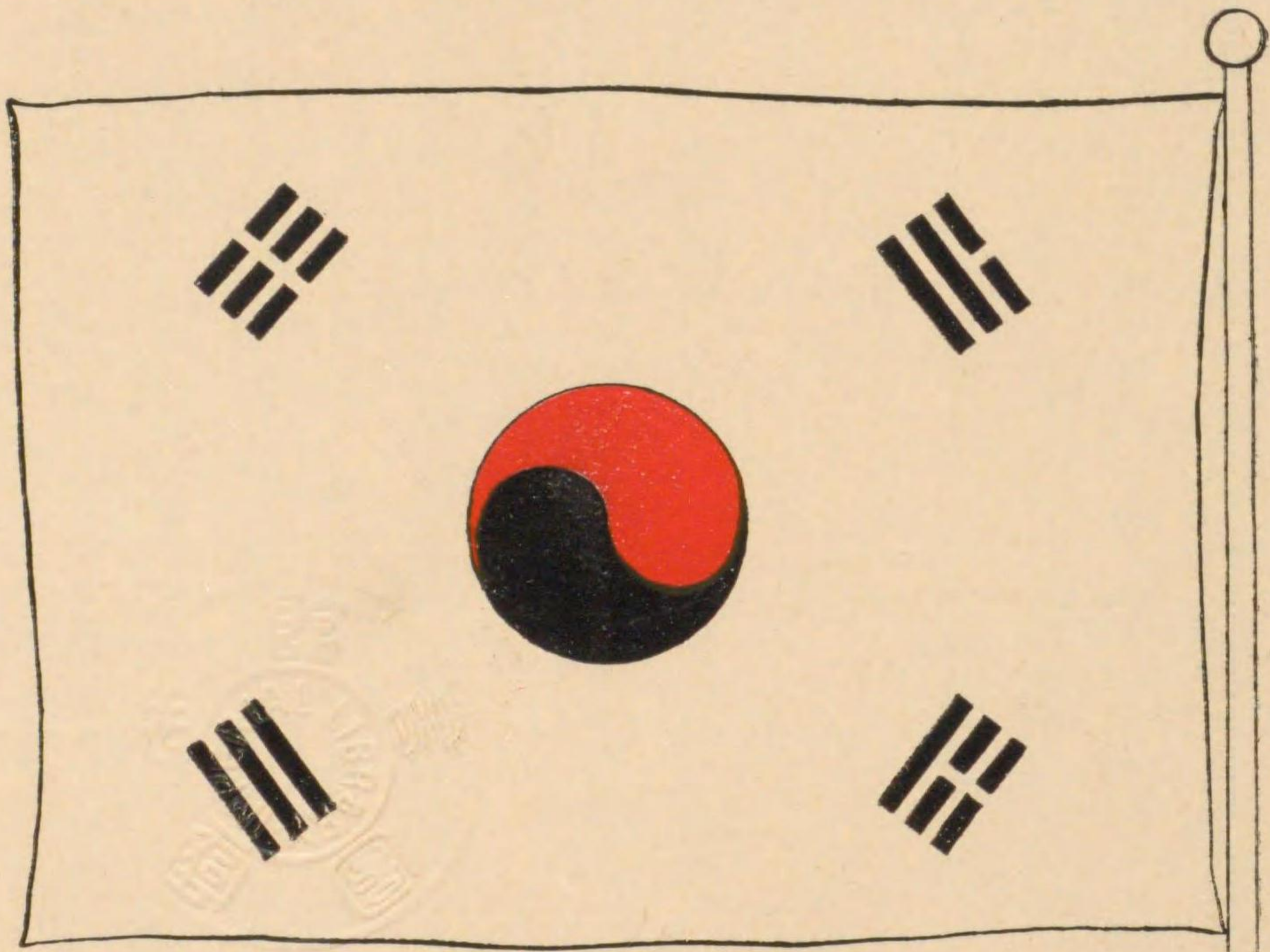
第二圖



朝鮮郵券模樣

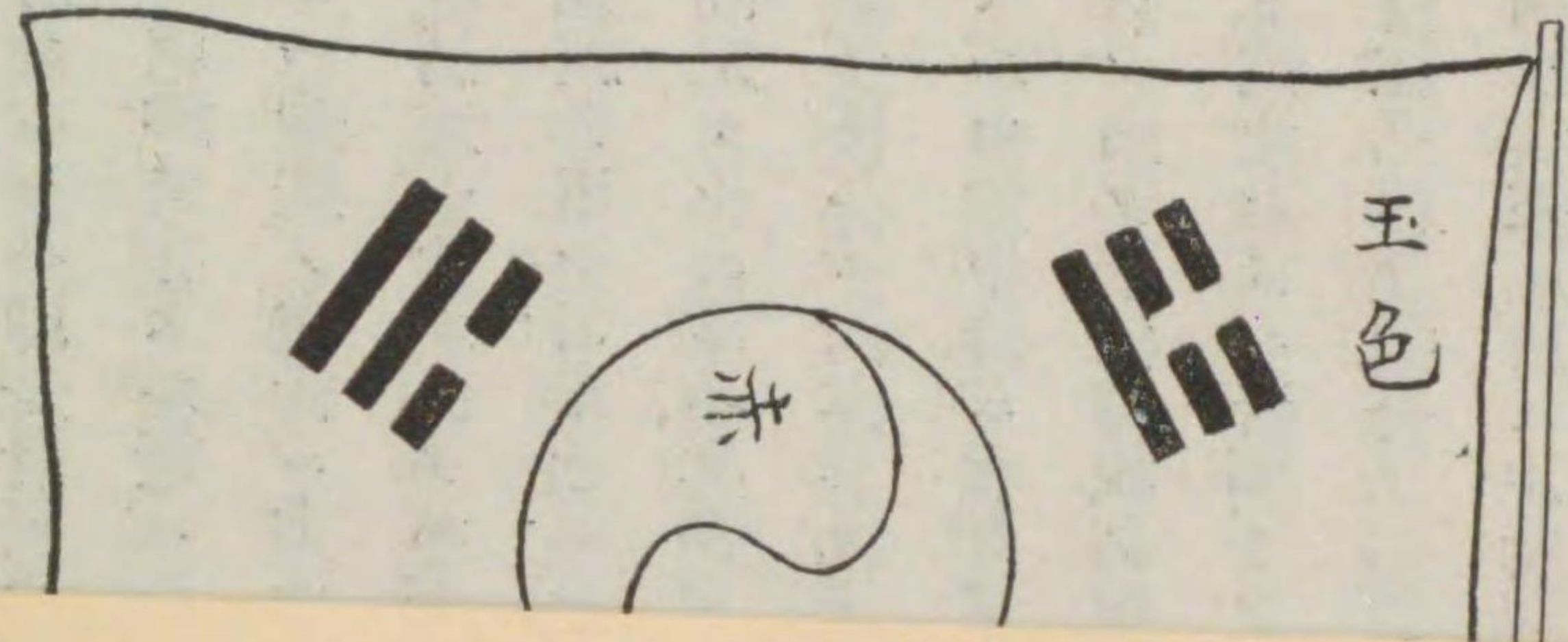
へ掲ケテ兩國同心ノ音
 セシメラレタリ右ハ我
 メテ簡易且辨識シ易シ
 實ニ朝鮮ノ獨立ヲ標シ
 タリ今朝鮮政府船艦購
 明治十四年 日
 外務卿井上
 斯く花房公使よりの建議
 う、そして其實現が花房
 のものを國旗とする事の
 此二ツ巴を時事新報には
 四卦は東西南北を示すと
 所載の挿畫、二ツ巴が赤
 便切手の模様、一ツ巴の
 旗の寫し、天地の位置は

朝鮮國旗



ノ臣某ヲシテ來リ見
 甚タ相似テ制作亦極
 之ヲ制定セシムルハ
 於テ深慮在ル可キ所
 供スルコト如此敬具
 花房 義 質
 しなかつたのであら
 李王家の定紋と同一
 は天地の陰陽を示し
 第一圖は時事新報
 第二圖は朝鮮郵
 督府より借りて來た

第一圖



朝鮮郵券模様

六二

へ掲ケテ兩國同心ノ意ヲ表セシニ皆之ヲ首肯シ後日國王之ヲ聞カレ特ニ近侍ノ臣某ヲシテ來リ見
セシメラレタリ右ハ我國旗ノ日章ニ假ニ三巴ヲ縫付タル迄ニテ其形我國旗ト甚タ相似テ制作亦極
メテ簡易且辨識シ易シ是レ三巴ハ朝鮮ノ國旗ニ適スル者ニシテ我ヨリ助ケテ之ヲ制定セシムルハ
實ニ朝鮮ノ獨立ヲ標シ以テ之ヲ存スルノ策ニシテ又東方他年均勢保持ノ道ニ於テ深慮在ル可キ所
タリ今朝鮮政府船艦購求ノ舉アラントスルニ際シ聊カ意見ヲ陳シ以テ採擇ニ供スルコト如此敬具

明治十四年 月 日

花房 義 質

外務卿井上馨閣下

斯く花房公使よりの建議に基いて、我外務省より警告を與へたが爲め、龍旗にしなかつたのであら
う、そして其實現が花房公使の提案の如き三ツ巴でなく、二ツ巴にしたのは、李王家の定紋と同一
のものを國旗とする事の不可を認めて變へたのであらう

此二ツ巴を時事新報には太極の圖とある、太極は陰陽の兩儀を生じて、二ツ巴は天地の陰陽を示し
四卦は東西南北を示すとあるが、朝鮮の國旗としたものに、三様の相違がある、第一圖は時事新報
所載の挿畫、二ツ巴が赤青で四卦が震兌離艮であつて東西南北(震兌離坎)でない、第二圖は朝鮮郵
便切手の模様、一ツ巴の如き黒と赤で四卦が乾坤離坎である、第三圖は朝鮮總督府より借りて來た
旗の寫し、天地の位置は正しいが、四卦は乾坤艮巽でこれも東西南北ではない

六三

日英親好の輝きと見るべき美談

明治十五年八月十三日發行 朝野新聞 第二千六百五十二號

去月二十九日の夜英國測量船(飛魚號)が花房公使以下韓人の圍を脱したる二十六名の人々を載せて長崎に至り朝鮮人の日本公使館に對する暴行の始末を電報にて東京へ報じたる節在京の英公使パークスは我が政府に照會して同船を釜山浦に遣し居留の日本人に暴動の變を告げ且つ行衛知れざる日本人の生死如何を探り若し存生し居らば之を救ふて連れ歸り兼て暴動の性質及び實情如何を探知せしめしが同船は去る十日を以て再び長崎に歸航せり云々

右の測量船が我公使の一行を救ひたる際其待遇の懇篤なる到らざる所なく同船の大尉、ベिका氏は衣袴襦袢及び靴に至るまでを出し水野大尉に破衣を脱して之に着換へんことを進めたるより水野は厚く謝して之を着換へ別に臨み通辯官を以て謝して曰く懇遇謝する所を知らず僕帶ぶる所の軍刀の外一刀あり從者に携持せしむ是十年の役得る所にして今時亦京城に於て聊か血を沃けり願くは足下に贈り余の微衷を致さん足下受るや否やとベिका氏曰く余深く日本刀を好む然れ共此刀足下の重寶願くは之を子孫に傳へよ僕之を受るに忍びずと曰く不然方今國威五洲に冠たる大英國の士官之を寶とし之を歐洲に傳ふる是れ余の名此刀と共に光を添ふるなり僕の榮も亦大なり足下辭するなく幸に之

を受けよ足下の貸與する處の衣袴携へ歸て永く記念となさんとベिका氏大に悦んで曰く厚意辭するに語なし再拜して之を受けんと遂に之を受納されしとぞ

右の二條は横濱のヘラルド新聞に載つた記事を譯出したのと、乙は當時の諸新聞に出た水野大尉手記の一節を抜載したものである

又同月十六日發行の東京横濱毎日新聞及び同日の明治日報には左の記事がある

○二三日前のことか我國駐在の外國公使が打寄りて今回朝鮮の事變に就ての處分方案を論じける折柄英國公使パークス氏は今度の變たる直接に災を受けたるは日本なりと雖も其原因鎖攘論に在りとせば諸外國就中英米の如きは之を傍觀すべきにあらず不幸にして是非を干戈に訴ふるに至りなば必ず多少の分擔をなさざるべからず然らざれば日本獨り其弊を受け償を得る所なきのみならず歐洲諸國の東洋政略に於ても得策にあらずと論ぜられしに闔坐敢て之を不可とする者なかりしと云ふ

○我が國に駐劄せらるゝ各國の公使達が某所に集會せられ朝鮮事件に就ての議事を取掛られ英國公使パークス氏の申さるゝ様今回日本が朝鮮に向ひて干戈に訴ふること無しともすべからず然る場合に日本が討ちたればとて償金を得べき目途なしされば各國合議の上その決する所を以て之を討たば償金を得ざる時は各國よりこれを出金すべしとの事なりしかば種々討論ありパークス氏は悉く之を筆記せしめ直に我が陸軍卿の許へ送致せられたりとぞ

下關に於ける戦死者祭典

六六

明治十五年八月十八日發行 東京日々新聞 第三千二百六號

本月三日山口縣下之關にて去月二十四日朝鮮國仁川府にて戦死せし一等巡查廣戸昌克二等巡查宮銅太郎御雇水島義語學生徒近藤道堅の爲に臨時祭典を執行せらる是の日曩の清水館(公使館)を切出たる人々は勿論其他外務省の人々は皆來會あり神官竹中所房氏(龜山八幡宮祠官)の家にて午後三時より祭典を執行せられしに流石は國關の外に死せし人の祭典丈ありて最も整肅として感涙を催せぬ者とはなかりしが殊に花房公使近藤領事の祭文を讀まれし時は場中寂として聲なく一層の感を催せしものゝ如く見受けたりと左もありません來會の諸員多くは所謂萬死中に一生を得られし人々なれば争で此祭典に臨んで顧想する所なからんや其祭文を得たれば之を左に録す

祭文

竹中所房

由々敷加も外務省一等巡查廣戸昌克二等巡查宮銅太郎公使館御雇水島義語學生近藤道堅奈加命等の御魂を今此處抜ひ清め齊淨まりて伊豆の直堅木を立て仮利に齊祭り恐み恐みも白す沙命等天皇の大勅命を蒙り遠き國まで政事治め給ふ麻仁々々唐國の征夷の仇等背き戦争ひしに今年七月二十四日朝鮮國仁川府にて諸共に露と消行けり阿波禮是を以て辨理公使花房公を始として各々集

ひ集りて今日今日を生日の足日と撰定て廣前に御饌御酒海山野物種々置波して捧奉り禮代の幣帛を以て稱辭竟奉る事の由を平く安く聞食と龜山八幡宮祠官竹中所房恐み恐みも白す
花房公使の祭文は左の如し

祭仁川死難人文

花房義質

陰海溟漠、倉卒之變、致命異域、闕天不弔、夜臺望鄉、嗚呼悲哉、方彼亂民圍館猖桀敖、矢石雨下、誰不慨奮、唯其血路一開、萬衆披靡、不圖仁川之變、事起忽猝、輿僮皆敵、乘我憊困、逞其狂暴、誰居地方保護、我國人或死或傷、間唯一髮、嗚呼悲哉、雖斯有國斯有法、任兇徒恣睢、莫之能鎖、咎將何歸、余職任辨理、交際維硬、雖由我不逮、頑彼亂民、弄兵極慘、代謀鋤治、非得已、傷者癒、而死者不復歸、馬關之北、投鞭可渡、我艦往問將在近、乃壇乃祀、率僚屬以招魂風怒海鳴、魂乎歸歟、嗚呼悲哉、尙饗

近藤領事の祭文は左の如し而して其文中我姪云々とあるは即ち故語學生近藤道堅氏の事なり

祭文

近藤眞鋤

書記官兼領事近藤眞鋤謹テ一等巡查廣戸昌克二等巡查宮銅太郎公使館御雇水島義及我姪近藤道堅ノ靈ニ白ス茲ニ去月二十三日ヲ回顧スレバ火焰々ト天ヲ衝キ喊聲轟々ト地ヲ動シ矢石銃丸雨ノ如ク下リ霰ノ如ク飛ブ又二十四日ヲ回顧スレバ雨淋々泥滑々足ヲ仁川ニ駐ルモ衣袂ヲ乾カスノ暇ナ

六七

ク把刀奮闘戦血忽チ逆ル我輩幸ニ萬死ヲ出今日此地ニ會シ清酌ノ奠ヲ備ヘ以テ公等勉力勇戦ノ狀
ハ猶我眼前ニ往來ス公等ノ能ク身ヲ職務ニ致スニ非レバ花房公使以下我々モ亦豈今日アルヲ得ン
ヤ公等生テハ其職ヲ盡シ死シテハ烈々ノ名ヲ異域ニ傳フ余一タビハ之ヲ悲ミ一タビハ之ヲ喜ブ我
姪道堅モ亦公等ト雄名ヲ青史ニ傳フルヲ得ルハ之ヲ不幸トヤ言ハン之ヲ幸トヤ言ハン長官花房公
使其此ニ在セリ長官ニシテ恙ナシ公等ノ精忠ヲ天廷ニ奏シ異日必ズ大ニ雄魂ヲ慰メラル可キモノ
アレバ何ゾ余ノ陳説ヲ俟ズ嗚呼悲哉尙饗

濟物浦に於ける戦死者祭典

明治十五年九月十三日發行 朝野新聞 第二千六百七十三號

本月二日仁川港に於て曩に同地にて六名京城にて七名合せて十三名堀本中尉以下の死體を迎へ取り
翌三日濟物浦の東北の小丘に禮葬し墓表十三箇を建てらる在浦の我國人は何れも相會し扱祭典は午
前十一時に始り午後三時に終り花房公使より清酒一樽乾魚三尾近藤領事より清酒一樽乾魚三尾牛一
頭外務省官吏より生鶏四十羽陸軍及び大倉組より神及び草花を供せられ在浦の我國人よりも多數の
供物あり職工人足等は相撲を奉納し夜に及び金剛艦は烟火を打揚げ頗る盛況なりしといふ當時花房
公使君の祭文は左の如し

遭難者自署集

牛島重三郎 佐川 炎
 近藤真鋤 小水三平
 岡田 一 朴泳孝
 石橋貞 金玉均
 鄭永成 堀本禮造
 大庭永成
 杉村 海 浅山顯藏

派日親國韓

祭漢城仁川死難者文

辨理公使 花房 義 質

七〇

明治十五年九月三日、辨理公使花房義質、以清酌庶羞之奠、祭七月廿三日漢城死難人、陸軍中尉堀本禮造、及語學生岡田恪、池田平之進、黑澤成信、巡查川上堅輔、池田善吉、本田親友、及仁川死難人、巡查廣戸昌克、宮銅太郎、及水島義、近藤道堅、與鈴木金太郎、飯塚玉吉之靈於仁川港、嗚呼人孰無死、死輕鴻毛、意彼兇徒、如狼如熬、孰喉孰眦、內有主使、惟官辨髦、任其恣睢文武遜逃、中尉俊豪、視外猶內、訓兵服勞、久駐都監、仗劍執戈、精明旗幟、維新豹韜、功高異域、酬德虐敖、延及七士、七士切齒、力竭就死、矧彼仁川、禍難牽連、誰曰地厚、一瞬轉旋、死傷比肩、嗚呼哀哉、民兵通謀、友邦是讐、我皇赫怒、誰任其尤、艦船蔽海、事歸聿修、茲收遺體、厥宅維幽、濟物之浦、邦人雲稠、我任辨理、改葬某丘、韓官會同、有鬱薦羞、有滂我淚、山長水悠、嗚呼哀哉、尙饗

哭堀本大尉

宮本鴨北

教兵擬作國交媒、却受紛々馬服猜、未報王仁傳道懇、忽逢企攤

殺身哀、鬪體空曝城陰雨、魂魄先呼漢上雷、三尺雄刀何處在、

寶光摧盡腕隨摧、(時事新報所載)

諸官省より出入を差止められし新聞社員

明治十五年發行 明治日報 自八月十八日至十月五日間

報知新聞社員は一昨日弊社員と共に外務省への出入を禁止せられしが昨日は又々太政官への出入を禁ずる旨内閣より達せられ同社員渡邊鉦太郎へ渡しありし印鑑を直ちに召上られしと云ふ而して其の理由は外務省と同じく辨明せられざるよしなれども彼の耳早き時事新報には或は判然し居るべきか記者は後日の爲其理由を聞たきことに思へり(八月十八日紙上)

一昨日弊社員が朝鮮事變の後報を聞かんため外務省へ出頭せしに同省にては既に弊社員の出入を禁ぜし旨を達せられたるより社員も何故に禁ぜられしやを伺しに其の理由は辨明する限にあらずとて坐を起れたれば止むを得ず退省して其旨社員一同へ通ぜり故に一同謹で該旨を遵奉し居れり因て思ふに今は朝鮮事變に就きて互に探訪を務むるの際外務省にて出入を禁ぜられたる以上は同省にて得べき報道は實に得難きの恐あり然れども以來一層の探訪を竭せば或は他方に得て誓て他社に譲らざるの事實を報すべければ看官幸に報道に後るゝの嫌を懐く莫らんことを望む又附て云ふ昨日發兌の時事新報に報知及明治と題し今度の出入を差止られしは臆測を記載せしに因る旨を掲げありしが我社員にさへ辨明なき當時の事を該新報は如何なる術にて聞得しや我が輩は實に彼の社の得たり顔

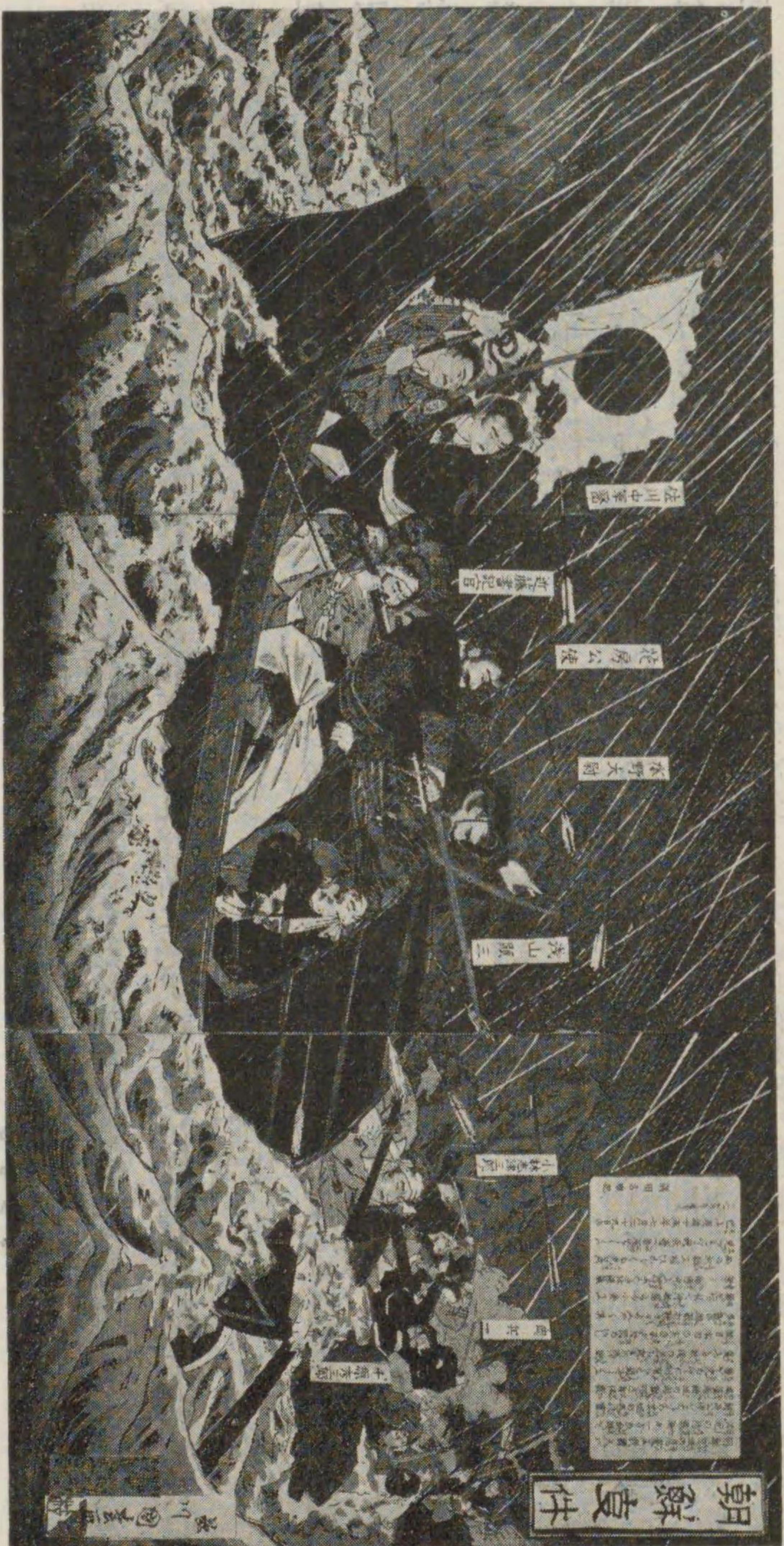
にて臆測を記するに驚けり併し彼の社には山川に千年の功を積みし老宿あれば或は公治長其人の耳を備へたるかも知るべからず何に因てか之を證す曰く彼の報知及明治と題せし一項の架空なるにも拘らず外務省より出入差止の命なければなり (八月十八日紙上)

過日弊社と共に外務省へ社員の出入を差止められたる報知新聞社は曩に太政官、文部省、内務省、等への出頭をも禁ぜられしが昨日又々陸軍省への出頭をも差止められ又時事新報も詮議の次第有之社員出入を禁ずる旨内閣より達せられ御渡の御門鑑返納を仰付られたり (八月二十三日紙上)

過日以來何故なるを知らず突然諸省より社員の出入を禁止せられ恐惶の至りに堪へず只管謝罪の功を奏し舊に復して出入を許されんことを願ふの外又他事あることなし併し乍ら目下世人の最先に注目する所の朝鮮事件は勿論其の他の事に至りても看客に對する報道の任務として心力の及ぶ限り探訪を盡すと雖も如何せん官門堅くして入る可からざれば敢て報道を怠るには非ざれども隔靴搔痒の感無きを得ずされば今般重ねて社員の出入を許るされんことを諸省へ請願せし次第なり看官諸君幸に之れを諒し玉へ (九月二日紙上)

過般海軍省へ社員の出入することを禁ぜられしが四十二日目にして昨日始めて舊の如く出入することを許されたり長々のことにて實に困却を極めたるが僅に愁顔を解くに至れり併し陸軍領臺は未禁を解かれず (十月五日紙上)

朝鮮賣社 圖るく避を難り乘に舟てし冒を雨風暴



づ出に冲陽南りよ浦物濟

繪錦續枚三筆松國川歌

遭難者石幡東嶽の自詠詩

七四

明治十五年九月十五日發行 時事新報 第六十六號

外務四等屬石幡貞君は久しく京城の公使館に在りて過般の難にも公使と共に九死を遁れたる人なりしが此度の變に就き左の記事を作られたるを得たれば斯に録す君は東岳と號し文事に名ある人也

七月二十三日漢城記事

亂民虎嘯館後山、日旗慘淡影不安、領官密書促防禦、猊貅有誰救時難、王宮咫尺猶萬仞、烈火四起天色爛、一行廿八指天誓、此時寧死耻生還、妖雲撥墨夜昏黑、擬開血路叩闕關、約束嚴明人自奮、拔刀突出夜未闌、劍鋒所觸無完體、人堵崩壞須臾間、使君令曰勿濫殺、途敲監營無人欄、南門牢鎖喚不答、陛辭無處極間關、請難何日全隣誼、辛苦漢上吞恨還、

同月二十四日仁川記事

漢城一擊出死地、大雨滂沱何所之、漢江作書報去思、奪舟又似壬辰時、深泥滑々亂步武、兇徒天明無追隨、成谷療衣始取暖、麥飯恩深無婁飢、徒步蹣跚疲困極、交親聊賴仁川慈、何料蕭蕭變又起、四面楚歌計慮差、門外壯士傷且死、廳堂咫尺未相知、銃丸轟射始知賊、鮮血滿身來者誰、皆曰遺憾死不瞑、出門吶喊命太奇、先鋒衝圍使君出、彈丸迸逸暮色遲、此役不幸多傷死、彼何爲者敢如之、焚館逐使要諸道、政府熟視無所施、嗚乎政府無所施、撻伐代治非得已、公法所在不容私、

暴徒に説諭を加へたるが爲め殺されし人

明治十五年八月十八日發行 朝野新聞 第二千六百五十六號

朝鮮の朴泳泰(廿八年)といへるは同國改進黨の一人なりしが今回暴徒の日本公使館を襲撃せんとすとの報知を得るや同人は大に驚き是は由々しき一大事也打捨て置くべき事ならずと直に現場に駆付て巨魁と覺しき者に諭す様公等日本公使館を襲撃せんとは如何なる所存なるぞ顧ふに斥和黨が中國(支那のこと)の術中に陥り一意日本人を擯斥せんとするは却て不測の禍害を買ふものあるを覺らざるが如し國王殿下は十年以來日本の開明を欽慕せられ専ら好みを同國に結ばんとて嚮きには參判以下十數人を派遣し日本の民情施政を視察せしめられし程なるに一朝故なく彼の公館を攻撃せば假令一時は勝を制する如きも日本は兵多くして食足れり不日來て罪を我に問はゞ我國の存亡未だ知る可らず公等若し過を悔い圖を改め殿下の意を奉じて日本に親めば彼れ縱令ひ覬覦を挾むとも復た乘すべき釁なかるべし況んや初めより覬覦の心なきものに於てをや遠き慮りなきときは必ず近き憂へあり能々思慮を施されよと切に利害を擧げて説き聞かせしも元來理も非も辨ぜざる頑民どもなれば争でか泳泰の説諭を聞入るべき却つて倔強なる首途の血祭りイデー撃して勝負をトせんとて十數人一時に鋒先を攢め泳泰を寸斷になしさも心地よげに立去りしとは實に殘忍の所爲と謂ふべし

七五

從軍願と獻金願の多かりし事

七六

變報到來後、各地に公憤者續出し、其筋へ從軍願を出した者が多くあり、又軍費としての獻金願を出した者も少くなかつた、それを一々列擧するの煩に堪えないが、其中の願書二通だけを抜いて時勢の一斑を示す事とする

東京本所太平町の野木某が陸軍省へ出した從軍願書

一奉申上候不肖謹デ惟ミルニ戎事ハ國家ノ命脈ノ關スル所ニシテ全國衆生ヲ負擔スル所以ノ者也之ヲ捨テ國家ニ盡スノ事何カアランヤ生素ヨリ武門ニ生長シ專ラ武事ヲ研究シ而シテ他事ニ及ハス故ニ事ナケレバ則チ已ミヌ苟モ事アレバ即チ之ニ從ヒ身ヲ以テ國ニ委シ素心ヲ遂ゲ國恩ヲ報ゼンコトヲ希望ス然リ而シテ頃ロ聞ク所ロニ依レバ朝鮮暴徒我が公使館ヲ襲ヒ恰モ皇國ヲ侮慢スルニ似タリ是レ皇國ノ粟ヲ食フ者ニシテ誰レカ之レヲ憤怒セザランヤ況ヤ命ヲ國事ニ終ンコトヲ望ム者ヲヤ豈坐シテ之レヲ見ルノ時ナランヤ若シ該件ニ付出兵ノ事アレバ隨行ノ命ヲ蒙リ死生ヲ海外ノ地ニ決シ而シテ宿志ヲ遂ゲンコト生ノ素願ナリ募兵御成規ノ在ルモ願ミズ敢テ出願ノ義恐縮ノ至リナレトモ愛國心自ラ禁ズル不能依テ何卒格別ノ御憐愍ヲ以テ御採用成下サレ度即チ履歷書相添此段奉願上候也

大阪市内の同志十五名が連署して大阪府廳へ差出した獻金願書

今回朝鮮人民ガ我帝國ノ國旗ヲ汚辱シ公使ヲ侮辱シタル無禮傲慢ハ實ニ切齒扼腕ニ堪ヘズ國家ノ一大事變默過スル能ハズト雖モ小巷ノ賤民如何トモスル能ハズ政府ニ於ハ十分溫和ノ談判ヲ遂ゲ平和ヲ主義トセラル、由傳承仕候得共彼レ頑迷愚蒙我が平和談判ニ從ハサル時ハ天判ヲ干戈ニ訴ヘ國威ヲ示サ、ル可カラズ此時ニ當テハ巨萬ノ軍費ヲ要スルハ當然ノ事ニシテ政府已ニ十分ノ準備アルハ喋々スルヲ待タサレトモ夙夜聖世ノ恩澤ニ沐浴シ寢食ヲ安スルノ天恩ニ服スルカ爲メ頭書ノ通獻金仕度大海ノ涓滴九牛ノ一毛ナレトモ閣下小民ノ衷情ヲ洞察アリテ御採納アラハ萬死一生ノ幸ナリ宜シク御採納被成度此段奉懇願候也

明治十五年八月十九日

此願書に連署した十五名は各々頭書に獻納金額を記入し、三百圓富田ヒサ、百圓西村輔三、盛岡善兵衛、岸本與助、五十圓三十圓十五圓等で總計金八百五十圓で「右の通り御沙汰有之次第獻納可仕候也」と附記してあつた

是等の出願に對し、其筋にては問罪の結果が未定のため、何等の指令を與へなかつたが、事變終局の際「政府に於ては其愛國敵愾の衷情を奇特とせられ、各出願者に賞詞を與ふべき旨地方長官に内達ありし由」と記した新聞紙もあつた

朝鮮開化黨の一人たる金玉均

七八

明治十五年九月十一日發行 時事新報 第六十二號

過日來韓客金玉均氏の事に付き諸新聞紙の記す所を見るに我輩が曾て聞く所に異なるもの多し我輩は毎度氏に接して談話したることもあり又他の韓人より氏の平生を傳聞したることもあり其大略を述べば金玉均は貴族にして京城に居り父を金炳箕と云ふ江陵府使なり玉均は本年三十六歳從三品弘文館の校理に任し政機の官に非ざれども夙に開國の説を唱へて後學を誘進し文明の道に就かしむるを以て己が任と爲し曾て一日も之を忘れたることなし且其爲人惡を惡むこと甚しく例へば古史を讀でも邪曲の小人反覆常なきの條に至れば必ず憤怒して止まずと云ふ程の性質なれば今人に交るも亦斯の如く毫も人の不正を赦さず、故を以て彼の國頑固守舊の徒にして之を忌むのみならず開化者流と唱る輩にても往々相容れざる者なきに非ず頑固黨の説に金玉均は執權の大臣に非ずして自から任するに開國の大事を以てし、交隣の高官に非ずして毎に外交の利を語る、是れ唯名聲を外國の人に釣て内國に誇らんとする者なり早く之を殺すに非ざれば朝鮮必ず大變あらんなどて流言密語する者多し其最も甚しきは大院君にして金玉均が大院君と絶交して相往來せざるは年既に久し君が攝政中には父炳箕の官をも奪はれたるに至れり左れ金玉均氏は曾て之を意とせず益志を決して開國の事

を圖り獨り心に謂らく隣に交らんとするには隣の情を知ること緊要なり自から日本に行かんとするも當時固より國論の許す所に非ざれば乃ち其人物を求め百方苦心の折柄偶然に或る寺院の僧侶李東仁なる者に逢ひ氏は之と同居すること十日の間竊に東仁の共に語る可きを知り東仁も亦常民僧侶の身を以て貴族の優待を蒙りたることなれば深く氏の恩に感じ其交際漸く深密なるに及んで語るに實を以てし日本行の事を囑したるに東仁は死を以て誓ひ竊に釜山浦に入り遂に逃亡して日本に來航したり玉均氏は貴族なれ共家甚だ富むに非ず李東仁が日本行に付ては田園を賣却して旅費を給し在日本中も時々本國より金を送りたる其主人は内實金玉均氏にして朝鮮國中氏の親友開化黨に非ざれば之を知る者なし、本年春は氏自から日本行を決し徐光範と共に日本に來り正に其歸途に就て今回の事變を聞たることなり其日本に來る時も魚允中氏の添書を以て東京の或る士人を訪ひ金徐二氏の外に朴泳孝閔泳翌も同伴の筈なりしが不幸にして閔氏が母の喪に罹りて之が爲に同行を止たりと云ふ此一事を以ても金玉均が閔泳翌を賣る云々の説は全く無根の流言なるを推察す可し又其流言の行はるゝ原因に就ても聊か聞知する所なきに非ざれ共人の私事に亘ることなれば爰に之を略す我輩は必ずしも力を盡して金玉均の爲に辯護するには非ざれ共日韓の交際日に繁多なるの時に際して我日本の友たる可き者は彼の開化者流の外に求む可らず而して金氏の如きは黨中の巨擘なれば其平生の顛末を記して人の惑を解くは我朝野の爲に大切ならんと信じて敢て爰に筆勞を厭はざるものなり

七九

激論のためか演説會の中止解散

明治十五年八月二十九日發行 高知日刊新聞 江南新誌 第九號

一昨二十七日日本町の劇場堀詰座に於て故高知新聞及び高知自由新聞(兩者共發行禁止)供養の爲め政談大演説會を開きし景況を記さんに該日は早朝より敝社の門前及び各書林へ推しかけ聴聞牌を乞はれし人は幾百人なるを知らず中には土佐山西分其他數里の遠きより炎熱を侵して來りたる者多くありしかども千七百枚の聴聞牌は已に前日中に無くなりし程なれば最と残念ながらも謝絶して空敷歸りし人も甚だ多かりし却説聴衆は正午十二時頃には場内立錫の地なく場外窓或は板塀の外より梯子をかけて寄り集りたる有様は宛も肉城廓を築きし如くにて場の内外は大勢の群集せしものから炭酸氣のため殆んど窒息せんとする程の苦熱なりき扱開會第一番に弘光氏第二番に小笠原氏第三番西本氏第四番に北川氏が「論朝鮮處分」との論題にて例の雄辯を揮はれ從來我より彼に對して施せし政略を着々論じ來り今回の事件も可成平和主義を取るべしとの意を述べ未だ半ならざるに臨監の仙頭警部は突然起つてツカ／＼と辯士の前に來り集會條例第六條により演説を中止し聴衆は解散申し付るとの嚴命を蒙りけるゆへ遺憾ながらも曾主は聴衆に向ひ斯の旨を陳べ一同散會せり云々

平和主義の論とはいへ、當局攻撃の激論があつた爲めに中止解散を命ぜられたのであらう

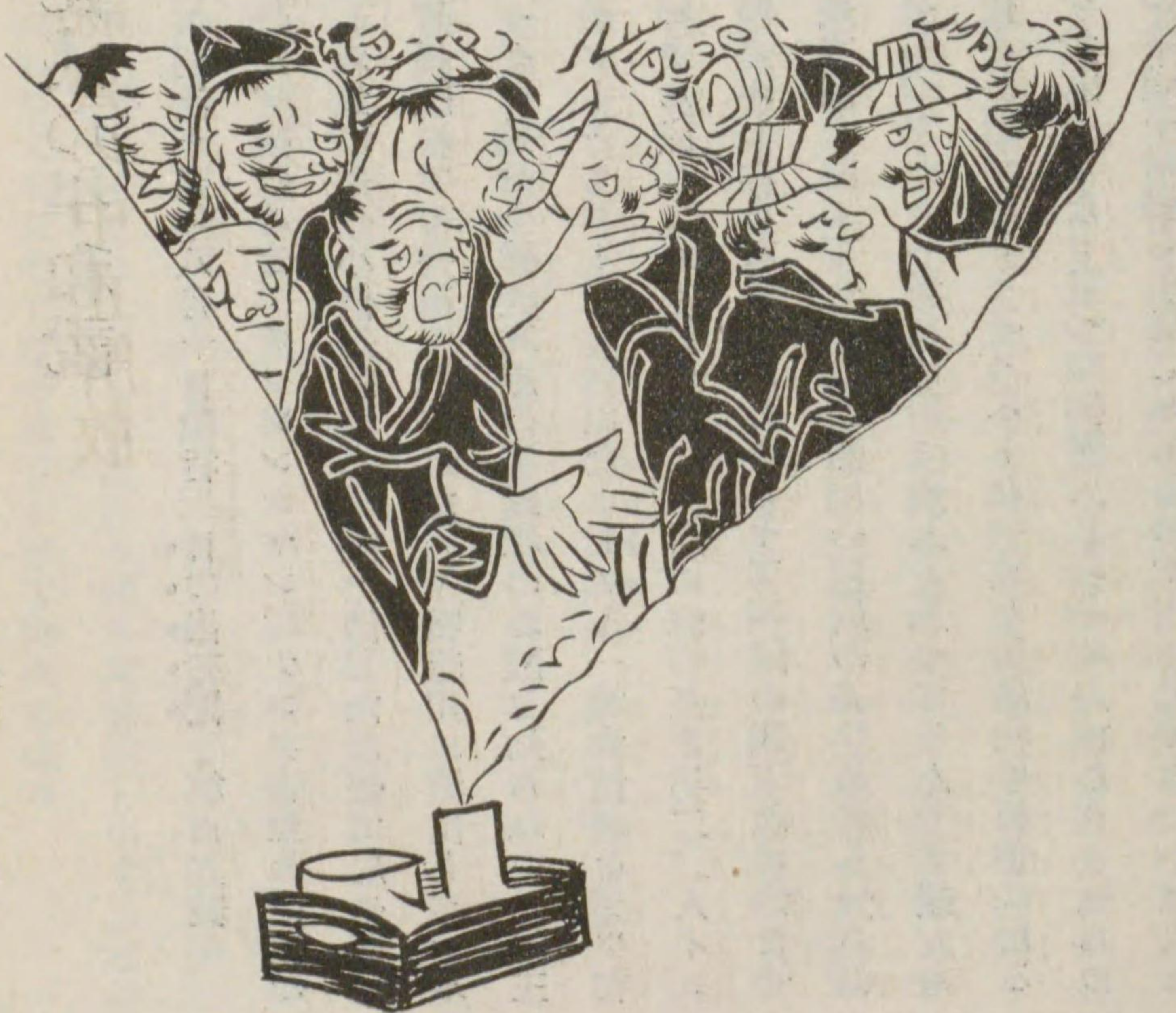
韓々儂舊連衆

明治十五年八月二十三日發行

越前福井日刊北地新聞

雪の夜がたり 第八十五號

本書編纂者解説 浪華曉鐘成の雲錦隨筆に、幕末の頃、朝鮮國より我日本へ看々踊りといふ遊藝人が多く渡り來て「カン／＼ノキウレンス」といふ囃しで踊つた事を圖畫入りで載せてあるが、それに擬したポンチ繪である、事變につき不良の韓人や尻押し支那人が出て來て躍動するとの風説があつたので、それを灰吹より怪物の踊りが出るとの戲畫にしたのであらう



下卑たる比喩的記述の平和説

明治十五年八月十日發行 日・出・新・聞 第五百五號

韓々王、窮します、困りやす、大院君、亂暴だ、撲のめせ、チンツンシヤン、ナンダ畜生め館屋の土偶助が騒ぎだしやがつた私の出店を踏潰しお負に手代小僧迄追出し暖簾を汚したな覺て居やがれ今に抱の鳶頭に言付けて意趣復しをし我も屋根艦にでも乗組で納涼かた／＼鴨綠川に漕出しボンボン花火でも打揚て手前達の膽玉潰して遣るぞ手前達や全體大和屋の番頭様のお顔を知らねいか眼玉は面の看板か氣を附やがれ此畜生幾ら言てもグーともスーとも言ぬなよし／＼一番大演劇をヲツ初めて遣らふエー長舌つて居る間に爛が冷た姉さん直してくんねいと云ふ所に髯の長き男二三人イヨ大和屋の隊長強勢威張つてるぢやないか一體どふしたんだと問はれてイヤア西隣の親方誠に濟ませんまあ一つ召上りませと猪口を出しながら親方能く聞て下せい彼の館屋の隠居の畜生め譯も分らぬ小僧達を煽動てやがつて我ちの暖簾を汚しやがつたから一番極め附て遣ふと思つてるんです親方も彼の館屋にや些ター掛合があるそうだから何ぞお考がありませんへー私や彼な馬鹿物に相手になると損計りですからマー打やつて置く積りです貴君どうなり遣つて御覽ふじろハイ左様ならと知らぬ顔して帳場へ坐り込み亭主に向つて大和屋の番頭の相變らず狂じみてるにや困るじやないか彼人も

彼様に威張てるが少し強ひ人や大店に出合ちやグーの音も出ない奴サと烟草を吸ながら笑つて居たとは或る料理茶屋の嘶なるが此頃朝鮮の騒ぎのあつてより日本の人が相手は誰だか分らぬ先きから騒ぎ立ち鐵砲三昧でも追つ始める勢で大力身だが戦争と云ふ者は人も殺にやならず金錢も澤山費さずばならぬ者だが其死る人は自分の覺悟とは云ひながら二十になつた因果さに無理に逐遣らるゝ者數多く費やすお金は何處から出ます皆吾々が年貢の集り夫を無暗に擔ぎ出し旨くいつた所が海陸軍の士官の胸の輝つく計り骨折損の草臥儲けと云ふ様なことを遣られて溜るものか外國人も笑つて居ますマア戦争は跡廻しとして内治の事精出して貰ひたい者なり

明治十五年九月五日發行 日・出・新・聞 第二百二十七號

アナ喜ばしアナ目出たしと書きたてるは彼の麻糸の様にもつれたる朝鮮と我國との一件が首尾よく纏つたことで御座る、偕ても七月の廿三日彼れ朝鮮の暴徒めらが我公使館を不意撃し我が人民を殺害したるよとの報知あるやスハ一大事のありけるぞ咄無禮なり彼れ朝鮮我が皇國の御旗を汚がせりイデ我が兵を差し向けて彼れの罪を糺さんすと急ぎ二中隊の兵を送り且つ花房公使にも早々彼の國に渡りて嚴重に談判ありしにと／＼頑固の鶏林奴も我が要求を辭みがたく云ふがまにまに承服し全く條約を取結び先づ日本海に波風たてず事平穩に治まることゝはなれり偕て其條約と申するは我が國に取りて斯なくてはならぬ事、又彼の國に於ても斯せでは叶はざる事で御座る云々

暴動の張本人大院君(李夏應)の悪虐

明治十五年八月十六日發行 朝日新聞 第千四十七號

今回朝鮮暴徒の張本たる大院君といへるは元より正しからぬ性質の人にて先に今王の年已に長じ給ひたれば其攝政たる大院君が政を返すに及び猶權勢に戀々たるの色ありしに大臣閔氏等の親政論を主張せしに由り止むを得ず大權を棄てたれど之が爲常に失望の念を抱けり王妃の兄閔升鎬は兼て大院君と中善からざりしが或夜升鎬の家に火を放つ者ありて閔氏父子其母とも三人焼死を遂げたることあり又李最應は大院君の兄なれど是亦相善からず曾て最應の家にも火を放たんとしたるものあり之を捕へて糾問せしに其口供甚だ怪しむべきこと多かりしかど滿朝大院君の威勢に怖れて事遂に曖昧にして罷めり又王妃は善く漢書を読み且其天賦穎敏にして時事を解し溫柔以て内を治め國母の名に耻ぢざるが故人民の尤も仰望する所となれど常に大院君に容れられず又世子の妃は閔台鎬の女閔泳翊の妹にして本年十一なるが去年立妃の議定まる此時にも大院君は大に異議を鳴らし其不當を極言すれど議論行はれざりけり又去年李裁先(大院君の庶子)の事變にも朝野の物議沸くが如く其事大院君に連累するの證據あれど裁先の自害せしがため曖昧に局を結びたり是等の事は常に皆大院君に關係せざることなく殊に其性殘酷なれば人を害して忌憚する所なく攝政十年の間屢々大獄を起し朝

野の人を死刑に處したること凡そ十萬人に下らず其陰險なるは世の知る所なれど又一方に就て其人となりを視れば内行修り書を読み周公孔子の道を語りて平生國體論を主張するに依り國中頑民の心を收攬し無謀の徒多く之に服従し且其俸録の甚だ厚きを以て門下の食客常に千を以て數へり故に平生惡む所にて誣るに法を以てすべからざる者は之を害するに暗殺を以てす又國王を目して亡國の君とし近來は王宮に伺候せず却て國王より臨幸せらるゝことあるも君は之を謝絶して對顔を許さざることあり其傲慢無禮なる此の如くなるを以て考へれば君が今回の變亂を企つるや實に一日にあらずして竟に今日に破裂せしものなるを知るべし

大院君の性格を賞揚せし辯護説

明治十五年九月十二日發行 東京横濱毎日新聞 第三千五百四十九號

大院君の爲人ひととなりを評論する者一にして足らず尙ほ人に聞く所に依れば大院君は決して一の頑固翁にはあらで其の美德を稱すれば英邁なり果斷なり膽略あり衆望あり其の風采も鄙野ならず辯口爽かにして一言人を服するものありと我が花房公使等が去月二十日面謁ありし時も其の丁寧懇篤にして大に心を盡すの有様言外に溢れ公使が變難に遇ひ萬死を脱がれて一生を得たる事を賀し其困難なりし事を慰め夫より右は全く我國の内亂にして毫も貴國には關係する事にはあらざりしが圖らずも餘焰の

逆しりて卿等を死地に陥らしめんとせり右に付き卿等は立腹もせらるべけれども能く考へ見られよ彼の時朝鮮國王及び政府が暴徒の爲めに受けたる所の禍害は卿等即ち日本人が受けたる厄難に比すれば十倍せり其邊の處を能々察せられて何分にも事穩かに濟ませられよなど、何食はぬ顔にて應答するありさま天晴れ朝鮮第一流の人物なりと思はぬ者はなき程なりしといふ

馬建忠は勅命にて大院君を拘引す

明治十五年九月七日發行 東京日々新聞 第三千二百二十三號

八月二十六日馬建忠ハ京城へ入り響應ニ托シテ大院君ヲ其陣營ニ招キテ之ヲ諭シ遂ニ漢陽ニ在ル清國軍艦ニ來ラシメタリ丁汝昌ハ同日直ニ大院君ヲ連レ天津ニ向テ出帆セリ北京ニ護送スル爲ナリト云ヘリ

清廷より差遣されたる馬建忠觀察使が大院君を捕へて本國に送りたる事に就ては當時種々の風聞ありて或は此執拗頑固の大院君韓廷にある時は日韓の談判到底平和に歸すべからざるを慮りてこれを韓王并に其宰相等に諭し且つ事變の顛末を察するに大院君も亦此事に關するの責を辭するを得ざるべきを説き一時大院君をして支那に避けしめ而る後ち充分に平和の談判を結ぶに若くはなし然らざれば朝鮮社稷の安危如何はこれを保證すること難かるべしと説き大院君にも亦た其旨を諭して遂に

斯く取計らひたるものなりと云ひ或は南大門酒宴の席に於て支那皇帝の命令なりと脅迫して大院君を要し之を軍艦に送りたりと云ひ又は欺いて軍艦を見物せしめ其儘解纜したりとも云ひ未だ孰れか是なるを知らず其は暫らく措き公使が京城を去られたる後は馬氏の韓廷に於ける頗る威力を有するものゝ如くなり然れども我公使に對しては未だ曾て朝鮮爲中國之屬邦など云ふ氣色をも顯はざりしと云ふ

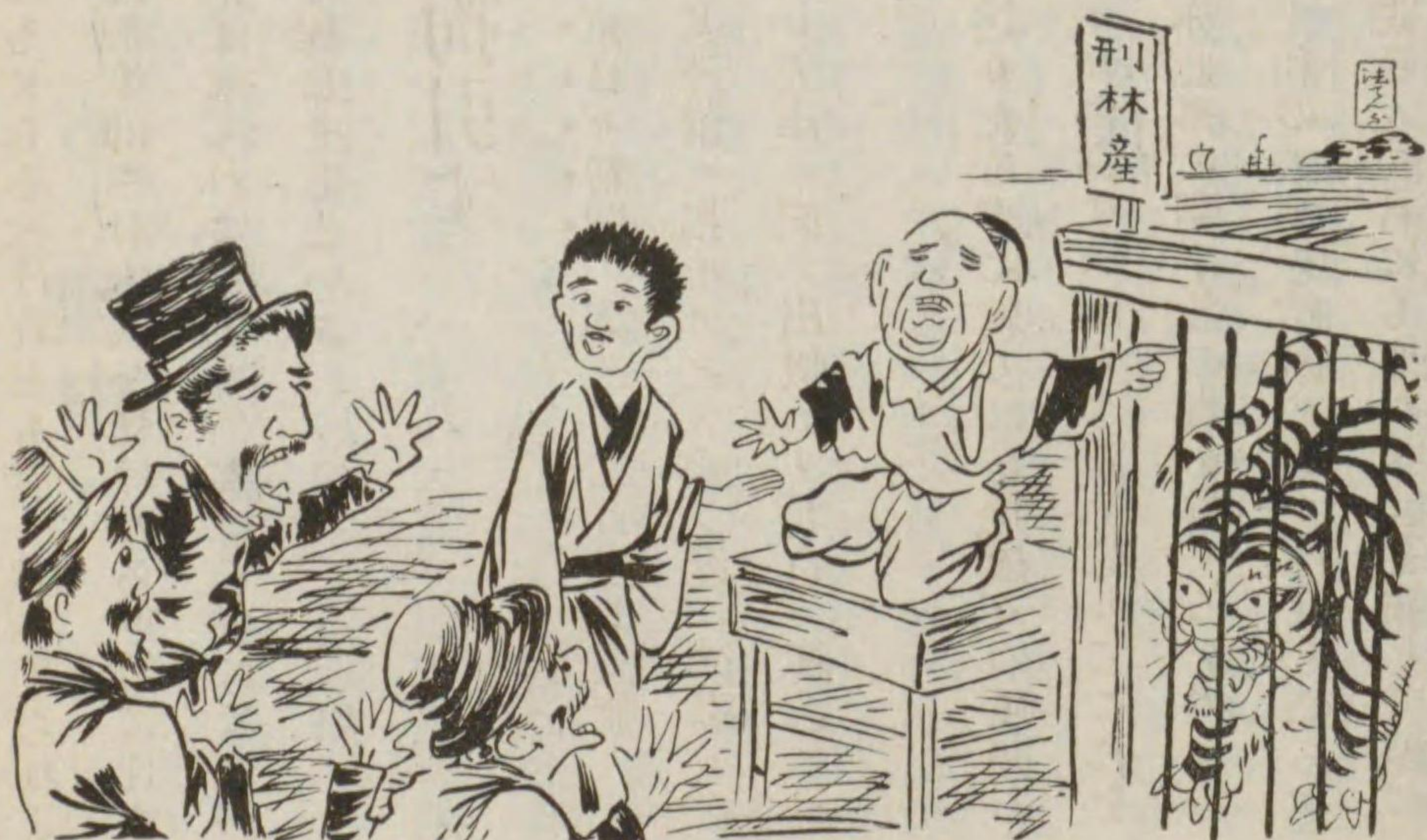
編纂者附記 大院君を清國に誘拐せしめたのは、閔王妃の献策に因り、國王より密使を出して清國政府に頼んだ結果である

頑虎の囚はれ

明治十五年十一月五日發行

大阪 能弄戲珍誌 第五十一號

大院君を捕へて奉天に監禁したことである



清國皇帝が李夏應を拘置せしめし理由

八八

明治十五年十月十五日發行 朝野新聞 第二千七百號

清國皇帝が大院君を處置せられたる勅裁書なりとて上海申報に記載したるを抄譯して左に掲ぐ朝鮮國ハ我が大清國ノ屬邦ニシテ世々大清ニ隸屬シ常ニ禮ヲ盡シ欸ヲ致シテ怠ラズ是ヲ以テ我が朝之ヲ一家ト見做シ悲哀ヲ俱ニシ歡樂ヲ分ツ曩ニ張樹聲奏上スラク朝鮮ノ亂兵暴動シ王宮ヲ襲フテ王妃外ニ逃レ貴人害ニ逢ヒ禍ヒ竟ニ日本公使館ニ及ビ隨員多ク殺傷セラルト是ニ於テ朕張樹聲ニ命ジテ我が水陸ノ二軍ヲ發シ以テ其暴動ヲ平定セシメ且李鴻章賜暇ノ期已ニ滿テルヲ以テ直ニ天津ニ來歸シ出師ノ事ヲ監督スベキヲ令ス而シテ將軍吳長慶丁汝昌道臺馬建忠以下ノ將帥皆我が兵艦ヲ率テ東海峽ヲ渡リテ朝鮮京城ニ入り暴徒一百餘人ヲ逮捕ス朕其巨魁ヲ捕ヘテ脅從ハ悉ク放テ旬日ヲ出ズシテ暴動ヲ鎮定シ人心全ク安堵セリ今其道路ニ説ク所ヲ聞クニ騷擾ノ原ハ兵士料米ヲ請フテ得ザルニ出デ而シテ兵士ヲ煽起シ禍亂ヲ釀成シタル者ハ即チ大院君李夏應ナリト李夏應ハ吳長慶以下ノ者之ヲ逮捕シ法規ニ因リテ之ヲ天津ニ致セリ朕李鴻章及張樹聲ノ二總督ニ令シテ其眞情并ニ浮説ヲ審理セシム彼等ノ陳上スル所ニ曰ク李夏應ハ朝鮮國正當君主ノ幼弱ナルニ乘ジ君權ヲ己レニ奪ヒ因テ以テ庶民ヲ壓虐セン事ヲ謀レリト而シテ又聞ク之ガ爲メ内外ニ發生シタル

損害ハ顯著ナルニ因リ民怨ノ彼ニ皈スルコト甚シト期年前其ノ子李載冕謀叛ノ企ヲ爲セリ當時叛人興起シ其ノ困苦ヲ訴フルガ爲メニ先ヅ第一ニ李夏應ノ邸宅ニ赴キタリ然ルニ彼レ適當ノ説諭ヲ以テ之レヲ鎮靜セザリシノミナラズ事平グノ後尙ホ自身ニ威嚇ヲ用ヒ私恩ヲ施シ毫モ叛人ヲ懲罰スルノ處置ヲ取ラズシテ却テ其ノ國ノ支配ヲ自己ノ掌中ニ窃取センコトヲ欲セリ且今回ノ事變ニ付キ李章以下朕ノ命ヲ奉ジテ彼ヲ糾問スルニ彼レ種々ノ詐言遁辭ヲ設ケテ其事ヲ掩ヒ敢テ其實ヲ陳供スルヲ欲セズ然リト雖モ其ノ暴民ノ巨魁ニシテ禍害者ノ精神タルハ衆目ノ視ル所十手ノ指ス所決シテ免ル、事能ハズ彼レ國君ニ不忠ニシテ國家ニ不義ナル將ニ之ヲシテ滅亡ノ淵ニ瀕セシメリ故ニ其罪宜ク嚴刑重罰ヲ以テ治ムベキナリト雖モ朕其國王ノ親近タルト其宗族ノ長者タルヲ以テ推考スルニ若シ今彼ニ相當スル至重ノ刑罰ヲ以テ之ヲ處置セバ朝鮮國王ノ愁傷幾何ナルベキカ是レ亦思ハザルベカラズ故ニ朕特典ヲ垂レ彼ヲ寬大ニ處置スル事ヲ告シ彼ヲシテ直隸省保定府ニ永住セシメ直隸總督ハ彼ヲ禮待厚遇シ怠慢ナク至當ノ養料ヲ給シ嚴重ノ監守ヲ附シテ其逃脫ヲ防グベシ是レ李夏應ノ朝鮮國ニ蒙ラシタル禍亂ノ根源ヲ消滅シ將來朝鮮國王ヲシテ厄難ニ遭遇セシメザルノ道ナリ吳將軍率キル所ノ兵卒ハ朝鮮國ノ諸事平和ニ皈シ繁榮ノ吉兆顯表スルニ至ルマデ其秩序ヲ保持スルガ爲メニ之ヲ朝鮮國ニ屯在セシムベシ而シテ李鴻章以下ノ諸臣ハ我が屬邦タル朝鮮ノ平和ヲ維持スルノ目的ヲ以テ其諫言教諭ヲ盡シテ之ヲ封助セン事ヲ希望ス

毒殺と傳へられたる王妃の隱顯

明治十五年九月二十七日發行 日本立憲政黨新聞 第六十四號

九〇

王妃が難を避けて忠州に落延び玉ひし事情は世に様々と取沙汰すれどいづれも想像の説たるを免れざりしが今其の當日の情況について稍確實なるものを得たり因て之を左に掲ぐ
往る七月廿三日の夜は朝鮮京城の人心穩かならず道路塵起りて暴民蜂起の形勢只ならず見えたりしかば王宮にては國王王妃を始めとして大院君及び閔氏の一族百官有司の面々殿中に居並びて暴民鎮撫の方法如何あらんと評議の最中に暴徒は最早ひし／＼と王宮に逼り近づき咄とあげたる鯨波の中に閔台鎬を出せよ／＼と言ふ聲の喧しく聞えて猶豫しなば王宮をも微塵に碎かんばかりなるにぞ王宮詰合の面々は此は如何になりゆく事ならんと皆面色は土の如く只打震ふてのみありたりけり此時大院君は何か思ふよしありげにて獨りほく／＼うなづきながら彼方に控へし閔台鎬を指さして如何に閔氏かくなる上は詮方なし貴殿立出て暴徒の鎮撫を致さるべし猶豫ありては殿下の御身に殃の及びかねまじく候ふぞと曰はれて閔台鎬も是非なくて今は斯うと覺悟を極め詭意の旨畏りて候僕一人の身を以て暴徒に當り快く殿下に忠義の鬼となり候はんとて直に階下に立出れば暴徒は早くも立かゝり無慘にこれを擊殺しつ又も聲々高やかに王妃を出せよ／＼と耳を貫く吶喊に大院君は左もこそ

と又もや國王の方に打向ひ今は爲方せんかたこれなく相見え候不惑ながら王妃を暴民の手に御與へありたく存候ふと曰ひしにぞ國王は大に困じ玉ひ兎角の答もなし玉はす傍に並居る諸臣等も手に汗にぎりて面を見合はせ只默然として控へ居りしが大院君はもどかしくや思ひたりけん突と己が座を立上り斯く殿下にも王妃をいとをしみ玉ふからは容易く出させ玉ふ事難かるべし兎に角暴民どもに今一應拙者より説諭を加へ申すべけれど其れにても彼等が承引致さずば殿下も御決心あらせ玉へと退引ならぬ言葉を殘し階前さして立出けり王妃は斯くと見玉ふより早くも傍の侍臣にさゝやき身を翻へして其の座を外はらされ裏手の門より逃出で玉へり此時夜は暗かりしかど暴徒は四方に充滿し逃出る隙間もあらざりしを彼方此方にぬけくゞり王妃の服の目に立たんとて歩みながらに頭の飾りを取捨て／＼衣裳をも上着はすべて脱すて／＼賤しき姿に身をやつし群がる暴徒の眞中まなかをくゞりつぬけつ逃出で玉ひしが終に一人の暴徒の者がフト見咎めて袖引とらへ怪しき女の遽たゞしく逃ぐるは若も王妃にてはあらずやと云ふ聲きゝて又一人が閔氏ならば痘痕あはたがあるぞ面改めよと罵れば捕へし男は心得て王妃のかつぎし帛を取り面さしのぞきて見たりしに王妃の面は美麗にして固より痘痕のなかりしかば扱は人違ひにてありけるかと捕へし手先きのゆるみしをこれ幸ひと振拂ひ又も群集をかきのけ／＼辛うじて京城外に逃出で玉ひさして行くべき處もなければ京城近邊にさまよひ居ては忽ち禍の及ばんこと必定なれば兎も角もして田舎の隅に匿かくれ忍び世に出る時を待つべしと雄々しくも心を定め玉

九一

千金丹が時變の影響を受けし餘談

明治十五年九月九日發行 東京 日の出新聞 第三百三十一號

明治十三年頃以來大流行であつた「本家は對州嚴ヶ原、住永家傳の千金丹、そのまた藥の効能は、頭痛眩暈に立ぐらみ」と呼賣りした丸藥の原料に、果して朝鮮人蔘を用ゐたか否か、その事の虚實は知らないが、千金丹といふ名稱は元來朝鮮賣藥の一種なりと聽いて居る、其千金丹に關しての痴談である

朝鮮の騒ぎに付き千金丹の本舗住永巖郎氏が暫らく休業して居た其譯は千金丹は人蔘を臺にしてこしらへる物なるに朝鮮騒ぎにて人蔘を買得ることの出來ざるより大いに困り居りしが此頃條約の整ひしに付き右祝宴を去る六日深川の平清に開き賣子凡そ四十七人を招きしに一同たらふく呑んだ揚句残らず揃つて新吉原京町二丁目の安尾張へ上りし處ろ配偶娼妓の不足なるより各々議論を言出し僕は故參なれば此樓に止まるべし汝は新參なれば他の樓へ行くべしなど一時大分動搖せしが巖郎氏は新舊を論ぜず闇取りがよからんとの動議を出したりそれに賛成せし者ありて闇を取り此樓に止まるもあり他樓へ行くもありて各々一夜の歡びを盡せしは近頃になき宴會なりしと田甫の牛屋で睡さうな眼を括りくゝの愚痴話し

昇級慰勞祭祀贈與等の特典

明治十五年十月十二日より十二月一日までの間、二三の新聞紙上に出た遭難者に對する其筋の

賞典又は祭祀等に關する記事を左に抜抄

韓地事變の際公使館に在勤し其後も同地にありて勤勞せらるゝ人々は何れも賞せられ杉浦御用掛は副領事に(浦潮港ならん)石幡四等屬は二等屬に岡二等警部は一等警部に會御用掛の月俸十圓は二十圓に淺山七等屬は三等屬に久水御用掛は五等屬に進められ其他巡查の人々までも一等宛昇級の旨を達せられたりと云ふ

朝鮮より歸朝されし勅奏判任の文武の諸員を昨日(十月十八日)宮内省へ召され酒饌を賜り且つ御紋章のある陶器を夫々へ賜りし由

外務省にては朝鮮事件に付其事に關係なき末々の官吏に至る迄自然事務繁忙の折柄何れも勉勵せし廉を以て此程夫々慰勞金若干宛を賜りたる趣

一昨日(十一月五日)九段の靖國神社へ朝鮮にて戰死されたる堀本中尉以下の靈を合祭せられしにより花房公使にも同夜祭典に列なられて供物等あり戰死者の家族も夫々參詣されたり又朝鮮使節及び隨行三名は昨日午後外務省の官吏差添ひにて右神社へ參拜せられたるは堀本中尉以下を合祭せられ

し故なりとぞ

曩に朝鮮事變の際に濟物浦にて我が公使一行の難を救ひし英國飛魚艦長へ紀念のため今般花瓶を贈與せられたるよし其花瓶は銅製の高さ二尺八寸にて金銀の總象眼なり前面の上部に菊の御紋あり中腹に精密なる龍の彫刻ありてその精巧美麗なるは謂ふばかりなしとぞ扱その臺には左の文を金象眼にせられたりと云ふ

朝鮮變亂の際日本辨理公使花房義質等を載せて扶助せし紀念の爲め日本 皇帝陛下より英國飛魚艦ホスキン氏へ之を贈與す

明治十五年十月

× × ×

外務省三身出仕花房義質

朝鮮國京城授亂之際所

持品等悉皆烏有歸

後三身特別に譯ルテ為手

當別紙目錄に追下賜

事

明治十五年十二月十九日

外務領井上馨

朝鮮事變 諸新聞雜誌所載論說一覽表

時事批判の論說を以て生命とせし當時の日刊大新聞は、變報到着の翌日より終局に至るまでの間、其社説欄内又は寄書欄内に於て堂々と對韓處分論を掲出したが、今左に其略目を擧げる

東京の新聞を先にし、創刊年月順によりて擧げ、次に大阪の新聞、次に東北部の地方新聞より漸次西北地方に及ぼし、小新聞の漫文及び特殊新聞の論說は其部の終りに附記す

論題下に一―三、又は一―七と記せるは、三回續き、七回續きの連載たるを示す
各條掲出の月日は省きて「八月何日より何月何日までの間」と略記す

論文に執筆者の署名あるもの十中に一二あれども總て省く
讀賣新聞、東京繪入新聞、有喜世新聞、朝日新聞、此花新聞、雪の夜かたり(日刊)、彌生新聞、西京新聞等には論說なし

明治新聞雜誌文庫には本表に漏れたる各地の新聞紙數種あれど、いづれも生憎八九月分を缺く諸雜誌所載の論說は東京雜誌の五六種と地方雜誌の二三種を擧ぐるのみ、他は煩を厭ひて省く

東京橫濱每日新聞

所載論說 (自八月一日至十月十四日間)

- 朝鮮暴徒我公使館ヲ襲フ 朝鮮政略 一〇十
- 八道蹂躪ニ狂スル勿レ 再論朝鮮論 一〇七
- 暗號電信 一一二 今日ハ腕力ヲ用フ可キ時勢ニアラズ
- 尹雄烈ノ着京 日韓談判ノ結局
- 日韓和約ノ電報ヲ讀ム 社説塗抹ノ理由
- 日韓及ビ清國ノ關係ヲ論ズ 一〇五 答朝野新聞記者 一〇七
- 再答朝野新聞記者 一一二 三答朝野新聞記者 一一四
- 朝鮮全權大使將ニ入朝セントス 一一五

東京日々新聞

所載論說 (自七月三十一日至十月十二日間)

- 朝鮮變報 一一三 朝鮮事變ヲ論ズ
- 朝鮮果シテ無政府ナル乎 朝鮮處分
- 日韓政策 公使館襲撃ハ大院君ノ命令ニ出デタル乎

朝鮮事變ノ因由

- 問罪談判 一一二 朝鮮政略ヲ論ズ
- 朝鮮ノ内亂ニ干涉スベカラズ 一一五 朝鮮ノ處分如何
- 韓國出師ノ名義ヲ論ズ 一一一 朝鮮ニ對スル處分ヲ論ズ
- 外患 不可戰論
- 流言ノ弊 朝鮮ノ處分
- 論兵 花房公使
- 清國ト朝鮮ノ關係 一一三 清國ノ舉動
- 朝鮮ノ事變 問罪談判 一一二
- 日本魂ヲ論ズ 馬建忠觀察
- 朝鮮ノ談判ハ強テ平和ヲ望ムベカラズ 朝鮮ニ對スルノ善隣
- 屬庸辨 朝鮮談判ノ吉報
- 朝鮮約定 一一三 馬觀察ノ舉動ヲ論ズ 一一二
- 帝國ノ光榮 馬建忠ノ告諭 一一三
- 朝鮮ノ文明 一一二 朝鮮約定書 一一二

朝鮮電報 一一二

朝鮮國王ノ陳情表ヲ讀ム

朝鮮獨立論 一一四

花房公使歸京

韓使入京

一〇〇

清國ハ果シテ朝鮮ヲ己レノ屬國ナリトスル乎

大院君朝鮮ニ歸ル

朝鮮攘斥ノ碑ヲ除ク

清國將來ノ舉動如何

郵便報知新聞

所載論說 (自八月一日至十月十三日間)

朝鮮ノ變報 一一二

朝鮮ノ叛徒討タサル可ラス 一一二

狂奔スル勿レ

我人民ノ今日ニ處スル如何

清國ノ舉動ヲ論ズ 一一二

朝鮮談判平和終結ノ吉報

朝鮮償金ノ處分法ヲ論ズ

朝鮮國使

朝鮮政略 一一二

朝鮮處分論 一一七

大院君ヲ論ズ 一一二

論韓清之關係

要求過多ナル可ラズ

東洋ノ大勢大計ヲ論ズ 一一二

朝鮮政府向後ノ政策ヲ論ズ

日清兩國ハ向後如何ニ朝鮮ヲ處分スヘキカ 一一七

朝野新聞

所載論說 (自八月一日至十月二十四日間)

朝鮮京城ノ變

朝鮮鎖鑰家ノ亂

謹告毎日新聞記者

解惑 一一二

朝鮮事件ノ收局

政治家ノ注意

亂階ハ頑ノ一字

朝鮮餘驚

萬國公法ヲ論ジ毎日記者ノ惑ヲ辨ズ

讀某新聞

再論朝鮮事變

三論朝鮮事件

鷄林事件ノ收局ヲ論ズ 一一二

論朝鮮政略辨毎日記者ノ惑 一一四

支那ニ對スル政略如何 一一二

再論關支那政略 一一二

論攻守ノ得失 一一二

守舊家ノ敗北

再答毎日記者 一一四

明治日報

所載論說 (自八月一日至九月二十九日間)

朝鮮變報

朝鮮事件第二ノ變報

一〇一

朝鮮政略

朝鮮政略如何

朝鮮ノ暴動タル其政府ノ命令ニ出デシ者ナル乎將タ其命令ヲ奉セザル激徒ノ手ニ出デシ者ナル乎

東洋論

從軍ヲ請願スル士族諸君ニ告ク

朝鮮談判

朝鮮ノ談判全ク整ヘリ

東洋諸州將ニ多事ナラントス 一一二

朝鮮政府ノ貧乏ニ驚ク

朝鮮使節ノ來朝

讀報知新聞

朝鮮傍騷

白衣訛報

支韓ノ關係

朝鮮談判ノ好結果

日清韓ノ關係ヲ明カニス 一一五

清國政府朝鮮國ニ對スル干涉政略ヲ論ス

朝鮮ニ對スル我國將來ノ政策 一一三

花房公使歸朝

時事新報

所載論說 (自七月三十一日至十月十九日間)

朝鮮ノ變事 一一二

朝鮮事變續報 一一四

大院君ノ政略 一一二

朝鮮政略 一一七

懸直論ヲ恐ル

人和論

出兵ノ要

日支韓三國ノ關係 一一四

兵ヲ用ルハ強大ニシテ速ナルヲ貴フ

支那國論ニ質問ス 一一四

馬建忠大院君ヲ以ツテ歸ル

朝鮮交際ノ多事ニ處スルノ政略如何

朝鮮ノ償金五十萬圓

大院君李夏應ヲ論ズ 一一五

朝鮮談判後急施ヲ要スルノ件々

不愉快ナル地位

花房辨理公使朝鮮ヨリ歸ル

朝鮮ノ事ニ關シテ新聞紙ヲ論ズ

花房公使入京ノ電報

竹添大書記官歸京

朝鮮事件談判ノ結果

朝鮮新約ノ實行

大院君李夏應ヲ論ズ 一一五

兵論 一一八

漢城屯駐兵

支那政府ノ舉動

朝鮮滞在ノ兵員

韓地死傷者ノ扶助

自由新聞

所載論說 (自八月一日至十月二十九日間)

朝鮮ノ變報 一一二

朝鮮ニ對スル政略ヲ論ズ 一一六

征韓論 一一二

專制政府ノ外交ニ適セザルヲ論ズ

清國政府ノ舉動 一一四
大陸ノ關係
日本ハ唯リ朝鮮ニ對スルノ獨立國ニ非ス
朝鮮ニ質スノ議 一一二

朝鮮談判ノ結果 一一二
朝鮮使節ノ來着
朝鮮修信使ノ入朝ニ付并テ朝鮮ノ事ヲ論ス 一一二
清國ニ質スノ議

日の出新聞

(東京) 所載漫文 (自八月一日至九月八日間)

大變の話
大和屋の番頭
儘ならぬが浮世の常
己れの頭の蠅を逐へ
千秋樂

朝鮮の變事を聞きて我日本の人々に告ぐ
慌惶て詭計の良にかゝるな
人の道行 一一二
安心の報知

中外物價新報

(東京) 所載論說 (自八月三日至九月七日間)

朝鮮の事變に就て商業者諸君に告ぐ
朝鮮事變は商賣社會の活動を誘起す

訛傳の害 暗號電信の停止
軍艦は商賣を保護するの要具たり

日本立憲政黨新聞 (大阪)

所載論說 (自八月一日至十月十九日間)

朝鮮亂民我が公使館ヲ襲撃シタルノ變報
我政府ガ朝鮮ニ處スルノ政略
朝鮮ノ内治ニ干涉スルノ非ヲ論ズ 一一二
日清韓ノ事其レ遂ニ破レン乎
朝鮮無事 明治丸ノ歸航
國權ノ虛榮ニ眩惑スル勿レ 一一二
朝鮮談判結了 一一四
朝鮮ノ我國ニ及ボシタル影響
朝鮮ノ貧窶ヲ論ズ 一一二

朝鮮ノ國情ヲ論ズ 一一二
朝鮮措置ノ事宜 一一二
讀友人近報有感 一一二
再ビ朝鮮ノ和戰ヲトス
朝鮮ノ談判如何 一一三
義勇兵募集者ヲ戒ム 朝鮮ノ後報如何
日清將來ノ關係
朝鮮ノ不幸 外交祕密會議
東洋政略 一一二

大東日報

(大阪) 所載論說 (自八月一日至十月十四日間)

朝鮮事件ヲ論ズ 一一二
外ニ對スルノ要ヲ論ズ

朝鮮處分ヲ論ズ 一一三
朝鮮ノ事ヲ論ズ

事變當時の各地新聞

此新報 日本立憲政黨新聞

朝日新聞 大阪新報

西京新聞 京都滋賀新聞

山形新聞 陸羽日日新聞

信濃日日新聞 新潟新聞

岐阜日日新聞 東海曉鐘新聞

神戶新聞 靜岡新聞

山陽新聞 福井新聞

彌生新聞 土陽新聞

日海新聞

函谷日報

讀賣新聞

明日報

時事新報

東京橫濱每日新聞

郵便報知新聞

東洋新報

中外物價新報

東京日日新聞

東京繪入新聞

自由新聞

事變當時の東京新聞

朝鮮ノ和戰如何

花房公使京城ニ入ル

朝鮮國ノ獨立ヲ論ズ 一一二

虛禮ハ屬邦ノ證ニ非ズ 一一三

東洋又其人アルカ 一一四

朝鮮論 一一八

浮説流言ノ害

朝鮮談判ノ結局ヲ論ズ 一一六

清韓ノ關係ヲ論ズ 一一三

朝鮮國ノ將來ヲトス 一一二

京都滋賀新報

所載論説 (自八月一日至九月二十日間)

朝鮮人我公使館ヲ襲フ 一一二

戰非戰共ニ未可也 一一二

朝鮮事變ノ演説ヲ遏止スルトハ果シテ信乎

明治艦ノ歸航

日韓ノ和戰遽ニ断定スヘカラス

清韓交渉ノ親疎果シテ奈何 一一三

朝鮮談判ノ結局 一一五

東洋ノ結合ハ如何ニシテ之ヲ望ムベキカ

朝鮮處分ノ事如何 一一二

花房公使ノ復命ヲ待ツニ切ナリ

朝鮮大院君ノ悔悟ヲトス

祕密ヲ要スル勿レ

談判ノ切迫

對韓政略ノ困難

清國ノ干與ヲ論ズ 一一二

朝鮮前後ノ處分

山形新聞

所載論説 (自八月二十六日至九月十一日間)

朝鮮第二變報ヲ聞ク

朝鮮事件落着 一一三

陸羽日々新聞

所載論説 (自八月四日至九月九日間)

朝鮮暴徒我公使館ヲ襲撃ス

韓賊討タサル可ラス 一一二

世ノ志士ニ告ク

花房公使談判如何

大院君政權ノ價值ヲ論ス

朝鮮暴行ニ應スルノ策 一一二

問罪出師ノ可否

大院君ノ政策信ズ可ラス

朝鮮談判結局ノ快報 一一二

大院君清將馬建忠ニ捕ハル

新潟新聞

所載論説 (自八月三日至九月十五日間)

朝鮮ノ變報

開戰ノ用意如何

朝鮮事情

征韓論 一一二

征韓論ヲ補ス

讀花房公使遭難顛末記

朝鮮政略一旦開戦ニ決定スルニ至ラハ外務卿ト陸海軍卿トハ最モ親密ノ一致ヲ要ス
日韓ノ葛藤ハ遂ニ平和ノ局ヲ結フヲ得サルヘシ 朝鮮ノ餘波新潟港ヲ封鎖ス
祕密政略ハ務テ祕密ニ保ツ可キヲ要ス 日韓ノ紛議ニ關シ清國ノ政略如何 一一三
朝鮮談判ノ落着 一一二 朝鮮談判落着餘論 一一三

静岡新聞

所載論說 (自八月三日至九月十九日間)

朝鮮處分如何 一一二

朝鮮暴徒ノ處刑

函右日報

所載論說 (自八月三日至十月十八日間)

朝鮮事變 一一三

夷氣平心

朝鮮事情

藩翰譜ヲ讀ム

再ビ朝鮮事變ヲ論ス 一一二

東京日々新聞ヲ讀ム

朝鮮國王ヲ救援スベシ

惟斷乃成

朝鮮事變ノ實情ヲ聞ク 一一二

辨妄

開戦ノ準備

清國果シテ畏ルベキ乎

道路ノ風説

護衛兵ヲ派遣スベシ

和議果シテ整フベキ乎

京城談判ノ報ヲ待ツ

商業社會

朝鮮政府我要求ニ應セリ 一一四

大院君支那ニ向ツテ去レリ

現時ノ朝鮮政府

支那觀察馬建忠ガ大院君ヲ天津ニ護送シタルハ果シテ何ノ故ゾ

世人何ゾ内ヲ顧ミザル 一一二

清國ノ舉動

朝鮮全權大使ノ入京

朝鮮條約 一一三

岐阜日々新聞

所載論說 (自八月一日至九月十日間)

朝鮮人ノ罪問フベシ

朝鮮處分論 一一四

朝鮮國王既ニ弒セラル

朝鮮事變 一一二

花房公使の電報

朝鮮事變ノ收局 一一五

土陽新聞

(高知) 所載論說 (自八月三日至八月二十日間)

我國ノ朝鮮ニ對スル政略ヲ論ズ

朝鮮事件

朝鮮ノ事ニ付テ論ズ

江南新誌

(高知日刊) 所載論說 (自九月五日至九月九日間)

朝鮮談判平和ノ結局ヲ告ク

朝鮮談判ノ結局ヲ聞テ感アリ

西人ノ咎ニ倣フ勿レ

○

○

○

東京輿論新誌

所載論說 (自八月五日至十月二十一日間)

朝鮮處分如何

非戰論

待韓政略ヲ論ズ

東洋永遠ノ禍福

大院君ノ政略

朝鮮處分大討論筆記 一一二

朝鮮談判ノ結末

朝鮮ニ對スル要求ヲ論ズ 一一二

大院君ノ主義ヲトス

日韓談判ノ吉報

下ノ關償金ヲ以テ萬國公法ニ適フ者トスル論者ノ淺見

支那ニ對スル政略ヲ論ズ

朝鮮國王ノ揭示文ヲ讀ム

日韓ノ和約ハ商業ヲ勵マサズシテ兵備ヲ勵マサントスルノ不幸ヲ見ル

近事評論

所載論說 (自八月三日至十月十八日間)

朝鮮ノ處分最早緩慢ナル可ラス

朝鮮事情ノ一斑

朝鮮處分ニ就キ私カニ我政府ニ冀望スル所アリ

朝鮮政府殆ント既ニ顛覆セシ乎

萬國ノ眼ハ注イデ我朝鮮處分ニ在リ

朝鮮變後各社新聞ノ狀況

日本駐劄清國欽差大臣ノ歸國ハ決シテ憂フルニ足ラズ

支那ノ兵勇一萬五千人許朝鮮京城接近ノ地ニ屯在ストハ何等ノ妄說ゾ

開戰新聞ノ反覆窮リ無キ事一ニ何ゾ此ニ至ル乎 朝鮮事件ハ果シテ東洋ノ幸福ニ非ザルナキ乎

支那政府ノ干涉決シテ許ス可ラズ 朝鮮處分外國ノ干涉ハ敢テ恐ル、ニ足ラズ

朝鮮政府果シテ平和ヲ求ムルノ意アラバ我レ亦タ至當ノ道ヲ以テ之ニ應ゼザル可ラズ

國辱ノ範圍擴張セザル可ラズ 英雄ノ心事ハ英雄ニ非レバ得テ知ル可ラザル乎

朝鮮談判平和ノ局ヲ結ビシハ將タ何等ノ快事ゾ 清國ノ觀察馬建忠朝鮮ノ國太公ヲ誘キ執フ

朝鮮ハ支那ノ屬邦ナリトノ問題ヲ決スルハ今日ニ在リ

讀朝鮮電報

大院君韓國ニ歸ル

花房公使ノ復命

朝鮮斥攘ノ碑ヲ除ク

朝鮮全權大使ノ入朝

清廷大院君ヲ處斷ス

扶桑新誌

所載論說 (自八月六日至十月一日間)

朝鮮ノ變事

朝鮮處分論

朝鮮國王暴徒ノ鎮壓ヲ我政府ニ請フ

清廷喙ヲ日韓ノ交際上ニ容レントス

花房公使が朝鮮談判ノ手續果シテ如何

花房公使入城ノ電報

大院君決シテ鬼ニ非ズ

我朝鮮ニ對スル請求ハ何ヲ以テ至當ト爲ス乎

朝鮮談判和平ノ結局

馬建忠大院君ヲ捕フ

清廷ノ爲メニ一言ス

日清ノ間朝鮮ニ關スル特別條約ヲ結ブ可シ

朝鮮暴徒ノ處刑

花房公使歸京

江湖新報

所載論說 (自八月一日至八月十日間)

朝鮮ノ變報ハ開國主義ヲ達スルノ機會タリ

朝鮮可伐乎不可伐乎

內閣顧問黒田清隆氏ガ取タカ見タカニ遣韓辨理大臣ヲ出願シタルハ何等ノ御量見

陸海將校ノ間ニ開戰論沸キ征韓熱心ノ副島君殆ト之カ爲メニ狂ス

朝鮮事變處分論

政事月報

所載論說 (自九月至十月間)

各社朝鮮處分論

朝鮮事件ニ關スル各社ノ議論

東京新誌

所載漫文 (自八月五日至九月十六日間)

韓國暴徒襲我公使館

放屁臭聞錫屋騒動

猪武社會朝鮮征伐尻推論

上韓々王陛下封事

發問罪使令問朝鮮之罪

問罪使入朝鮮城

頑虎處分論

朝鮮伏罪竟行成

清將馬建忠以謀主李夏應而去

賣喧嘩人又買喧嘩

擬諭飭賣人足書

自由新誌

(金澤) 所載論說 (自八月十五日至十月三日間)

朝鮮論

朝鮮國ノ變報

朝鮮ノ談判

清人大院君ヲ以テ歸國ス

紫 溟 雜 誌

(熊本) 所載論說 (自八月十一日至十月一日間)

對朝鮮之政略 一一二

論朝鮮暴舉

投朝鮮國民檄文並緒論

屬國ノ義ヲ明ニス 一一三

投袂餘言

朝鮮談判ノ結了

此ヲモ忍フ可クハ孰レヲカ忍フ可カラサラン

以上の外、八月發行の國友雜誌第五十號には「朝鮮ニ對スルノ策」あり、同月の霜葉雜誌第一號には「征韓論」あり、九月發行の鳳鳴新誌第五十三號には「寸斷逆臣大院君之肉投卑熊熊」と題せる漢文の罵倒文がある

又宗教雜誌經濟雜誌等にも此事變に就いての論文を載せ、滑稽雜誌たる

團々珍聞

驥尾團子

我樂多珍報

能弄戲珍誌

轉愚叢談

方圓珍聞

等には新聞の社説に擬せし茶説又は酒蛙説などいふ欄内に諧諷的の戯文にて朝鮮事變を批評した論説は數十篇ある

諸雜誌所載の論説は新聞社説と大同小異の主旨であつた

東京諸大新聞の論調概観

明治十五年九月發行 政事月報 第一號

朝鮮所分論ハ八月中ノ最大議論トス是ヲ以テ今其大要ヲ摘録シ以テ各社ノ論點ヲ明ニセバ一ハ世論ノ状態如何ヲ探ルヲ得可ク一ハ以テ後來ニ至リ思想ノ變遷進度ヲ察スルヲ得可ク亦引證ノ用ニ供スルヲ得可シ即チ茲ニ之ヲ録スル所以ナリ

朝鮮所分論ハ論點頗ル多岐ニ涉リ拾收ス可ラサル者アリ然レトモ其主眼ハ左ノ二個ニ在ル者ノ如シ

第一 前政府ヲ助ケテ大院君若シクハ暴徒ヲ我國ノ力ニテ討ス可キ乎

第二 之ヲ討ゼズムバ如何ノ法ヲ以テ談判ス可キ乎

先ツ此ノ二點ニ彙類シテ各社ノ論ヲ摘抄ス可シ

第一 前政府ヲ助ケテ大院君政府若シクハ暴徒ヲ我國ノ力ニテ討ズ可キ乎

○自由新聞(八月八日朝鮮ニ對スル政略ヲ論ズ)曰ク我政府ハ決シテ朝鮮ノ内政ニ干涉ス可ラサルナリ(中略)日本ノ朝鮮政府ニ於ケル何ソ撰ム所アラシヤ彼レ李夏應ノ政府タルモ可ナリ彼レ大院君ノ政府タルモ可ナリ彼レ立憲政治ト爲ルモ可ナリ彼レ共和國ト爲ルモ可ナリ唯タ彼レ十分ニ富强ニシテ我力爲ニ強魯ノ藩屏タルノ任ヲ盡スヲ得ハ宜シク放任ス可キナリ唯々我日本人民ハ舊朝鮮政府ノ

爲ニ數々迷惑ヲ蒙リタルモ決シテ利益ヲ蒙ラサルナリ何ソ之カ爲ニ我人命ト財産トヲ費シテ仇ヲ報ユルノ情義アラシヤ今ヤ朝鮮王ノ生死未タ知ル可ラス其政府ノ變更未タ斷ス可ラズト雖モ苟クモ其國民ヲ支配スル者アル須ク認テ以テ政府ト爲ス可シ決シテ其政權ヲ執ル者ノ黒タリ白タルヲ論ス可キニ非ズ云々(八月九日同題)大院君ノ舉動ハ電光ノ如ク一日ノ間其政府ノ内閣ヲ一掃シテ而シテ已レ代リテ天下ノ政權ヲ執リ其君ヲ奉シ其民ヲ撫シ毫モ動搖アルナシ其ノ妄リニ王妃ヲ殺シタルカ如キハ實ニ慘虐ノ舉動ニシテ文明ノ民ノ與セサル所ナリト雖モ外國政府ハ決シテ喙ヲ容ル可キノ場合ニ非ズ故ニ外國政府ハ此際ニ於テ朝鮮ノ内部ニ變革ヲ生ジ一政府滅亡シテ更ニ一政府興立シタルモノト見ル能ハサルナリ

○郵便報知新聞(八月二日朝鮮ノ變報)朝鮮政府ニ對シテ嚴重ナル談判ニ及ヒ該政府ヲシテ速ニ暴徒ヲ鎮壓セシムベシ其間百方厚意ヲ以テ朝鮮政府ニ加ヘ該政府ヲ助ケテ速ニ暴徒ヲ鎮壓ノ効ヲ奏セシメンコトヲ勉メハ或ハ今ノ禍ヲ轉シテ福ト爲シ既ニ失ヘル歡心ヲ恢復スルコトモアル可シ云々朝鮮政府ヲシテ自國ノ暴民ヲ鎮壓スルコト能ハサラシメバ我ヨリ兵ヲ出シテ之ヲ鎮壓センモ亦已ム可ラサルノ事ナリ云々(中略)已ムヲ得サルノ時ニ當レバ我兵力ヲ以テ其暴動ヲ鎮靜センコト誠ニ東洋政略ノ望ム所ナリ云々(以下八月四日朝鮮政略)(前略)迅速ニ使臣ヲ發シ軍艦ヲ送り兵隊ヲ派スルコト極メテ緊要ノ要務ナリ唯此軍艦ヤ兵隊ヤ朝鮮ヲ征伐スルカ爲ニ非ズ威武ノ力ヲ以テ使臣ヲシテ其働

ヲ逞フシ進退ヲ自由ニセシメ又已ヲ得サルノ場合ニ臨ミテハ朝鮮政府ヲ助ケテ暴徒ヲ鎮壓スルノ用ニ供センガ爲ナリ直ニ朝鮮政府ヲ敵トシ其國軍ヲ敵トシテ戰ハント欲スルモノニ非ルナリ(同五日同題)朝鮮人種ヲシテ永ク此國土ヲ有タシメ確乎獨立ノ基趾ヲ立テ毫モ他ノ侵略ヲ被ラズシテ自ラ保護維持スルノ力ヲ有セシムル乎若クハ我取テ之ヲ所屬ト爲シ之ヲ保護スル乎孰レニ有ルモ其一ニ居ルコトヲ得ハ則チ可ナリト雖モ萬一露英佛等ノ諸屬トナラシメバ實ニ東洋政略上ノ一大事ナリ云々唯朝鮮ハ獨立力ニ乏シ之ヲ助ケテ其獨立ヲ全フセシメサル可ラズ

(八月七日朝鮮ノ叛徒討タザル可ラズ)朝鮮政府ハ既ニ叛徒ノ爲ニ顛覆セラレタリ叛徒ハ嘗タ我公使館ヲ襲撃シテ公使ノ一行ヲ殺傷セルノミナラズ我訂盟國ナル朝鮮政府ヲ顛覆セリ我叡聖文武ナル天皇陛下ト通交ノ親アル韓王ヲ凌辱シ其妃ヲ殺シ其世子ノ妃ヲ殺シ其大臣貴官十餘名ヲ屠殺セリ朝鮮政府ノ微弱ナル到底叛亂ヲ鎮定スル能ハサルコト明白也斯ル事實ノ明白ナル上ハ一日猶豫ス可キニ非ズ直ニ師ヲ出シテ暴徒ヲ鎮定シ朝鮮國ヲ取テ韓王ニ與ヘサル可ラズ朝鮮國ハ既ニ無政府ノ國トナレリ國ニ政府アツテ爲政權ヲ掌握セバ之ニ向ツテ談判ヲ開クヲ得可シト雖モ今日ニ在テハ暴徒既ニ韓國ニ充滿シテ共ニ道理上ノ事ヲ談ス可キ者ナキ也先ツ兵ヲ出シテ國中ニ充滿セル叛徒ヲ鎮定シ從前ノ政府ヲ確立スルノ後ニ非ズムバ誰ト共ニカ國辱洗滌ノ事ヲ談判スルヲ得ンヤ云々(八日同題)人臣ニシテ妄ニ其君ヲ襲ヒ其政府ヲ覆ヘシ其大臣貴官ヲ虐殺スル者ハ人倫ノ敵也苟クモ天下ノ綱常ヲ

維持セント欲スル者ハ鋒ヲ連ネテ之ヲ討タサル可ラズ安ニ我訂盟政府ヲ襲撃スル者ハ我ニ敵意ヲ表スル者也設ヒ我公使館ヲ襲撃セサルモ其罪固ヨリ問ハサル可ラズ況ヤ其主義元ト斥和ニ在テ其暴行ハ我神聖ナル公使ノ一行ニ及ベルオヤ朝鮮叛徒ハ人倫ノ敵也文明ノ敵也我帝室及人民ノ敵也云々今日ノ計ハ唯ダ迅速ノ二字ニ在リ疾雷耳ヲ掩フニ及ハサルノ勢ヲ以テ朝鮮ヲ亂賊ノ手裡ヨリ恢復シ之ヲ舊政府ニ與ヘテ後事ハ徐ロニ之ヲ所スルノ一法アルノミ云々大院君ハ韓國ノ爲ニ圖ル者ニ非ズシテ唯タ王位ヲ竊マント欲スル者也是レ純然タル逆賊ニ非ズヤ我堂々タル日本政府ハ逆賊ヲ認テ同等ノ政府ト爲シ之ニ向ツテ公使ヲ派遣セント欲スル乎吾人決シテ其然ラサルヲ知ル也

(八月十日朝鮮所分論第一)外交上ノ事ハ至冷至淡也徳道之ヲ左右セズシテ實利之ヲ支配ス故ニ萬國公法ハ唯タ實力政府アルヲ知ツテ他ニ政府アルヲ知ラズ今日互ニ好情ヲ通スル所ノ政府モ明日顛覆シテ全ク其効力ヲ失スレバ之ヲ認テ政府ト爲サズシテ之ヲ視ルコト尋常一様行路ノ人ノ如シ取テ代レル所ノ政府ニシテ苟モ外ニ對シ内ヲ治ムルノ實力ヲ有シ我ニ敵意ヲ表セズ我利益ヲ毀傷セズムハ之ヲ認承シテ正當ノ政府ト爲シ前政府ニ交ハル所ノ者ヲ移シテ新政府ト交ハル萬國公法ハ成ル丈ケ他ノ内治ニ干涉セサルヲ法トス故暴君汚吏出テ、人民ヲ苦シムルモ其未タ傍觀坐ス可ラサルニ至ラサル以上ハ外ヨリ之ニ干與スルコト少シト雖モ其時ニ傍觀坐ス可ラサルニ至レバ之ニ干與ス人類ノ仇敵ハ之ヲ討ツコトアリ事内政ニ屬スト雖モ其餘毒延テ他邦ニ及ブノ患アルトキハ外ヨリ之ニ干與

スルコトアリ(中略)唯タ吾人ハ安ニ兵ヲ動スヲ欲セサル者也朝鮮事件ハ勉メテ之ヲ平和ニ收シテコトヲ欲スル者也平和ヲ希望スルト同時ニ東洋ノ大計ヲ誤ラサランコトヲ願フ者ナリ故ニ之ヲ口實トシテ内治ニ干涉スルヲ不可トスルノミ云々(十一日同論第二)外交上ノ目ヲ以テ見レバ朝鮮唯タ王國政府アルノミ國王政府既ニ轉覆シタリトセバ之ヲ無政府ト認メサルヲ得ズ好シ大院君既ニ政府ヲ顛覆シ新政府ヲ創立シタルノ事實アリトスルモ政府創立ノコトニシテ未タ公然タル通知ナク我政府未ダ之ヲ承認セサル以上ハ我レ之ヲ遇スルニ政府ノ資格ヲ以テス可ラサル也云々(八月十二日同論第三)蓋シ國辱ヲ洗滌セント欲セバ先ツ朝鮮政府ヲシテ暴徒ヲ鎮定セシメサル可ラズ彼レ若シ微弱ニシテ之ヲ鎮定スルコト能ハズ援ヲ我ニ求メバ我レ之ニ應シテ先ヅ暴徒ヲ鎮定シ然ル後問罪ノ談判ヲ開カサル可ラズ云々

○朝野新聞(八月一日朝鮮京城ノ變)若シ今回ノ事ヲシテ果シテ國王ノ意ニ出テズ王后大臣ヲシテ盡ク暴徒ノ爲ニ壓制ヲ受ケ殘害ヲ蒙ムルガ如キ情況ナラシメンカ我政府ハ速ニ問罪ノ師ヲ轉シテ彼ノ國王ノ援軍ト爲シ力ヲ協セテ暴徒ヲ鎮壓ス可キノミ(中略)苟クモ然ラズシテ縱令暴徒ノ強迫ニ出ツルニモセヨ彼ノ君相之ヲ默許シテ我公使館ヲ攻撃セシメ我官吏ヲ殺傷セシメ自己堅ク其宮門ヲ鎖シテ其入ヲ拒ミ知ラサルマネシテ暴徒ノ爲スニ任セシナラバ其罪ノ歸スル所自ラ在ル有リ豈ニ之ニ臨ムニ問罪ノ師ヲ以テセサル可ケンヤ

(八月三日再論事變)(前略)國王ハ必ラズ暴徒ノ謀ヲ知ラサルノミナラズ常ニ開國主義ヲ取ラル、ヨリ深ク兇徒ノ情怨ヲ來セシ者ト思ハル之ヲ推シテ考フレバ在朝ノ開國官吏ハ概ネ此情ヲ知ラズ全ク朝鮮ノ内外ニ在ル鎖國黨ノ爲メニ欺キラレタルニ似タリ(中略)斯ル場合ニ際會シ國王以下開國黨ヲ援助シテ其頑固黨ヲ壓服スルハ極メテ緊急ノ事ニ非ズヤ云々

○東京橫濱毎日新聞(八月九日朝鮮政略第二)曰ク(前略)萬一朝鮮政府ニシテ顛覆ノ變ニ遭ヒ新政府其全國ヲ統治スルニ至ツテハ大院君ノ所置非理ニシテ前王ノ敗亡憐ム可シト雖モ是レ道徳上誅ス可キト憐ム可キノ人ノミ是ヲ以テ前朝ヲ助ケテ大院君ヲ討ス可キノ義務我ニアラサルナリ否斯ノ如キハ決シテ我ノ爲ス可キ所ニ非サルナリ我ハ唯タ其後來認メテ朝鮮政府ト爲ス可キ者ニ向ツテ從來ノ外交ヲ保續ス可キヲ談判シ我損害汚辱ヲ恢復スルニ力ム可キノミ云々

(八月十日同論第三)我レ朝鮮ノ變亂ニ乘シ前朝恢復ノ義ヲ唱ヘテ其内治ニ干涉セン歟是レ各國互ニ内治ニ干涉セサルノ義ハ治平ノ日ニ行ハレテ變亂ノ日ニ廢セラル、者ト云ハサル可ラズ果シテ然ラバ獨リ日本朝鮮ニ干涉スルヲ得ルノミナラズ英米ノ諸國モ亦タ續々來リテ其内治ニ干涉スルニ至ラシ是レ其ノ關スル所ニ非ズ我ハ唯タ兩國ノ間ニ締盟シタル條約ノ朋友ニ由ツテ平和ノ交際ヲ全フセシコトヲ勉ム可キ者ナリ(中略)然リト雖モ前ニモ言ヘル如ク朝鮮國ノ内亂ハ日本ノ關スル所ニ非サレバ今ノ虐徒ハ固ヨリ適正ノ政府ニアラズト雖モ我文武全權ノ辨理大臣ガ彼ノ事情ヲ視察シテ勉メ

テ舊政府ヲ助ケントスルモ其舊政府ナル者ハ果シテ無力ニシテ内ノ人民ヲ統御スルニ足ラズ外ノ條約ヲ遵奉スルコト能ハズシテ國ノ實力全ク賊徒ニ歸スルノ實ヲ審ニスルニ於テハ更ラニ之ヲ朝鮮ノ新政府ト見認メテ新ニ條約ヲ結ブノ場合ナシトモ云フ可ラズ

○東京日々新聞(八月九日朝鮮處分)抑モ今回ノ變動ニ於テ我朝鮮ニ向ツテ棄置ク可カラサルハ彼ノ賊徒等ガ我旗ヲ汚シ我國ヲ辱メタルノ暴舉ニ外ナラサレバ朝鮮政府ニ於テ謝罪ノ實効ヲ表シ至當ノ賠償ヲ爲シ以テ將來ヲ警戒セバ我ハ則チ満足ヲ得ル者ナリ而シテ其政府ハ國王政府タルモ大院君政府タルモ大臣政府タルモ其如何ハ我ニ得失ナキヲ以テ假令ヒ大院君政府ニテモ其政府タルノ實力ヲ有シ我ニ對シテ問罪ノ責任ニ當ル可シト公言シ果シテ其實アルヲ見ハ我ハ則チ之ヲ新政府ナリト公認シテ直ニ之ニ向ツテ談判ヲ開カンコト當然ノコトナラズヤ花房公使護衛ノ海陸軍ヲ率ヒテ京城ニ進マンニ彼ノ大院君政府ニ於テ禮ヲ以テ公使ヲ接シ謝罪ノ談判ニ取り掛ラント云ハマ我ハ決シテ其機ヲ失フコトアル可ラズ其内亂ノ爲ニ政府ノ代迭セル報告ヲ得テ大院君ノ實力政府タル實證ヲ見ルヲ得バ則チ之ヲ新政府ナリト公認シ其新政府ヲシテ責任ニ當ラシムルノ道ニ就カンコト最モ肝要ノ所置ニアラスヤ云々

右ノ諸新聞紙ハ孰レモ世間ニ向ツテ最モ勢力アル者ニシテ自由黨改進黨帝政黨等ニ屬スルノ新聞ナレバ或ハ之ヲ其黨論ノ一部ヲ表スル者ト見ルモ妨ナカル可キカ

又曰ク朝鮮論ニ可戰非戰ノ別アレドモ其論スル所ヲ見レバ兩論者共ニ論判調ヘバ則チ和シ調ハザレバ則チ戰フト云フノ點ニ至ツテハ敢テ大差ナキ者ノ如シ故ニ茲ニハ敢テ非戰可戰ヲ以テ朝鮮論ヲ彙類セズ唯タ其ノ談判要求ト朝鮮ノ暴徒ニ對スルノ意見ニ至ツテハ大ニ各論者意見ノ異ナル所ナルヲ以テ即チ諸論ヲ右ノ二主眼ニ別チタルノミ而シテ談判要求ノ點ニ至ツテハ未ダ論ノ盡キザル者モアルヲ以テ其定マルヲ待ツテ之ヲ記サントス

其二

明治十五年十月發行 政事月報 第二號

○朝鮮事件ニ關スル各社ノ議論

朝鮮事件ノ全ク局ヲ結ビタル事ハ記シテ本冊ノ東洋時事中ニ在リ而シテ朝鮮ガ悉ク我八條ノ要求ニ應シタル事モ亦本冊ノ東洋時事中ニ在リ且ツ又夕朝鮮事件ガ變シテ支那ノ關係ヲ生ジタル事モ記シテ同中ニ在リトス蓋シ斯ノ如ク朝鮮事件ハ全ク其局ヲ結ビタルヲ以テ世間ノ議論モ亦夕從ツテ一變シ一方ハ我國ヨリ彼レヲシテ承諾セシメタル第八條ノ要求ハ正當ナルヤ否ノ論トナリ一方ハ我國ヨリ清國ニ對スルノ政略如何ニス可キヤノ問題トナレリ故ニ予輩ハ其景勢ヲ記スニ當ツテハ第一要求第二支那ニ對スル政略ノ二ヶ條ニ分タザル可ラズ先ヅ第一ヨリ第二ニ進マン

○第一要求 蓋シ我國ガ朝鮮ニ向ツテノ要求ヲ論シタル中ニ之ヲ贊成セル者トセザル者トアリシガ惜哉此事ハ既ニ我政府ヨリ派遣シタル花房公使ガ一旦決シタル事ナルガ故之ヲ非トスルノ論者ハ多

少條例ニ顧慮スル所アリテ其意ヲ充分ニ伸ブル能ハサルガ如キ有様アリキ就中每日新聞記者ノ如キハ大ニ論スル所アラント欲シテ其端緒ヲ開キシモ爲ニ一日ノ社説總面ヲ印行前ニ抹殺シ一日ノ社説欄内ヲシテ戰後ノ野ヲ過ギルカ如キ感アラシメタリ是レ予輩ガ幾重モ遺憾ニ思フ所ナリ今各論ノ論鋒如何ヲ記サンニ之ヲ贊成セシ者ハ東京日々新聞及ビ時事新報ナリ其他ノ自由黨改進黨等ニ屬スルノ新聞ハ談判ノ甘結ヲ喜悅スルノ意ヲ表シタリト雖モ要求ノ全體ヲ舉ゲテ贊成セシ者ハ殆ンド之ナキガ如シ先ヅ第一ニ贊成論者ノ論ヲ示サンニ東京日々新聞ハ九月四日ノ紙上ニ「朝鮮談判ノ吉報」ト題シタル一篇ヲ掲ゲ今回ノ談判ハ問罪ト善後ト篤厚トノ三要點ヲ併セタル者ナリトノ意ヲ述べ且ツ之ヲ贊成シテ曰ク「右ノ如キ條約ナレバ其我國ノ光榮ヲ保全スルニハ實ニ充分ノ満足ナルコト固ヨリ吾曹ガ言ヲ待タズシテ明ナリ此條約ヲ以テ暴徒ヲ逮捕シ首謀ヲ所刑シ謝罪ノ特使ヲ出スコトハ韓廷之ヲ成スノ責アルコト勿論ナリ被害者家屬ヲ扶助スルニ五萬圓ヲ以テシ我損害並費用ヲ賠償スルニ五拾萬圓ヲ以テスルハ蓋シ適當ノ額ナレバ中外ニ於テ決シテ過不及ノ評ヲ下ス者ハアラサル可シ況ンヤ十ヶ年賦ニ割リテ朝鮮ヲシテ専ラ其負擔ニ苦シムコトナカラシムルニ於テオヤ公使館保護ノ爲メニ我兵員ヲ屯駐セシムルハ善後ノ爲メニ此說アラサル可ラス而シテ此事タル我政府ノ素意ニ非ルヲ以テ一年後ハ公使ノ見計ニ依リテ兵員ヲ引拂フコトアル可キ旨ヲ示シタルハ尤モ其宜ヲ得タル者ナリ(下略)」ト斯ノ如ク贊成シ來リテ終ニ「此回ノ約定ニ就テハ吾曹條々皆其宜ヲ得タルヲ喜ビ

公衆ト共ニ之ヲ慶セサル可ラス」ト斷言シテ幾度トナク満足ノ意ヲ表シタリ又タ日々新聞ト同シク賛成シタル時事新報ハ九月四日ノ紙上ニ「朝鮮事件談判ノ結果」ト題シタル一篇ヲ掲ケ大ニ約定ノ宜シキ得タルヲ賛成シテ「我外交官ノ敏達ハ世界文明國ノ外交官ニ劣ル所ナシ」ト云ヒ「其結果ノ美ハ歐洲第一流ノ外交家ヲシテ評セシムルモ其枝葉ノ長短大小ノ外亦一點ノ批評ヲ下スコト能ハザラシメタリ」ト云ヒ又タ「假リニ此事變ヲシテ十年前ニ起リタリトセンカ我輩ハ斷シテ知ル日本人ノ伎倆ヲ以テ今回ノ如キ好結果ヲ得ルノ手段ナキヲ」ト斯ク迄兩記者ハ賛成シタルニモ拘ハラズ毎日自由報知朝野ノ諸記者ハ多少異見ヲ抱キタル者ノ如シ東京橫濱毎日新聞記者ハ九月六日「日韓和約ノ電報ヲ讀ム第一」ト題セル文ニ於テ「予輩ハ今回條約ノ各項ニ就テ之ヲ論スルニ其理由判然トシテ天下ニ公説スルヲ得ル者アリ又疑團ノ胸中ニ釋然タル能ハサル者アリ」ト明言シタリ而シテ記者ハ其文ニ由レハ明ラカニ「其暴徒ヲ追捕シ首謀者ヲ刑スルコト」「我兵ヲ韓京ニ駐在セシムルコト」及ビ「國書ヲ齎ラシ特使ヲ以テ我ニ謝スルコト」「我人民ヲ葬ムルニ禮ヲ以テスルコト」トノ四項ハ賛成シタレトモ其他ハ賛成スルコト能ハストテ左ノ諸項ヲ掲ケテ大ニ論スル所アラントスル勢ナリシモ故アリテ廢サレシハ世人ノ一時遺憾トセシ所ナリ其項トハ即チ曰ク「第一居留地ノ規定ヲ擴メ楊華津ヲ開キ我外交官ニ内地旅行ノ自由ヲ與ヘンコトヲ要求シタルハ他ノ過錯ニ乘ジテ我權力ヲ伸擴シタルノ嫌ナキ歟第二甲國ノ人民乙國ノ人民ヲ殺傷シタルニ當リ甲國ノ政府ハ兇徒ヲ誅スルノ外別ニ賠

償ノ責アリヤ否第三現ニ兵力ヲ用ヒザルモ軍備ヲ他國ニ要求スルノ理アルヤ否」ト此三項ヲ熟考セバ記者ノ論點ハ推知シ難カラズ朝野新聞記者ハ如何ナル點ヲ賛成シ如何ナル點ニ不同意ナリシヤハ知ル可ラザレドモ五日ノ紙上ニ於テ「吾輩ハ其過半ハ全ク其當ヲ得テ之ガ結局ハ最モ我邦ニ取テノ一大名譽ナル可キヲ信スルナリ」ト明言セシヲ以テ觀レバ該新聞ガ「全ク當ヲ得タル」ト云フ箇條ハ過半ノミニテ全體ニハアラザル者ト思ハル報知新聞ハ暴徒ヲ刑ニ處スル事及ビ殺害ヲ蒙リタル日本人ヲ至當ノ禮ヲ以テ葬ムル事ノ二條ハ正當トシタレドモ五十萬圓ノ償金ヲ取ルノ一項ハ「余輩ノ敢テ望マサリシ所ナリ」ト斷言シ又タ我兵員ヲ彼國ニ駐在セシムルヲ可トシテ「獨立國タル朝鮮ノ爲ニハ氣ノ毒ナレトモ我公使館ノ保護ハ忽諸ニ付ス可ラズ故ニ朝鮮政府若シ充分ノ保護ヲ與フルコトヲ得バ彼ヲシテ保護セシムルコト當然ナレトモ目下ノ状態ニ就テ察スルトキハ彼レ能ク保護ヲ與ヘンコト覺束ナシ故ニ我兵員ヲ屯駐シテ我自ラ保護スルノ權宜ニ出ンハ誠ニ止ヲ得サルナリ」ト論シタリ自由新聞ハ九月五日及ビ六日朝鮮談判ノ結果ト題セル文中ニ於テ此要求ヲ「過當ニ失センコトヲ恐ル」ト云ヘリ而シテ同新聞ハ二十日以内ニ首謀者ヲ嚴刑ニ所スルト國書ヲ修シテ我國ニ來謝セシムルノ兩事ヲ「殊ニ世人ヲシテ過激ノ感ヲ生セシム」ト論シタリ其他償金ヲ取ル事元山釜山仁川ノ規定里數ヲ擴ル事等ハ之ヲ嘉ミシ又タ我兵員ヲ駐屯セシムル事ハ「余輩日本人ノ情誼ニ於テ忍ビサル所ナリ然レトモ現時朝鮮ノ事情ハ止ヲ得ザル者アルヲ如何センヤ」ト論シタリ之ヲ要スルニ

時事、日々ノ兩紙ハ徹頭徹尾ノ贊成論ナルヲ以テ其間ニ異同ナシト雖モ其他ノ諸社ハ皆ナ多少ノ異同アリ今マ其要ヲ示サバ償金ヲ取ル事ハ自由新聞ノ贊成スル所ニシテ報知、毎日ノ非難スル所ナリ修信大使ヲ以テ我國ニ謝セシムル事ハ報知、毎日之ヲ可トシ自由ハ非トセリ遊歴規程擴ムル事ハ自由、報知之ヲ可トシテ毎日之ヲ非トセリ其他ハ著シキ異同アルヲ見ズ

○支那ニ對スル政略 各社ガ支那ニ對スルノ政略ヲ論スルヤ其趣キ二様アリ一ハ任他論者ニシテ一ハ顧慮論者ナリ任他論者トハ假令支那カ朝鮮ニ對シテ如何ノ舉動ヲ爲ストモ其事ニシテ苟クモ朝鮮ト支那トノ間ニ止マル以上ハ我國ノ知ル可キ所ニ非ス宜シク之ヲ拋任シ置ク可キノミ徒ラニ他人ノ疝氣ヲ頭痛ニ病ムヲ要セズトスルノ論者ナリ顧慮トハ右ト全ク主義ヲ異ニシテ支那朝鮮ノ關係決シテ之ヲ拋任シ置ク可ラズ宜シク早ク今日ニ其策ヲ施ス可シト論スル者ナリ而シテ今兩論者カ有様ヲ見ルニ府下ニ在リテ任他論者ハ朝野新聞ノミニシテ自由報知、日日、毎日ノ如キハ皆ナ多少之ヲ顧慮スル所アルガ如シ而シテ其顧慮論者中ニアリテモ亦タ二様ノ有様アリ報知ト自由トハ朝鮮ヲ獨立セシメンガ爲ニ支那ニ云々ス可シト云ヒ日々ト毎日ハ從來ノ關係ヲ明確ニセンガ爲ニ云々ス可シト云フ故ニ顧慮論者中ニモ二種ノ區別アリテ一方ハ毎日新聞、日日、新聞ノ唱フル所ニ掛リ一方ハ自由新聞ト報知新聞ノ唱フル所ニ掛ル今マ先ヅ任他論者ノ論ヨリ初メン任他論者トハ誰ゾ朝野記者即是ナリ記者ハ今回支那ノ舉動ニ就テハ吾國タル者ヲシテ徹頭徹尾之ヲ拋任シ置カシメント論スル者ノ如シ九

月五日「朝鮮事件ノ收局」ト題セル論中ニ於テ馬建忠假令ヘ大院君ヲ捕ヘタルニモセヨ是レ決シテ支那ガ朝鮮ノ内治ニモ外交ニモ關係シタル者ニ非ストセリ其言ニ曰ク「假令ヒ馬建忠カ大院君ヲ誘致スルノ際ニ於テ強迫ノ手段アルトモ外ニ向フテ明言スルニ國王ノ生父タル大院君ノ説諭ニ從フテ支那ニ來遊セシト云ヘバ夫迄ノ事ニテ之ヲ以テ支那政府ガ朝鮮ノ内治ニ干涉スル證據ト爲スニ足ラザル也(中略)苟モ支那ヲシテ朝鮮ハ己レガ所屬ナリト云フ持説ヲ主張セシムレバ花房公使ガ結局ノ談判ヲ開クトキニ當リ馬建忠ハ現ニ京城ニ在リ中國ハ屬邦ノ爲ニ其條約ヲ結了ス可シト斷言スルヲ以テ當然トス然ルニ花房公使ト談判ヲ開キン者ハ朝鮮國王ノ派遣スル全權委員ニシテ支那使節ノ之ニ與カリシコトヲ聞カサルニ非ズヤ是レ支那ガ朝鮮ノ外交ニ關係セサルノ實跡ナリ」ト斯ノ如ク同新聞支那此回ノ舉動ヲ以テ朝鮮ノ内政ニモ外交ニモ關涉セシ者ニアラスト云ヘリ而シテ翌日ヨリ翌々日ニ亘リテ掲ケタル論ニ於テモ我國ガ漫リニ支那ニ關係ス可ラザル理ヲ述ベテ支那ト談判ヲ開クヲ以テ「悻々タル小人ノ喜ブ所ニシテ思慮アル君子ノ深ク取ラサル所ナリ」ト云ヒ「支那ニ於テ自ら大院君ヲ所分シ自ら榜文ヲ出シテ朝鮮ノ屬邦ナルヲ示スガ如キ形跡アルモ是レ支那ト朝鮮ノ間ニ生スル關係ナリト見做シ之ヲ不問ニ付スルモ我國ノ國威國益ヲ損害セサルヤ斷々乎トシ夫レ明ナリ」ト云ヒ且ツ又タ二十三兩日ノ紙上ニ「再論韓支那政略」ト題セル論ヲ掲ゲ任他論ヲ布衍セリ而シテ其顧慮論者ノ有様ヲ觀察センニ日日新聞ハ十四日ノ紙上ニ於テ「此處分タル特リ我邦ノミナラズ英米

諸國モ皆關係アル事ナレバ今回馬觀察ガ舉動ニ就テハ諸國熟議ヲ經テ清國ニ對シテ質ス所ナクムバアル可カラサル事ナリト思ハル」ト云ヒ清國ニ向ツテ質議ス可キノ意ヲ示シ毎日新聞モ九日ノ紙上ニ於テ「朝鮮ガ支那ノ屬邦タルハ何ニ由テ之ヲ證スルカヲ清廷ニ質サ、ル可ラズ」ト云ヒ同様ノ意ヲ示シタリ而シテ報知新聞ハ毎日日々等ト同シク此事ヲ顧慮スルノ點ハ一轍ナルモ毎日及ビ日々ノ如ク清國ニ質ス可キノ議論ハナサ、ル者ノ如シ唯タ報知新聞ハ朝鮮ヲシテ獨立セシメンガ爲ニ諸國ノ會議ヲ開キ朝鮮ハ獨立ナリトノ確定ヲ明ニセント欲スル者ノ如シ之ヲ要スルニ日々毎日ノ兩新聞ハ清國ニ質シ其答ニ由リテ朝鮮ハ清國ノ屬國ナルヤ將タ如何ナル關係ナルヤヲ定メントシ報知ハ清韓ノ二國及ビ此二國ト假條約ヲ交換シタル英米佛獨以上六ヶ國ノ使臣ヲ日本東京ニ會シテ朝鮮ノ位地ヲ定メントスル者ナリ故ニ日日ト毎日ハ甚ダ同シキモ報知ハ多少之ト異ナリタルト云フモ可ナラン而シテ日々毎日ノ二新聞ガ右ノ諸論ヲ發セル所以ヲ見ルニ日々新聞ハ曰ク「今回清國ガ朝鮮ニ對スルノ所分ハ恰モ自主國ニ向ツテ漫ニ兵威ヲ以テ劫シタルノ光景ナレバ之ヲ論究スルコトナク等間ニ看過セハ遂ニ清國ハ朝鮮ノ事ニ就キ渾テ内外ノ責任ニ當ラズ而シテ其事アルトキハ際限モナク之ニ干涉スルノ權理アル者ナリトノ實證の例ヲ示ス者ナル可シ其干涉ハ朝鮮ノ利害得失如何ハ第二段トシテ先ヅ朝鮮ト締盟シタル我日本ヲ首メ英米ノ諸國ニ於テモ安堵ノ思ヲ爲ス能ハサル可シ」ト斯ノ如ク日々ハ後來清國ガ朝鮮ニ對スル權力ノ度ヲ定メンガ爲ニ清國ニ其權限ヲ質ス可シト論セリ毎日

新聞モ其論スル所亦同シ其言ニ曰ク「若シ今回ノ舉ニ由ツテ清國ヲシテ朝鮮ハ其所屬タルノ口實ヲ固フセシメンカ日韓ノ關係是ヨリ廢シテ後來ノ紛紜永ク絶サランコトヲ恐ル、ナリ予輩ハ清國ノ所爲ニシテ從來ノ國交ニ影響ヲ生ズルノ舉動アラバ之ヲ清廷ニ質シ後日有事ノ時ニ及ンデ起ラントスルノ紛議ヲ今日ニ豫防セラレンコトヲ我政府ニ望マントス云々」ト而シテ報知新聞ノ云フ所ハ立論ノ主眼全ク朝鮮ヲ獨立セシムルニアリテ若シ名實共ニ獨立國タラシムル事能ハスンバ名ハ屬國タラシムルモ其實ヲシテ獨立國タラシム可シト云フ者ノ如シ其言ニ曰ク「朝鮮ガ日清兩國ノ間ニ立ツハ充分ニ獨立國ノ地位ヲ保タシメンコトヲ望ム若シ止ムコトナクムバ貢獻國ノ關係トナシ虛名從屬ノ姿ヲ以テ獨立國ノ地位ヲ保タシメンコトヲ望ムナリ半獨立國ノ關係ヲ保タシム可ラズ云々今朝鮮ヲシテ所屬ノ虛名ヲ存シテ獨立實勢ヲ保タシメバ支那ハ之ニ満足シテ我ニ向フノ惡念ヲ増サ、ル可ク朝鮮ハ之ニ由ツテ東洋ノ大計上ニ必要ナル地位ヲ保持スルヲ得可シ之ヲ一舉双得ノ良計ト云フベシ」ト斯ノ如ク報知新聞ガ全ク朝鮮ヲシテ獨立ノ實ヲ保タシメンガ爲ニシテ其東京ニ條約諸國ノ會議ヲ開ク可シト云フモ亦タ朝鮮ノ獨立ヲ失ハサラシメンガ爲ナリト思ハレタリ而シテ自由新聞モ朝鮮ノ獨立ヲ失ハサラシメントスルノ必要ナルヲ論ジテ十三日ノ紙上ニ大陸ノ關係テフ論題ヲ掲ケ其文中ニ「ロシヤノ望ム所常ニ土地ニ在リ其土地ヲ望ムヤ實ニ宇内ヲ併合セント欲スルニ在ルナリ故ニ朝鮮八道ノ如キハ其最モ垂涎スル所タルヤ知ル可キナリ異日事ノ其北邊ニ起ルアラバ必ラズヤ直

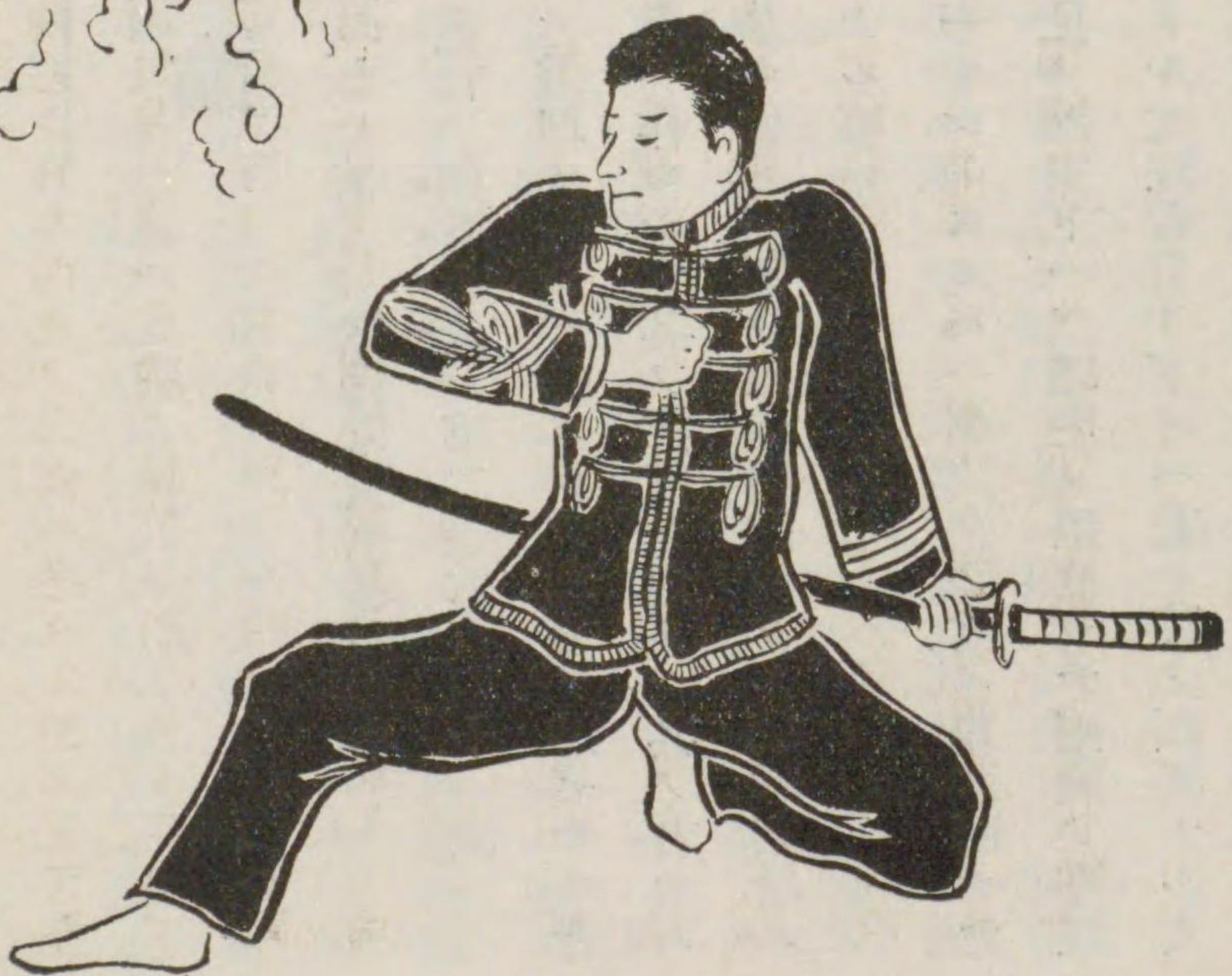
ニ長驅シテ南ニ下ラン然ルカ如キコトアラバ朝鮮人民タル者固ヨリ其鋒ニ當ル可ラズ若シ其勢ヲ制スルナクムバ朝鮮八道悉クロシヤノ有トナラン唇亡ビテ齒寒シ日本西北ノ二面ハ悉ク大鵬ノ氣ヲ養フノ地トナラバ我内地ヲ侵略セラル、ニ至ラサルモ我外國貿易ハ常ニ危険ノ地位ニ陥ラサルヲ得ズ是レ豈ニ豫メ之ヲ妨クノ策ヲ立テサル可ンヤ云々清國ガ朝鮮ヲ奪フモ其我ニ害アル殆ンド將ニ我國ノ之ヲ占有シタルト同一ナラントス云々」ト論シタルヲ見レバ又タ是レ朝鮮ノ獨立ヲ主張スルノ論ト云フ可キカ

然レドモ斯クノ如ク細密ニ觀察シ來レバ各論者各々多少ノ異同アルガ如シト雖モ其實眞ニ異同アルニ非ス朝鮮ヲ獨立セシムルノ東洋大計上ニ必要タルガ如キハ是等論者ヲ俟タサルモ疾ヨリ世人ノ知ル所ナリ斯ル重大著明ナル事件ニ於テ固ヨリ各論者中ニ反對ノ論ヲ生ス可キ謂レナキナリ然ルニ其異同アルガ如ク見ユルハ朝鮮ノ獨立ヲ立論ノ主眼トスルト對清政略ヲ主眼トスルトノ差アルノミ故ニ今マ何論者ハ朝鮮ノ獨立ヲ欲シ誰論者ハ之ヲ欲セスト云ハ、論者ノ爲ニ冤ナラザルヲ得ザラン故ニ曰フ唯ダ立論ニ主眼トスル所ノ差異アルノミ又タ朝鮮ヲ獨立セシムルノ必要ナル點各論者皆同一ナル可シト云フ

遭難當夜に於ける英氣の劍舞

水野大尉の手記として二三の新聞紙上に掲出せる
 遭難記中に「山上ノ暴徒大呼シテ石ヲ公堂ニ抛ツ
 余自ラ立テ短銃ヲ放チ之ヲ追フ五發ニシテ器械損
 壞用ユベカラズ已ニシテ暴徒火ヲ周圍ノ民家及ビ
 近藤書記官ノ室ニ放ツ小林淺山等館内ヲ巡行シ放
 火者ヲ狙撃シ數人ヲ斃ス余曰ク今ニ當テ宜ク飯ヲ
 焚キ食料ノ備ヲナスベシト此時雇朝鮮人皆逃去テ
 一人ヲ止メズ鈴木等盡力飯ヲ焚キ水ト梅干ヲ携ヘ
 テ公堂ニ來ル余劍ヲ拔キ起テ舞フ歌テ曰ク

我有寶刀三尺強 血痕難認幾星霜
 京城今夜一宵夢 紫電光中斃犬羊
 已ニシテ火勢倍々盛トナリ賄所及ビ醫局亦火トナ
 ル」云々



事變突發當初の堅實論

(題) 朝鮮京城ノ變

圈點は原新聞のまゝ也 鐵腸末廣重恭の起草?

明治十五年八月一日發行 朝野新聞 第二千六百四十一號

何レノ國カ頑民無カラン何レノ國カ暴徒無カラン頑ニシテ道理ヲ覺ラズ暴ニシテ利害ヲ辨ゼサル者ハ只管自己ノ頭腦ニ浸染セシ舊習ヲ固執シ竟ニ意外ノ變亂ヲ作コシテ其ノ邦家ヲ危クシ其ノ君主ニ禍スルニ至ル豈深ク戒メザル可ケンヤ看官諸君ハ昨日我輩ガ號外新聞ヲ以テ報道シタル朝鮮京城ニ於テ本月二十三日ニ發セン變事ノ顛末ヲ略知セラレタルナル可シ

抑モ韓人ガ外國ト交通スルヲ好マズ長ク鎖攘ノ舊套ヲ固守セントスルハ一朝一夕ノ故ニ非ズ而シテ我ガ日本人ヲ憎忌スル殆ド鬼域ノ如キ者有リ幸ニ當今在位ノ國王ト一二聰明ノ臣僚有テ兩國ノ交誼ヲ全ウシ開國ノ英斷ヲ爲ストハ雖トモ上ニハ守舊ノ魁首タル大院君有リ下ニハ數十萬ノ頑冥ナル人民有リ早晚斯クノ如キ變動ノ意外ニ發スルコト有ラントハ我輩ノ常ニ危ブミタル所ナリキ今ヤ彼ノ暴徒ハ公然兵ヲ舉ゲ我ガ公使館ニ放火シ我ガ國旗ニ發砲シ我ガ官吏ヲ殺傷セリ其ノ罪決シテ宥ス可

カラザルナリ若シ猶因循不斷ニシテ之レニ加フルニ曖昧ナル處斷ヲ以テシ之ヲ待ツニ姑息ナル應接ヲ以テセバ我邦ノ辱タル實ニ大ナリ宜ク整々堂々ノ師ヲ出ダシテ以テ彼レガ兇暴無狀ノ罪ヲ問フ可キ也我ガ政府モ亦必ズ政略ノ此ニ出ズルヲ信ズ

然リト雖トモ簡單ナル電報ニ就テ未ダ其ノ事實ヲ詳悉シ得ザルモ之ヲ既往ノ事ニ照ラシ彼レノ國情ヲ推測スレバ今回ノ變モ亦決シテ國王ノ命ズル所ニ非ズ又知ル所ニ非ズシテ實ニ暴徒ガ其ノ國ノ政略ノ已レ等ノ素志ニ矛盾スルヲ憤リ竟ニ國王ヲモ敵視スルニ至リ此ノ變亂ヲ發生セシ者ノ如シ我ガ公館ヲ焚クノ後彼ノ暴徒ハ實ニ王宮ニ向フテ矢石ヲ飛バン官吏ヲ殺傷セシカ將タ如何ナル暴逆ナル所爲ヲ行ナフニ至リシカ未ダ其ノ結局ヲ知ル能ハザルナリ若シ今回ノ事ヲシテ果シテ國王ノ意ニ出デズ王后大臣ヲシテ盡ク暴徒ノ爲メニ制壓ヲ受ケ殘害ヲ蒙ルガ如キ情況ナラシメバ我ガ政府ハ速ニ問罪ノ師ヲ轉ジテ以テ彼ノ國王ノ援軍トナシ力ヲ協セテ暴徒ヲ鎮壓ス可キノミ若シ然ラバ彼我兩國ノ交誼ニ於テ敢テ壞絶ヲ告グルニ至ラザル可シ苟クモ然ラズシテ縱令暴徒ノ強迫ニ出ズルコトセヨ彼ノ君相之ヲ默許シテ我ガ公館ヲ攻撃セシメ我ガ官吏ヲ殺傷セシメ自己堅ク其ノ宮門ヲ鎖シテ其ノ入ルヲ拒ミ知ラザルマネシテ暴徒ノ爲スニ任カセシナラバ其ノ罪ノ歸スル自カラ在ル有リ豈之ニ臨ムニ問罪ノ師ヲ以テセザルヲ得ンヤ

蓋シ今回ノ事タル實ニ匆卒ニ出デ所謂迅雷耳ヲ掩フノ遑ナキ者タレバ彼地公館ノ人々ガ狼狽シ僅ニ

一生ヲ求テ虎口ヲ脱セシハ固ヨリ理ナキニ非ズ然レトモ彼國近年人心恟々早晚必ズ一大變事ヲ發生スベシトノコトハ心アル者ガ業ニ已ニ唱道セシ所ナリキ我輩モ亦屢バ此事ヲ論出シ就中彼國頑固黨ガ其國王ニ向テ大逆ヲ企テタルニ際シ其國ヲ以テ我ガ徳川氏末路ノ形勢ニ比較シ豫メ警戒シタリキ而シテ今ヤ事果シテ然リ我輩ハ前論ノ稍適中セシヲ悲マザルヲ得ズ抑モ彼ノ暴徒ガ其ノ政府ニ反シテ而シテ我ガ公館ヲ襲ヒタルカ否ヤハ暫ラク之ヲ舍キ我邦ハ必ズ迅速ニ戰艦兵士ヲ彼國ニ出シ嚴重ナル訊問ヲ爲サザルヲ得ズ其故何ゾヤ我ガ公館ハ小ナリト雖トモ是レ儼然タル一帝國ナリ韓人ニシテ我ガ公館ヲ犯スハ即チ日本帝國ヲ犯スナリ我ガ政府ハ安ンゾ直チニ訊問ノ師ヲ發セザルヲ得ンヤ論者或ハ曰ク區々タル鷄林ノ爲メニ東洋ノ一大政略ヲ誤マルノ時ニ非ズト此ノ言タル漠然トシテ粗大ナレバ何等ノ意タルヲ知ルベカラザレドモ問罪ノ師ヲ出シテ日支朝ノ和ヲ破ブル可ラズト言フモノナランカ然レドモ問罪ノ師ナルモノハ彼レノ事情ヲ陳辨シテ謝罪ヲ爲スモ猶猥リニ進ンデ干戈ヲ動カスガ如キモノニ非ズ則チ戰ツテ彼レヲ畏服シ得ルノ兵備ヲ出シ彼レノ港門ニ進入シテ暴舉ノ起源事情ヲ糺シ之ニ應ジテ臨機ノ談判ヲ行ヒ平和ニテ事ヲ了スベケレバ謝罪ノ實効ヲ求メ満足ヲ得テ退キ彼レ若シ愈ヨ我ガ國權ヲ蔑如シ到底口舌上ノ談判ヲ以テ功ヲ奏ス可ラザレバ斷然兵力ヲ用フベキナリ何ゾ問罪ノ師ヲ出スヲ以テ必ズ彼我ノ平和ヲ破ルトセンヤ凡ソ半開以下ノ邦國ヲ處スルニ於テハ懷柔威嚇ノ二政略ヲ兩用スルノ得策タルハ我輩ノ曾テ論ゼシ所ナリ（元山津事件に就ての論を處置アランコトヲ冀望スル者ナリ）

云ふ）而シテ我邦近來朝鮮ヲ處スルハ專ラ懷柔政略ヲ以テセラレタルヲ信ズ然レドモ今已ニ此非常ノ場合ニ遭遇セリ威嚇政略ヲ行ハザラント欲スルモ得ンヤ要スルニ威嚇政略モ亦其目的ヲ達スルニ於テ往々懷柔政略ト異ナラズ下ノ關鹿兒島ノ砲撃ノ我ガ邦人ヲ開明ニ導キタルヲ以テモ之ヲ知ルベシ我輩ハ政府ガ優游不斷ノコトナク一ハ以テ我ガ國權ヲ擴張シ一ハ以テ朝鮮人ノ迷夢ヲ一覺スルノ處置アランコトヲ冀望スル者ナリ

大東日報記者原敬の平和主義朝鮮論

明治十五年八月十七日發行 大東日報 第百十四號

緒言 朝鮮事變ハ外交ノ重事也我日本人タル者誰カ此事變ニ耳目ヲ注カサランヤ左レハ世ノ耳目ヲ以テ自ラ任スル吾輩ニ在リテハ最モ神速ニ最モ正確ニ此事變ニ關セシ諸般ノ報告ヲ怠ル可ラサル事勿論也故ニ嚮キニ此事變ノ吾輩カ耳朶ニ達スルヤ人ヲ八方ニ馳セ其事實ヲ探問シテ此事變ノ概略ヲ報道シ以テ世ノ望ヲ充タシ且ツ世ノ惑ヲ解カンコトヲ勉メ敬ノ不敏ナルモ亦敢テ事ニ斯ニ從フ所アラント欲シ直チニ去六日亥海丸ニ搭シテ馬關ニ赴キ見ルニ隨ヒ聞クニ隨フテ之ヲ本社ニ送寄シ或ハ本紙ニ或ハ附録ニ之ヲ登載シテ讀者ニ報道シタリ而シテ今ヤ夫ノ事變未タ結局ヲ告クルニ至ラサルノミナラズ將來果シテ如何ナル情勢ニ馴致センモ殆ント測ル可ラサルモノアラントス於是乎世

論百出或ハ揣摩ノ説ヲ放チ窺カニ世ノ喧騒ヲ煽シ或ハ急躁ノ論ヲ唱ヘ巧ニ世ノ虛稱ヲ博セントスル者アルニ至ル之ヲ中外ノ事跡ニ徴シ斯クノ如キ時ニ斯クノ如キ弊アルハ固ヨリ免カル可ラサルノ勢也ト雖トモ吾輩豈ニ之ヲ免カル可ラサルニ附シテ世ノ迷津ニ彷徨スル者ヲ救濟セズシテ可ナランヤ敬幸ニシテ馬關ニ在ルノ日稍々彼ノ事變ノ顛末ヲ聞クコトヲ得又稍彼我ノ政策ヲ窺フコトヲ得タレバ乃チ此朝鮮論ヲ草スルニ於テ之ヲ我社友ニ比スレハ稍々一日ノ長アリト信スルモ自ラ不遜ナラサルヲ覺ユル也故ヲ以テ敢テ自ラ起稿ノ任ニ當リ明日ノ紙上ヨリ之ヲ登載シ以テ輿論ニ問フ所アラントス讀者願クハ其教ユ可キヲ教ヘ其正タス可キヲ正タシテ以テ輿論ノ在ル所ヲ示スニ吝ナルコト勿レ是レ吾輩ノ深ク讀者ニ希望スル所也諒焉

朝鮮論 第一

原敬 稿

明治十五年八月十八日發行 大東日報 第百十五號

朝鮮論ハ何故ニ草スル乎朝鮮處分ノ其當ヲ失ハサランコトヲ欲スレバ也故ニ此論ヲ爲スニ當リ最モ詳密ナル考慮ヲ彼我ノ間ニ置カサルヲ得ス彼ヲ知ラス已レヲ知ラスシテ戰フハ兵家ノ戒シムル所也況ンヤ朝鮮處分ハ獨リ我レノ彼レヲ處スルニ止マラス我が爲ス所ハ殆ント各國ノ注意スル所ナルニ於テヲヤ彼ヲシテ若シ交通ノ約ヲ各國ニ結ハシメス獨リ我ニ此無禮ヲ加フル者ナラシメンニハ我之

ヲ處スルニ於テ何カアランヤ宜シク我が是トスル所ヲ斷行シテ願想ノ煩ヲ他ノ諸國ニ執ルコトナカル可シ而シテ今ヤ然ラス彼レ小弱也ト雖トモ猶ホ獨立國タルノ體面ヲ以テ交通ノ約ヲ英ニ佛ニ米ニ其他一二ノ國ニ結ビ各自ノ國主未タ之ヲ比準スルニ至ラスト雖トモ其約既ニ成レリト謂フ可シ故ヲ以テ我レノ彼レヲ處スルハ獨リ彼我ニ限レル關係ニハ非サル也朝鮮國ニ關シテ誘導ノ勞ヲ第一ニ執リ自ラ先進ノ地位ヲ占メ各國ノ彼レト交通ノ約ヲ結フノ今日アルヲ得タルモ實ニ我邦多年ノ勞ハ與カリテ力アリト稱スルモ溢美ナラサル我日本カ彼ノ朝鮮ヲ處スルニ方リ各國ノ視テ以テ法ヲ取り例ヲ求ムルノ舉措ト爲スヤ疑ヲ容ル可ラス左レハ我レノ彼レヲ處スルハ恰モ數萬ノ看客ヲ一場ノ裡ニ集メテ活潑ナル劇題ヲ演スルモノ、如シ看客ナル各國ガ視テ以テ快ト爲スモ此舉ニアラン不快トナスモ此舉ニアラン我日本タルモ亦難哉此クノ如キ情勢アルヲ以テ彼朝鮮ヲ處分スルハ宜シク匹夫ノ勇ヲ學ンテ笑ヲ天下後世ニ招ク如キコトアル可ラサル也

然レトモ朝鮮政府ノ舉措ニ至リテハ猶ホ未タ之ヲ詳カニスルコトヲ得ズ即チ書契三通ハ彼邦政府ヨリ我外務卿ニ宛テ送致セリト聞ケドモ未タ書契ニ記スル所如何ヲ知ルヲ得ズ又花房公使ノ仁川ニ赴キタルハ既ニ數日前ニ在リト雖トモ未タ一隻ノ船舶モ其談判ノ如何ヲ載セテ歸ルモノナシ故ヲ以テ彼邦政府ハ如何ナル舉措ヲ我レニ向テ試ントスルヤ今日ニ在リテハ未タ之ヲ詳カニスルコトヲ得サル也左レハ其書契ヲ見其談判ヲ聞テ而後チ此朝鮮論ヲ草スルハ寔ニ其當ヲ得タルモノニ似タリト雖

トモ吾輩ノ朝鮮論ヲ草スルハ固ヨリ機ニ臨ミ變ニ應シテ運動スル所謂運用ノ策ヲ講スルニハ非サル也夫ノ運用ニ至リテハ自ラ任スルノ外交官ノ在ルアリテ吾輩ヲシテ如何ニ論辨セシムルモ論辨ヲ待テ臨機應變ノ瞬間ニマテ適用センコトハ之ヲ望ムモ得可ラス之ヲ願フモ達ス可ラサルコト勿論也故ニ吾輩ノ論スル所ハ彼朝鮮ヲ處分スルハ宜シク斯克アル可シ宜シク斯克アル可ラスト云フニ過キサル也果シテ然ラハ彼邦政府カ如何ナル書契ヲ送致セシカ又花房公使ノ談判ハ如何ナル情況ナルカ之ヲ知ルコトヲ得タルノ日ハ更ニ論議スルコトアラン其未タ得サルノ今日ニ在リテハ今日迄ニ得タル報道ニ據リ又今日迄ニ施爲セル舉措ニ據リテ論スル所ナカル可ケンヤ

今日迄ニ得タル報道ニ據リ又今日迄ニ施爲セル舉措ニ據リテ論セハ朝鮮ヲ處分スルハ宜シク平和ノ策ニ出テサル可ラス是レ吾輩カ嘗テ論スル所ニシテ載セテ去ル八日九日及ヒ十日ノ紙上ニ詳カ也故ニ再ヒ斯ニ之ヲ論センコトハ殆ント重複タルノ恐レナキニ非ス然レトモ世ノ深ク外交ノ如何ヲ知ラスシテ詭激ノ論ヲ逞スルノ徒ガ社會ニ生スル影響ノ如何ヲモ顧ミス自ラ是トスル所ニ從テ放言シ甚タシキハ爲メニ浮説ヲ作爲シテ世人ヲ誑惑セントスル者アルニ至ル此時ニ方リ良シヤ論中重複ニ亘タルコトアルモ苟クモ我社ノ論ヲシテ實行セシメント欲セハ再ヒ之ヲ論スルノ煩ヲ執ラサルヲ得ズ且夫ノ世ノ深ク事實ヲ推究セザルノ徒ガ兵ヲ出ダシ糧ヲ備フル事アル毎ニ直ニ開戦ニ至ランコトヲ過慮シテ種々ノ浮説ヲ逞フシ或ハ曰ク廟堂ノ議ハ開戦ニ決セリト或ハ曰ク兵力ニ依ラズンバ彼國ニ

入ルヲ得ズト其説愈々出デ、愈々實ヲ誤ルモノ、如シ試ニ看ヨ廟堂ノ議一決シテ公使ヲ彼邦ニ派遣シテヨリ未ダ一句ヲモ經ズ一回ノ通信ヲモ得ザルニ廟堂ノ議俄ニ開戦ニ決セリトハ何レノ處ヨリ憶測シ來リタル乎又兵力ニ依ラスンバ彼國ニ入ルヲ得ズトハ未ダ一隻ノ船舶モ仁川ヨリ歸リ來ラザルニ如何ニシテ聞得タル乎風馬牛モ相及ハサル仁川ノ景況ヲ坐シテ之レヲ聞カンコトハ鬼神ニ非ザルヨリハ能フ可キモノニ非ザル也故ニ此二説ハ皆虛也偽也廟堂ノ議ハ能フベキ丈ケハ平和ノ談判ヲ爲スニ在リト左レハ其公使ヲ派遣スルノ前ニ方リテモ先進國タル我日本ハ能フ可キ丈ケハ平和ノ談判ヲ彼レニ試ム可シ決シテ往時外國政府ガ我ニ向テ施爲セル如キ舉措ヲ彼レニ移シテ怨ヲ買ヒ德ヲ傷フ如キコトアル可ラズトノ廟議ナリシカバ外國公使ノ此廟議ヲ傳聞セシ者モ皆ナ拍手喝采シテ其安當ノ處置ナルヲ稱贊セリト聞ク廟堂ノ議固ヨリ吾輩微臣ノ得テ知ル所ニアラズト雖トモ之ヲ事理ニ徵セハ其議ノ斯ニ出ツルアラント信スルモ敢テ妄信ニハ非サル可シ故ニ談判ノ景況ニ由テ如何ニ變スルカハ今日ニ知ルコトヲ得ズ即チ果シテ我政府ノ意見ヲ達スルカ或ハ萬已ムヲ得サルニ出テ開戦ノ不幸ニ至ルカ數日ノ後ヲ待タズンハ之ヲ知ルニ由ナシト雖トモ今日ノ現況ハ決シテ俄カニ戰端ヲ開ラカカ如キ切迫シタルモノニ非サルヲ斷言ス可シ吾輩故ニ曰ク嚮ノ二説ハ皆ナ虛也偽也

これより以下、第二第三あり、續朝鮮論は五回に渉るの長篇である、行文冗漫に失する所が多いので、茲に全篇を抜録しないが、要は温健の平和論である

温和説を駁せし改進黨の新聞紙

明治十五年八月四日發行 静岡 函右日報 第九百五十二號

夷氣平心又虚心平氣と謂ふも字は換れども同じ意味にて一トロに言へば落着て考へると謂ふ事なり
 落着て考がへるは至極上分別にして過誤失錯も寡なかるべし然れども事と品に寄りては夷氣平心に
 考がへて居られぬ場合あるべし亦餘り虚心平氣に考へ過ぎて大事の機會を失なふ事もあるべし能々
 勘辨あり度事なり人有り來つて我が枕を蹴り我が面に唾するも猶起て鬪かはざる者あるやとは東照
 公が遠州の濱松で武田信玄に深入せられ味方が原へ出陣の時申されたる格言なりいかにも然るべき
 事にて枕を蹴られ面に唾せられても待て〜一ト先夷氣平心にして彼れ何の理由ありて我が枕を蹴
 る歟彼れ何の怨みありて我が面に唾せし歟其原因を考がへ求めいよ〜彼れが無理ならばイザ御相
 手仕らんとて篤と曲直を考察しサア來ひと腕捲りをする時分には相手はトツクの昔に何處へか逃て
 仕舞ふ事なりかくては枕を蹴られ損、唾を仕掛られ損にて人間の一分が立ぬ事なり一分立たずでは
 日本男子たるの甲斐なきが故にかゝる場合には夷氣平心の考がへは無益なり彼れ枕を蹴ば何の思案
 に及ばず我れ天窓を張倒すべし彼れ面に唾せば我涕を仕掛べし決して遠慮に及ぶ可らず人と人の
 釣合は此の如き者なり況んや國と國との釣合に於てをや苟しくも獨立國にして他國の爲に汚辱せら

れ體面を傷つけられたる以上は決して躊躇顧慮すべからず國力のあらん限りは智力を盡して我國權
 を擴張すべき耳昨今頻りに朝鮮の警報あり彼れ非常の暴動を爲し我公使館を砲撃し我が公使を追ひ
 我が警吏を殺傷せり恰かも彼の枕を蹴面に唾すると一般我々人民の面目に關し決して猶豫すべから
 ず宜しく直ちに陸海軍を起し全權公使を派遣し其無禮を詰問し其亂暴を糾弾し彼伏罪せば嚴に是が
 處置を成して後來を警戒す可し若し猶伏せずんば一撃以て彼の京城を攻略し亂民を誅し頑陋を懲し
 馬を鴨綠に飲せん耳此場合に臨んでや清人若しグズ〜言ふも顧慮すべからず品に依らば北京を迄
 攻落す覺悟を以て日本國民が日本國に報するの熱血莫る可らざるなり是れ尤も賭易きの條理なるに
 も拘はらず彼の漸進低聲黨の新聞紙(静岡新聞)は相替らず含糊の説を稱へ「朝鮮甚だ不埒千萬なれ
 ども然れども一步を退ぞき夷氣平心に考察すれば彼の政府の知る所に非ず」と歟「頑愚の野蠻と戦か
 ふ可からず」と歟何だとか蚊だとか種々に固辭附け戰端を開くを不可とする者の如し畢竟彼等は自
 己の都合へ理窟を引張り込み國權等の事は一向に構ひ附けず且少しく内に懼るゝ所あれども現に言
 ふ能はず矢鱈に持重説を唱へて憶病神の上塗を爲さんとす不憫の至りと謂ふべし此の如く夷氣平心
 で考察して居る内には米英の強國必らず朝鮮を膺懲して彼れをして迷夢を提醒せしむるに至らん其
 時に至つても矢ツ張り夷氣平心に考がへて居らるゝにや誠に以て困り切たるヒポコンデリーなる哉
 嗚于我黨の改進黨君よ刮目して我政府が問罪の師を興すを見よ

開戦論者が平和論者に變ぜし事

二四四

明治十五年八月十三日發行 明治日報 第三百三十七號

西ト云ヘバ東ト云ヒ右ト云ヘバ左ト云ヒ廟堂ノ主意云々ト見レバ必ず其レニ反對ノ説ヲ拵ヘテ以テ犯上抗官ヲ常トスルノ時流論者モ今度ノ朝鮮一件ハ不意ニ出デ電報ガ來タリトテ直グニ廟堂ノ議意ガ分ルニモアラズ左リトテ是レホドノ大事ヲ即日ニモ論ゼザル可カラズ我ガ輩尊朝論者ハ直ニ平和説ヲ發シタリシニ時流黨ハ未廟堂ノ意ハ分ラネバ取リ敢ヘズ我輩ヘ反對ニ我モト開戦説ヲ主張シタリシ因テハ我輩モ論敵ナレバ筆紙ヲ以テ一二日迫リ合ヒノ央ニ廟堂ニテハ至急ニ軍艦ヲ繰リ出サル、ヤラ將校ヲ派遣セラル、ヤラ梅干ノ用意ヤラ草鞋ノ手當テヤラ何ンダカ軍シタクノ模様ニ見ユルヨリ時流黨ノ狼狽大方ナラズ大變々々廟堂ハ開戦ノ模様ナルゾ此クトモ知ラズ浮カ々ト開戦論ヲ主張シタルハ記者一生ノ不覺ナリシ是レニテハ兼テ犯上抗官ヲ務メトスル我々ガ千拗萬悞モ水ノ泡早々平和論ニ綴リ替ヘヨト梅ガ騒ゲバ柳モ犇キ三田ノ屋形ハ猶更ノ周章宛ラ木曾義仲ガ俱利迦羅峠ニテ逃ゲ惑フ平家ノ大軍ニ本道ハ此コナルゾト喚ハセタルニ我レ一ニト聲ヲシルベニ押し行キタレバナニカハ溜ラン名ニシ負フ俱利迦羅谷ヘ親モ子モ主モ從モ人モ馬モ眞ツ逆サマニ轉ゲ込ミ彌ガ上ニ落チ重ナリ流石ニ深キ大谷ヲ見ル間ニ死骸デ埋メタル時ト一般サア引サ返ヌカ先キハ道ニハ

アラヌゾ大谷ナルゾ返セ々々ト大將分ノ者トモ等ガ采配振り立テ下知セシ如ク時論各局ニテハ平和道談判路ノ方ヘト引返サントス我輩ハ固ヨリ蕩々タル王道ヲ保守スルノ任ナレバ此ノ如キ窮寇ヲ逐フナドノ卑劣策ヲ用ヒズ唯氣ノ毒然トシテ時流者ノ目算違ヒヲ憫觀スルニ止ルノミナリ畢竟公平無私ノ心ヨリ觀察スレハ世ノ中ニ出來タルコトノ處分ニ苦ム筈ハナキコトナリ朝鮮ガ無禮ヲシタラバ談判ヲ掛クベシ彼レ畏マレバヨシ畏マラズバゾドーンヲキメルマデナリ是レ丈ニテ別ニ考ヘモ仔細モ無キ事ナリ掛合ヒ振りノ支度ヤ掛ケ合ヒ先ノ穿鑿等ハ第二ノ考ヘナリ論ハ深入リスレバ初メヨリ梅干ノ粒數マデモ多少ヲ論ゼネバナラヌ様ニ成ルモノナリ然ルニ時流輩ガ例ノ拗悞ニテ我ガ輩ガ談判ヲ掛ケヨト秩序ヲ履ンデ説キ出シタル故同説デハ面白カラズト彼レガ畏マルカ畏マラヌカト云フ二階級ヲ一足飛ビニ跳ネ越シテ急進ニモゾドーンノ説ヲ直チニ説キ出シタルモノナリ其レニテ我輩ヘノ面當テハ出來タリト雖モ又廟堂ノ雲行ヲ見テ照リ降りノ惑ヒヲ生ジ據ナク我輩ノ筆眞似ヲセネバナラヌ勢ヒニ迫リ猫ノ紙袋ニテ事理々々逡巡シタルハ是非モナキ次第ナリ然レドモ軍艦ハ掛合振リニ就テノ入用カ又ハ直グニゾドーンノ入用カ廟議ハ今モ料リ難シ然レバ時流ニハ又々二度ノ狼狽トモハアラザルベキヤト聊カ傍憂ヲ生ズルナリ其レ然リ故ニ事ヲ論ゼント欲セバ先ヅ公平ノ心モテ立論セザレバ到ル處撞著蹶躓シテ彼ノ井戸ノ鮒ガ大川ノ棒杭ニ呀々我ガ言將ニ罵詈ニ類セントス我レ既ニ時流ノ筆眞似ヲ咎ム豈時流ノ口眞似ヲ爲スベケンヤ呵々拋筆

韓國不可征論

小宮里女

一四六

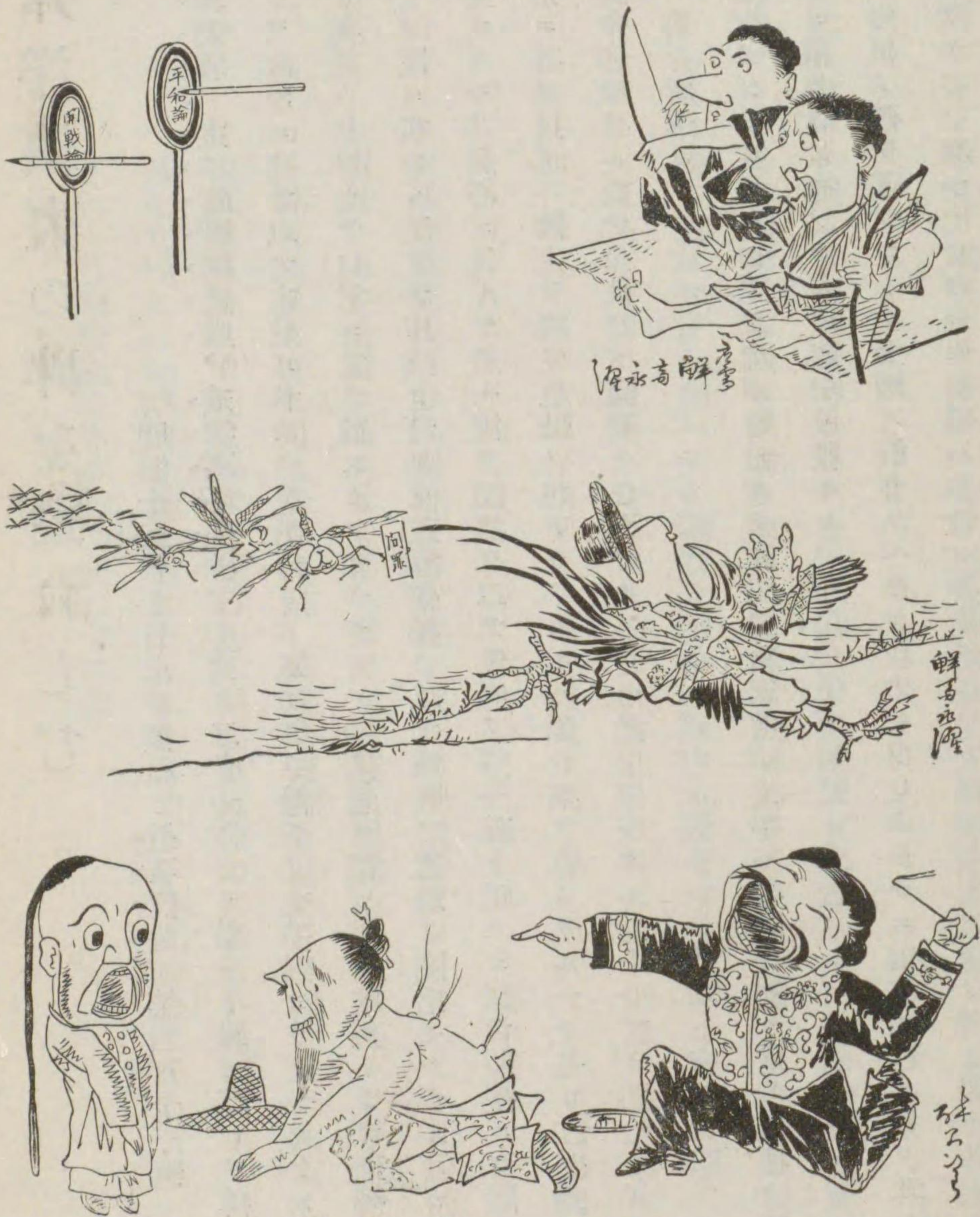
明治十五年十月十五日發行 小學教文雜誌 第百五號

韓國暴徒數百襲我公使館、放炮投礮攻擊甚急、我兵廿餘人、防禦不支、公使等乃航海而得免、我兵死者二傷者廿餘、論者曰、韓國之罪不可不問、宜征討矣、妾意、韓國不可征者有四焉、請試論之、韓國輓近有二黨派、一主開進、一守舊慣、而匪暴之事、實係守舊黨之所爲而開進黨則不關焉、然則暴徒之罪可惡、而韓國則不可征、是其一也、況彼守舊黨者、無智頑陋、猶嬰兒鞭撻之、不若與飴蔗以懷之、寧瀆堂々王師、不若寬假其罪、是其二也、況韓與我相隔一葦海水耳、有輔車唇齒之賴、而魯國采頤英國亦覬之、我而一動兵乎、彼不歸魯則屬英、西國蠶食東洋之端、或開于此未可知也、且我國今方財政困難之時、徒喪兵耗財、招國家之衰運、非計之得者也、是其三也、四也、古人曰、兵凶器戰危事也、論者請三思焉、

評曰、此稿之投、實在客月上旬、當時朝野紛々論征韓、殆無講和議者矣、然妙齡女兒小宮君、早有此卓識、眞可謂令我輩有髭之人愧死、敬服々々、
果して妙齡の娘子が起草した論文であるか否かと怪まざるを得ないが、いづれにしても小學生の雜誌に、斯かる論文が出たのを異とする

讀新新聞に出る漫畫

明治十五年八月十五日



一四七

斥洋攘夷の碑を毀たしむ

明治十五年十月三日發行 近事評論 第四百十三號

洋夷侵犯、非和則戰、主和者賣國之賊、戒我萬年子孫、ト僅々二十一言ノミ然リト雖モ諸レヲ碑ニ刻ミ普ネク諸レヲ國中ニ建テ以テ庶民ニ示ス庶民愚ナリト雖モ斯ノ簡短ノ文字固ヨリ記シ易ケレバ口常ニ之ヲ誦シ其記シ易フシテ口常ニ之ヲ誦スルノミナラズ一度閭巷ヲ出ヅルヤ屹然トシテ斯碑ノ路左ニ立チ斯文ノ眼ニ觸ル、アリテ斥攘ノ精神ヲ鼓舞作興シ以テ頑固ノ思想ヲ陶冶セシナル可シ建碑以來茲ニ十年ナルモ其民心ニ入ルヤ最モ深ク鎖攘ヲ以テ愛國ノ第一義ト爲スニ似テ間接ニ交際上ノ親誼ヲ防ゲ毎ニ其國民ノ外國人ヲ視テ仇讎ノ想アラシムルハ蓋シ疑ヲ容レザルナリ是レ江華灣ノ砲擊安邊ノ暴動今回京城ニ於テ公使館ヲ襲撃セシガ如キハ皆ナ此ノ僅々タル二十一言ニ胚胎セズンバアラザル可シ若シ斯碑ニシテ尙ホ存セシメンカ韓廷ガ如何ニ國中ニ嚴令シテ外國ト交誼ヲ厚フシ善鄰ノ好ヲ盡サシメント欲スルモ門ヲ出ヅレバ忽チ洋夷侵犯云々ノ文字ハ其眼ヲ遮リ屢々斥攘ノ精神ハ國民ノ胸中ニ蘇息スルモノアルヤ必セリ往キニハ花房公使ガ韓廷ニ忠告スルニ外國ト倍々交誼ヲ觀察ニシ洋夷侵犯ノ碑ヲ毀ツコトヲ全國ニ嚴令スベキヲ以テセラレタリシニ由リ韓廷モ亦タ其忠告ヲ納ル、ノ色アリトノ事ナリシガ今ヤ韓廷ハ非常ノ英斷ヲ以テ「洋夷侵犯云々ノ碑ヲ毀テ外國人

ト親密ヲ厚クスベシトノ布告ヲ煥發シタリ」ト是レ已ニ花房公使ガ歸京前ニ馬關ヨリ發セラレタル電報ナリキ

夫レ韓國國民ノ是迄其精神ヲ鍾ムル所ノ斯碑ニシテ業ニ已ニ之ヲ毀タバ其陶冶シ來ル所ノ頑固ノ思想ハ漸次ニ衰へ輿論ヲシテ自ラ開國ノ方鍼ニ傾向セシムルノ端ヲ開クモノニシテ民心ヲシテ漸ク斥攘ノ主義ヲ相忘レシムルノ緒ニ就クモノト謂ハザル可ラズ云々

時論一斑了

諸新聞雜誌所載の論說漫言等を抜記すれば、數千頁の紙面でも尙足りないであらう、又一速に戰端を開き精兵を發して八道を蹂躪し國威を光輝し鷲頭豚尾奴をして大に寒膽せしめ而して進取雄飛の基を立つるは此時機を棄て他に求むへからず」などいへる開戰論も亦多かつたのである

北支那日々新聞の日清戦争豫言論

一五〇

明治十五年八月二十六日發行 郵便報知新聞 第二千八百六十四號

朝鮮にて日本公使に無禮を加へし事件に付ては我輩未だ詳報を得ずと雖ども去る十二日の紙上に登録せる國王に叛ける者ありて之を廢し又其黨與を屠殺せりとの一報をして眞ならしめば活潑なるマ氏(馬建忠の謂ひ乎)の大に盡力せる支那の外交政策は之が爲めに全く破壊せり前王は支那の屬國たるを認承し又外國と條約を締結し以て朝鮮舊來の國是を變更せしが故に其位を失へり新王は必ず舊體を復し外人を拒絶し一たび李鴻章の計策を以て世間に公告せしめたる屬領一件も從前の如く曖昧模糊の間に附す可しと想はる果して然らば外國人は朝鮮と通商貿易の利益を受る迄に今後尙ほ一兩年を待たざる可らずと雖ども是れ外人の損失と爲らざるのみならず此際に日本若し充分に之を譴責して一たび結へる條約は破壊することを得ず外人を襲撃せば必ず嚴重なる責罰に遇ふ可きを教へなば外商は充分の便利と安寧とを以て朝鮮に入ることを得ん此時に方ては外人も横濱或は神戸に住居すると同様の安全を以て朝鮮の諸港に居住するを得可し唯た今日の事は李鴻章の朝鮮國に支那の權力を確立せしめんと欲する政策に取りては不幸ならん支那の屬領たることを公告せる國王にして廢せらるゝからは新王の之を公告せんと思ひも寄らず日本或は露西亞之を知らざればこそ屬領の公

告を爲すことを得たれ朝鮮王は隨意若しくは壓迫せられて支那の屬國たるを公告せんとするの報知豫め東京に達せしならば日本の内閣は必ず之を妨げたるならん今や朝鮮に新王あり日本に向て賠償す可き任に當る我輩は前王より米洲聯邦の大統領に與へたる書面中支那の屬國なることを許せる個條を抹殺せしむるが如きも亦必ず日本政府の新王に向て要求する所の一條たる可きを信するなり兎に角今日の所にては支那の外交政策は全く其目的を誤り李鴻章の計策も臺灣事件と同様なる結局を來す可し我輩は北京政府の熟考して穩當なる處置を爲しマ氏の氣力ある政策は李鴻章の同意を得て之を廢棄せんことを希望す支那其他の邦國は日本の要求をして餘り超過せしめざる様注意せざる可らずと雖ども亦自ら今回の葛藤を收結するの自由を以てせざる可らず支那若し日韓の事に干渉せば自ら其の害を被むる可く然らずんば朝鮮をして非常の患害を被らしむるの結果を生ぜん記者又日本の頻りに兵備を修め國中慷慨の徒切齒扼腕するを評して曰く是れ國家の元氣熾盛なる徵證なれば固より不可なしと雖ども今や支那既に日韓の事に關與せんとす支那にして今日の政策を推到せば必ず日清の間に戦を起さる得ざるに至るべし

北支那日々新聞(ノース・チャイナ・デイリー・ニュース?)は英國人の經營であつたが、日清戦争、日露戦争の一原因が、いづれも朝鮮に關しての事であつたとすれば、北支那日々新聞の豫言が的中したのである、然れども此豫言は明敏の觀察家を待つ迄もない論であつたと思ふ

新聞社説の續稿差止

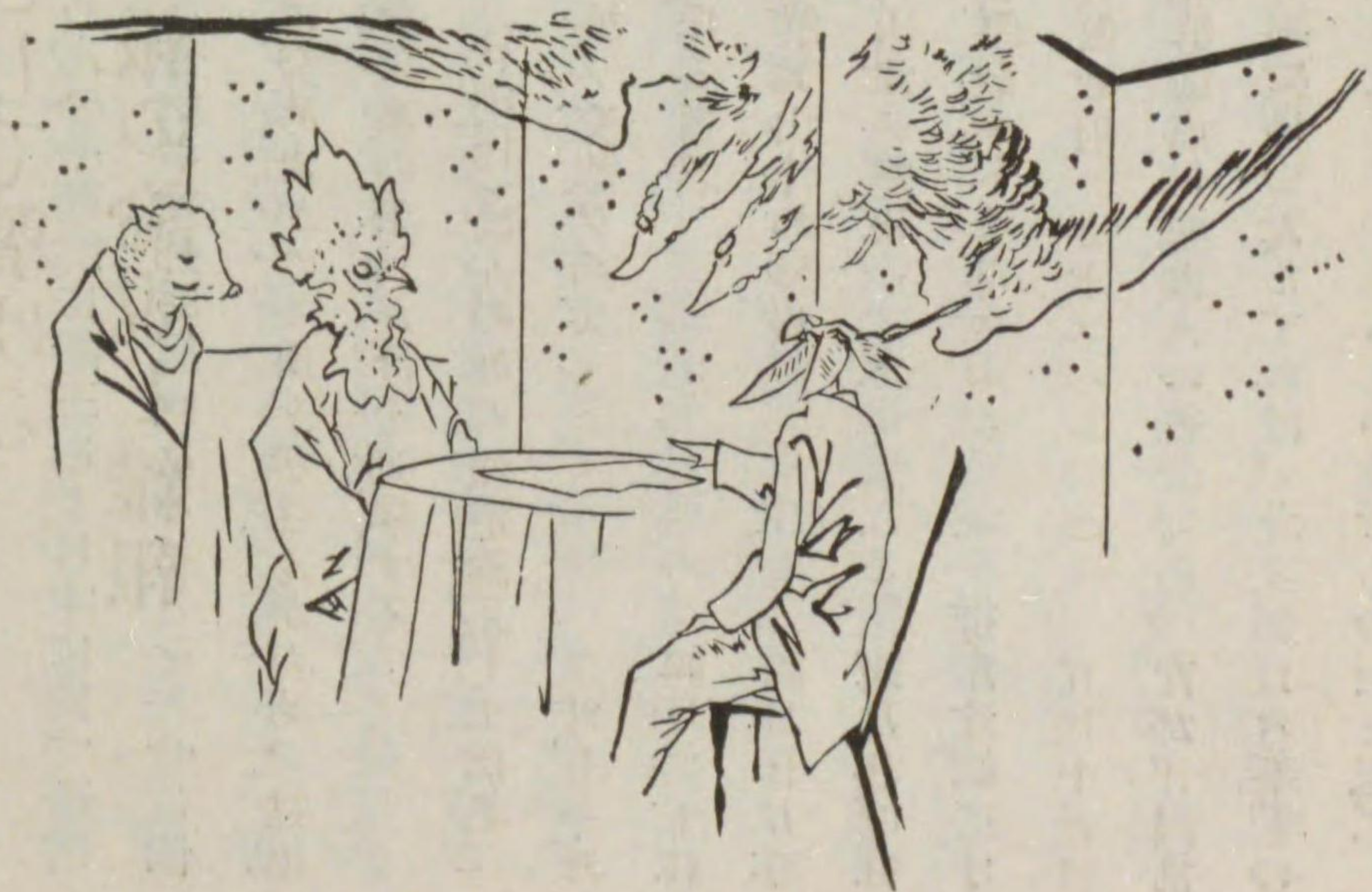
明治十五年九月六日の東京横濱毎日新聞は、其社説に「日韓和約の電報を読む(第一)」と題して、堂々の批判を加へ、我政府の要求を不充分なりとするが如き論緒を示し、次號以下に詳論せんとすの豫告を出したが、翌日の社説欄内は活字の尻(口)を填充し「印刷に附せんとする際、之を公にする事を得ざるの不幸に遭つて塗抹す」との斷り書きを出した、其筋より内々に掲出中止を命ぜられたのである

蜻蛉と鷄、豚や鷺

明治十五年九月十五日發行

大阪 能弄戲珍誌 第四十六號

日本が朝鮮に談判するのを支那と露西亞が注視して居るといふボンチ



事變記事の多かりし代表として擧げる

時事新報の論説と雜報

事變突發當時、全國の諸新聞紙が、如何に其報道論議に努めたかの一斑を示さんがため、茲に時事新報の八月一日以下滿一ヶ月間の紙上に掲出された記事の項目だけを列擧する

其八月前、元山津事件の前後にも時事新報(同年三月一日創刊)は左の如く報道論議して居る		
朝鮮國ノ變亂	三月 九日	朝鮮ノ實際ヲ論ズ
花房公使赴任	四月二十日	花房義質君
元山津ノ變報	四月廿四日	朝鮮元山津の變報
花房辦理公使	四月廿七日	元山津ノ變報
朝鮮國元山津ノ近況	五月 八日	朝鮮政府へ要求スベシ 一
朝鮮通信	五月十三日	朝鮮政府へ要求スベシ 二
花房公使ノ祖母君	五月十六日	朝鮮政府へ要求スベシ 三
朝鮮政府へ要求スベシ	五月廿六日	英艦朝鮮ニ入ル
朝鮮通信	六月廿一日	

○八月一日(第百二十七號)の紙上

朝鮮ノ變事
 朝鮮處分内議
 内閣會議結果
 朝鮮變事電報
 朝鮮の暴徒
 内閣會議
 出役の競争
 横濱銀貨相場

○八月二日(第百二十八號)の紙上

朝鮮政略 一
 井上毅君
 赤羽四郎氏
 内閣の評議
 岩倉右府
 馬關出張
 井上外務卿
 三軍艦
 花房公使
 韓廷の諸臣
 喉笛に喰付け

○八月三日(第百二十九號)の紙上

朝鮮政略 二
 玄海丸乗組
 二參議外務卿を訪はる
 河村海軍卿
 参謀本部及び陸軍省
 朝鮮地圖
 鄭東官氏
 内達
 参謀本部會議
 常平局
 陸軍の戰備
 韓人の心痛
 中央電信局
 朝鮮事件諸賄方
 朝鮮兵士
 井上外務卿馬關出張
 派遣指令官
 元山津の急報
 管船局
 士官生徒建築
 元山津の急報
 管船局
 士官生徒建築
 士官生徒建築

○八月四日(第百三十號)の紙上

朝鮮政略 三
 副島種臣君
 外務省別途費
 日本男子の運命
 小野軍醫
 米國軍艦
 東伏見宮
 外務卿代理
 榎本海軍中將
 在下關花房公使よりの報
 朝鮮三港京城への道程
 深江順惕君
 比叡扶桑兩軍艦
 朝鮮暴動前の報
 朝鮮暴徒の性質
 迅鯨艦
 千歳丸
 義勇兵

○八月五日(第百三十一號)の紙上

朝鮮政略備考 一
 軍備
 三菱會社汽船
 憲兵朝鮮出張
 保護艦派遣通達
 御陪食
 軍用電線架設
 軍用金獻納
 宿直員増加
 龍驤艦
 井上外務卿神戸着港
 將校會議
 和歌ノ浦丸
 支那公使
 關稅局内達
 釜山長崎間電線
 日本刀
 朝鮮地圖
 元老院

○八月七日(第百三十二號)の紙上

朝鮮事變續報(論說)
 神戶發電報
 川村松方の兩參議
 大山陸軍卿

朝鮮事變續報(雜報)

閔氏の殺さるゝ理由

朝鮮外務省職員録

海軍省

一五六

海軍省達

電報

外務省繁忙

達

熊本鎮臺より電報

清輝艦

明治丸

非常警備

電信生徒

清國欽差大臣

清國尻押

豚が怖くて行かれませぬ

水先船

○八月八日(第三百三十三號)の紙上

朝鮮事變續報餘論

一 井上外務卿神戸を發す 花房公使よりの電報

磐城艦再び釜山に行く

副島種臣君

井上外務卿歸京の風説 支那公使

在東京朝鮮人建言

砲兵本廠

朝鮮近況紀聞書

村田銃

榎本武揚君

水島義氏

至急公狀差遣

○八月九日(第三百三十四號)の紙上

朝鮮事變續報餘論

二 朝鮮國へ宮使ノ派遣ヲ祈ル 馬關よりの電報

有栖川宮及伊藤參議

陸軍卿内達

至急出兵

中山寛六郎君

朝鮮人の建白

朝鮮近海の測量

清輝艦

長崎米廩

注意可致

電報誤讀

舊神風連今村某

新聞社員詰所

油斷大敵

○八月十日(第三百三十五號)の紙上

朝鮮事變續報餘論

三 在馬關外務卿よりの電報 馬關よりの電報

參謀本部集會

日本男兒

朝鮮事變日誌

故堀本中尉履歷

名古屋丸

石橋外務大書記官

木札調製

兵食買込

書類回送

扶桑比叡兩艦

侍從

汽車往復人の増加

○八月十一日(第三百三十六號)の紙上

朝鮮政略備考

馬關通信員よりの電報 花房公使發艦の報

内閣集會

三條公邸の會合

外務省

海軍省

砲兵本廠

岩倉右府

清國電報

暗號電信

各鎮臺豫備軍被服

大阪鎮臺

彈藥廻送

人夫雇上げ

警視廳内諭

銀貨の入用

拂米見合

糧食運送

干魚騰貴

壯士扼腕

清國軍艦

釜山の形狀

朝鮮京城王宮の形狀 一

○八月十二日(第三百三十七號)の紙上

朝鮮政略備考

三 元山の小變事

馬關電報

在馬關通信員電報

朝鮮京城王宮の形狀

二 魚允中

博愛社

千原秀三郎氏

運輸局設置
軍用品

迅鯨艦
白樂寬 一

華族の集會
ブラツク氏

陸軍士官學校
又候尻押の説

一五八

朝鮮政略備考 四

懸偵論ヲ恐ル

馬關通信員電報

支那公使

扶桑艦

遺清全權公使

井上外務卿

内閣會議

新別局

諸外國公使へ通知

海軍省

馬關運輸局

軍用被服食料

兵備

軍吏出張

陸軍運送物

白米買上

三菱會社御用船

銃火工職

行軍井に出張

後備軍

英測量船

馬關通信員よりの郵信

天城艦延着の次第

朝鮮京城王宮の形状

三 白樂寬上疏 二

○八月十五日(第三百三十九號)の紙上

大院君ノ政略 一

井上外務卿

榎本武揚君

在韓支那官吏

魚允中

陸軍省

各軍艦へ達

砲兵本廠

大日本

朝鮮近海深淺表

地圖細調

狼烟廻送

大小銃廻送

豫備軍召集

米薪廻送

諸器具運送

新政策

白樂寬上疏 三

飼犬も又時としては

○八月十六日(第四百十號)の紙上

大院君ノ政略 二

通信員電報

龍驤及迅鯨

榎本武揚君

上海總領事交際費

朝鮮海底電線

朝鮮事變

醬油買上

陸軍省

御用船

砲丸の廻送

輜重車五百輛

村田銃

軍刀

汽車運送荷物

ボロ草鞋

雇入給料

白木綿買上

召集兵

石川縣士の憤發

會藩壯士

輜重兵輸卒取調

密賣取締

軍用器取調

朴擲氏

彈藥移送

○八月十七日(第四百一十一號)の紙上

人和論

井上外務卿

朝鮮新政府よりの照會

外務省

馬關通信員電報

黑瀬少佐

東萊府伯と我領事との問答

海軍省

東海鎮守府豫備金

新造軍艦

糧米

長崎馬關の電報

砲兵本廠

電信工夫及び器械

大砲五十門

小蒸汽船

軍用品輸送

外科器械購求

天幕廻送

戰時同様の心得

一五九

清國軍艦

豫備兵到着

人夫請負

海軍省觀象臺

人夫雇上

報知及明治

嗚呼是非もなき次第なる哉

○八月十八日(第四百四十二號)の紙上

出兵の要

井上外務卿

飛信郵便物取扱

新聞社の厄

朝鮮人の進退

福家砲兵中尉

砲兵本廠

鎮臺士官

精米廻送

生牛及草鞋の買入

軍器輸送

御用船

軍艦用水桶

名古屋丸

軍費獻納

韓錢の騰貴

汽船取調

松薪の價騰貴す

出兵の用意

朝鮮國海岸防禦

遠く遁逃す

戦死者祭典

韓兵の武器

釜山の概況

○八月十九日(第四百四十三號)の紙上

朝鮮ノ事ニ關シテ新聞紙ヲ論ズ

清國軍艦

井上外務卿復命

相國邸會議

吉田外務大輔

朝鮮政府の書契

神戸通信員電報

朝鮮の通貨

旅團本營

神戸運輸局

仁川の薪水

釜山通信

元山津居留地の變狀

一 地圖配布

彈藥調

地理人情の講述

新拜命

英米領事

人夫の豫算

熊本丸

久水三郎氏の話 一

工兵出張

御用船

實用を爲さず

大阪米相場

探偵吏

豪商獻金

從軍願

壯士進で韓に入らんとす

電報

音曲停止

馬關送荷

達し

人夫

刀劍買入

○八月二十一日(第四百四十四號)の紙上

日支韓三國の關係 一

馬關通信員電報

朝鮮事變訛傳

内閣會議

外務省會議

名古屋廣島兩鎮臺

馬關陸軍事務所

參謀本部出張

迅鯨艦

武官出張軍器輸送

輕便擔荷

砲兵本廠

横須賀造船所

元山津居留地の變狀

二 航路里程

久水三郎氏の話 二

大倉組

東京博愛社

○八月二十二日(第四百四十五號)の紙上

花房公使入京の電報

花房公使京城に入る

馬關電報

竹添領事

外務省

陸軍省用達

運送船

論告

脚夫

韓人實を告ぐ

密に兵を依頼す

召集費

高千穂丸

假營所

軍馬

清國軍艦

○八月二十三日(第四百四十六號)の紙上

日支韓三國の關係 二 馬關通信員電報 馬關竹添領事電報

井上毅君馬關出張

暗號電報差止 三菱會社御用船

彈藥取調

陸軍假軍輸局

砲隊の出張

清國洋銀を買占む

韓人三名渡來

韓錢買入

朝鮮が攻上る

百二都城の壯士

壯士髮衝冠

大院君と李鴻章

村田銃

陸軍士官生徒

雇外國船

○八月二十四日(第四百四十七號)の紙上

日支韓三國の關係 三

明治丸着發

詰切

暗號電信

馬關へ廻送

砲臺守兵の増員

大阪鎮臺豫備軍召集

臨事助手

宮城鎮臺

在馬關韓人

負傷者死亡

汽船

九州丸

隱密探偵

刀鍛冶

記者拘引

旨ひ物喰つて油斷するな

○八月二十五日(第四百四十八號)の紙上

日支韓三國の關係 四

花房公使の一行

花房公使旅館

馬關通信員電報

外務省

海軍省

黒瀬少佐

福田旅團本營

大阪鎮臺

夏服調達

蒲團臺新調

出張用意

小倉分營

貨幣の廻送

馬關通信員郵報

在崎陽韓人

清人長清雲

人夫募集

韓錢騰貴

豊國神社

獻金出願

蹇に踏まるゝ勿れ

○八月二十六日(第四百四十九號)の紙上

兵ヲ用フルハ強大ニシテ速ナルヲ貴フ

竹添進一郎君着京

馬關通信員電報

尹雄烈不死閔泳翹還京

暴風早く報すべし

仁川出張復命書

清輝艦

兵糧及輜重

元老院會議

馬關通信員郵報

仙臺壯士の盟約

分捕勝手次第

二壯士略傳

刀劍の騰貴

通信不相成

稟請書

敵を見て矢を作ぐべし

○八月二十八日(第四百五十號)の紙上

竹添大書記官歸京

新造軍艦

馬關通信員電報

馬關通信員郵信

兵庫常平局へ電報

在仁川の船艦

井上毅君

水島義氏

馬建常氏

船數及人數

食料運送

從軍願

外國船借入

朝鮮事變の影響

芝罘より出たる軍艦はチャーリーなり

○八月二十九日(第百五十一號)の紙上

支那國論ニ質問ス 一 馬關通信員電報

孟春艦

醬油干物運送

日韓通信法試験

暗號電信

馬關通信員郵信

招商局汽船

兵士召集

ならぬ堪忍

博愛社

仁川出張中復命書

○八月三十日(第百五十二號)の紙上

支那國論ニ質問ス 二 榎本特命全權公使

尹雄烈

清韓の電信

玄武丸

遣韓運送物

韓地出兵願

學友義勇兵の報

仁川出張中復命書

明治丸仁川再航

御用達の失敗

○八月三十一日(第百五十三號)の紙上

支那國論ニ質問ス 三 馬關通信員電報

電報差止

禹鼎の安否

輜重の廻送

馬關通信員郵報

熊本鎮臺

韓人使役を望む

釜山通信

軍資獻納

附

圖書を最も多く載せたのは東京繪入新聞であつた、八月十二日以降の紙上に左の圖書がある

王宮并公使館之圖

仁川府使館の圖

朝鮮國王李熙君肖像

朝鮮國京城公使館之圖

朝鮮國元山津之圖

元山埠頭近傍圖

濟物浦の日支米各國軍艦

朝鮮京城市街總圖

朝鮮官民風俗

又漫畫(ボンチ繪)を最も多く載せたのは讀賣新聞であつた、八月十五日より十月二十四日までの間、鮮齋永濯と田島任天の狂畫を二十一個載せてある、ボンチ繪の名家たる團々珍聞よりも多い、その中の四五を本書に採録した、下の狂畫も亦その一つである

虎肉と豚肉で日本酒

武内宿禰、加藤清正、花房公使の三人が肉鍋屋に集つての會食、其口上がおもしろい

「此虎肉には何だか豕の肉が交りやシナイか」

「武内加藤の兩君まア聞き給へ、昔先生達が大奮發で兎ではない筈を脱がしたので、虎の肉だの飴だの鼈甲だの種々の品を貢ぐ事になつて安心、と思つて居たところ、近頃は……」

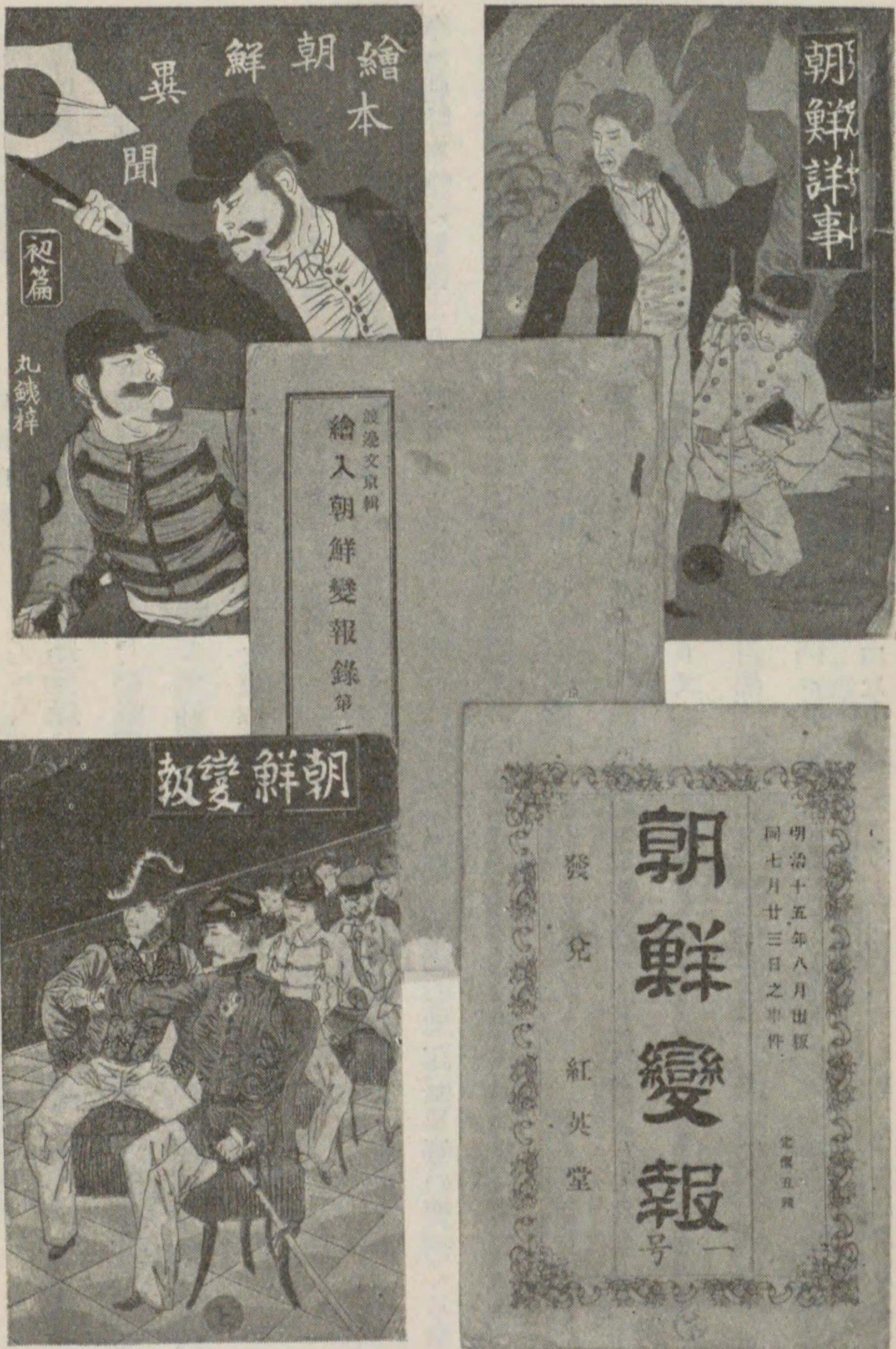


記
虎肉と豚肉で日本酒
武内宿禰
加藤清正
花房公使

新聞の記事論説を抜載せし單行本

明治十五年自八月至十月間東京及大阪出版

繪本朝鮮異聞	岡本湖月	朝鮮暴徒實記	岡田良策
朝鮮報錄	松村重樹	朝鮮亂民襲擊始末	山本 憲
繪入朝鮮傳信錄	吉岡平助	朝鮮詳事	藤西直藏
朝鮮異報詳聞	水越条吉	朝鮮變報	林 吉藏
繪入朝鮮變報錄	渡邊義方	朝鮮暴徒細見之圖	加藤富三郎
朝鮮異報詳聞	四通社	朝鮮略報新聞	四通社
電報朝鮮事件	水谷新八	朝鮮暴動錄	著譯堂
繪入朝鮮奇聞	湊屋書店	繪入朝鮮暴動全記	高梨彌三郎
朝鮮近情	兎屋誠	朝鮮事變詳報	駭々堂
朝鮮電報錄	木村文三郎	朝鮮電信外報	綿喜書店
朝鮮暴動日々景況	綿喜書店	大日本朝鮮支那三國之内幕	同
朝鮮事件新聞字引	木村文三郎	朝鮮處分纂論	福城駒多朗



以上の外に、朝鮮週報、朝鮮細報、朝鮮暴發錄、朝鮮變報錄、朝鮮亂暴記、朝鮮變知奇錄、等刊否不詳の豫告もあり、又、朝鮮八道圖、朝鮮國全圖、朝鮮輿地全圖、朝鮮全圖などいふ地圖は數十種の出版があつた、尙事變前刊行の朝鮮地誌の類、朝鮮聞見錄、事變關係者の石幡貞著述の朝鮮歸好餘錄なども需要激増で再版を重ねたのもあつた

○古本までが多く賣れたと云ふ事

明治十五年八月九日發行 大阪 日本立憲政黨新聞 第二百二十三號

今度朝鮮事變の影響より大阪府下各書林にて朝鮮八道の地圖又は該國の地誌歴史等の賣捌くる事夥しく是までは空しく古紙と共に高閣に束ねて蠹魚の喰ふに任せたる古本までをも取出して賣る程の状況なれば其代價の騰貴せし事亦た驚くべく從來僅に八十錢位の定價なりし一葉の地圖にて俄に二圓以上にまで騰貴したり然れど夫等に論なく買手は尙ほ續々と詰懸るより各書林とも品切のもの多く東京其他へ至急廻送方を申送り居るといへり又大阪府下の商人中今度の變報を聞くや否や草鞋足袋脚半の類又は椀干乾飯の如きものを買占め自然開戦の事とならば是にて一儲けせんと待構へ居るもの多く又た中には此開戦非戦の事に付ても銘々其見込む處に依て五圓十圓等の掛金をなし窃に今後の結局を以て輸贏を賭するもの尠からざる由なり

當時の事變を描ける錦繪の數々

明治十五年自八月至十月間東京出版 各三枚續

朝鮮事件	永島虎重	朝鮮變報	安達吟光
朝鮮大戦争之圖	小林清親	朝鮮激徒防戦ノ圖	橋本周延
朝鮮暴動記	歌川豊宣	朝鮮暴徒記	山村國利
朝鮮變報	橋本周延	朝鮮事件	歌川國松
鷄林始末	豊原國周	朝鮮變報激徒暴發之圖	橋本周延
花房公使朝鮮國應接之圖	兒玉斐章	再報朝鮮傳聞記	歌川國松
朝鮮事變	安達吟光	朝鮮事變	橋本周延
朝鮮變報錄	橋本周延	朝鮮事件之内王城後宮之圖	歌川國松
朝鮮變報激徒暴戦之圖	歌川國松	朝鮮平和談判圖	橋本周延
朝鮮事件記	橋本周延	朝鮮傳聞記	安達吟光
朝鮮變亂	安達吟光	朝鮮事件	橋本周延
朝鮮國王城ノ圖	橋本周延	朝鮮暴徒防禦圖	安達吟光

朝鮮事實

歌川國松

朝鮮人暴徒ノ圖

橋本周延

朝鮮事變治大吉報之圖

尾崎年種

朝鮮平定奏聞圖

蜂須賀國明

日韓紛議結局談判之圖

歌川國松

朝鮮電報錄

小林清親

朝鮮向問罪之圖

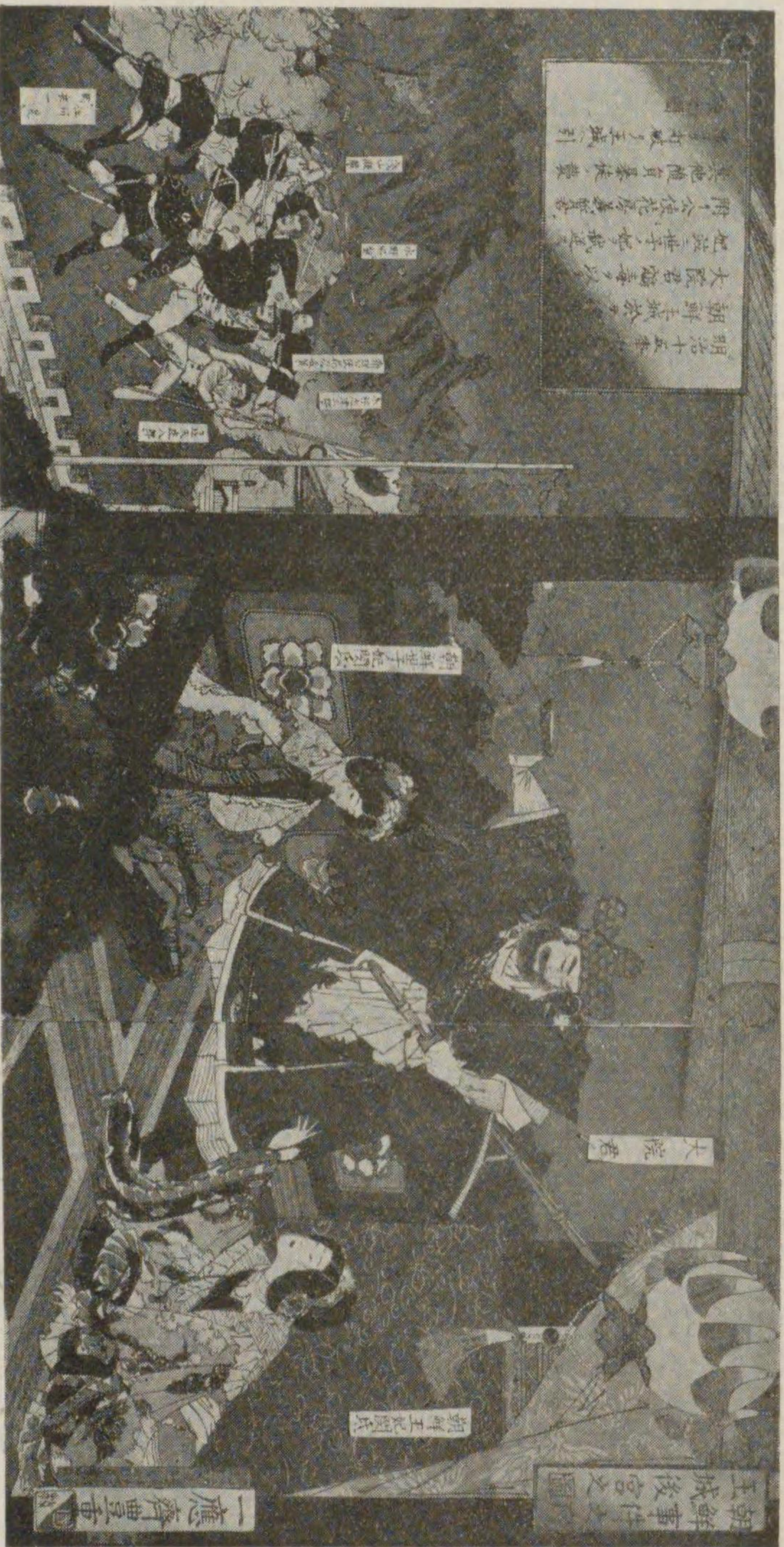
山村國利

○最も賣れ行きよかりし錦繪の事

明治十五年九月六日發行 郵便報知新聞 第二千八百七十三號

朝鮮事變の報が府下に達し各新聞に於て何れも詳細に其顛末を報道するや否や射利に拔目なき人々が朝鮮何々記など稱し其事を記せし小冊子を七八種發兌し又同國全地圖をも數種發行せしが何れも事平和に調ひし上は更に見向く者もなければ只其機に投じ陸續發行せし朝鮮變亂の狀を描きし錦繪は府下の人々が購得するのみならず田舎より逐かけ々注文が來るので何れの板元も刷立てが間に合はぬ程なりといふが其内歌川國松が畫きし朝鮮王城後宮に於て大院君が兩妃に鴆毒を進むる樓閣の下遙か向ふに花房公使の一行が亂民を切開かるゝ所のものが第一等にて其他公使館門前防戦の場仁川府再度の戦争の場濟物浦船中の場など種々ありと云ふが小林清親が戲畫なる動物館騷動の圖にて鼻に總を結びし小牛が朝鮮笠を冠りし犬に追はれる所を主として其他諸種の鳥獸を一々今度の事に關係ある人々に擬せしボンチ畫(二枚續)は評判殊に高く發賣高萬餘に及びしといふ

繪錦の傳誤殺毒ふ云としりか多も最き行れ賣



韓紅大倭錦 筋書

芳川春濤 作

明治十五年九月十五日發行

郵便報知新聞

第二千八百八十一號

序幕 大院君邸前の場

本舞臺一面山幕爰に朝鮮の百姓大勢里正を先に立て祈雨祭と大文字に記せし横長の旗を持ち立かり居る瀧の音にて幕明くと(皆々)斯う何日も雨がなくては折角丹誠した作物が皆枯てしまふから皆も精出して雨乞をするがいゝが此様に早のするも一ツの不思議だ何でも此間向ふの山で召捕になつた白樂寛さまといふ先生がいハシャツた通り是まで釜山浦だけでゐた日本の畜生めらが追々都近くへ足を踏込み此結構な國を汚したから神々さまのお腹立かも知れない今日もけふとて日本のドクタクとやらで日本から訓練の師匠に來て居る下都監の堀本といふ奴や公使館の髭たちが五六人で關帝さまの社へ參詣に出かけたといふが又關帝様が腹を立たしやると折角の雨乞が益にたぬから其日本の奴等に參詣をさせないやうに今から行て逐拂ふじやないかと此筋を云てはいる知らせに山

幕切つて落す

本舞臺深山を見せたる遠見上の方大院君の屋敷丸石にて築きたる練堀に物見のある丸形の門を斜に見せたる道具爰に兵卒大勢と旗總(我軍曹に當る)四人にて米倉の役人の中に取圍み立かり居る道具納まると(倉役)我を捕へて何とするのだ(旗總)何とするとは知れたこと去年の暮から丸七月給米としては少しも渡さず再三再四の嘆願で漸々渡つた一月分の給米も腐つてゐて食料にならぬのは汝等が作略で良米を日本人へ賣渡し残つた陳ひんの厄雜米を我々へ渡したのであらう太い奴だ外の奴の懲しめに此奴を打殺せト兵卒に指圖する倉役はいろくと云譯をする(兵卒)其の云譯は益にたぬ食はずに死ぬも汝等を殺してお仕置になるも死ぬ味は同じだと大勢にて打かり立廻りになる爰へ市中取締りの警吏三人出で双方を鎮め次第を聞糺し兵卒等を粗暴なりと叱り吟味の爲めと旗總二人へ繩をかけ倉役を勞はりながら引立てはいる兵卒等無念のこなし騒立つを殘る旗總二人が留め騒ぐは却て爲めにわるい此上は何所へか嘆願して今の二人の命乞をするが専務だが尹雄烈も閔氏一族も先頃給米渡方の事を嘆願した時一向に心配してくれぬ程ゆえ逆も取上げてはくれまいから爰の大院君さまへ願ふて見やう國王の父君ゆえ我々の願を取上げてくださればよいがト何れも困つて居る爰へ大院君近習を從へ歩行にて門より出る(近習)コレ、大院君さまのお成りじや路を開ケと云ふ是にて兵卒等驚き傍へうづくまる旗總は折がよいといふ思入れにておづ／＼進み出でお願いがござります